

目 次

津市条例

津市上下水道事業経営審議会条例

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市市税条例の一部を改正する条例

津市規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則及び津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

津市公印規則の一部を改正する規則

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部を改正する規則

津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の臨時的任用に関する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

令和元年改正給与条例附則第3条の規定による住居手当に関する規則

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

三重短期大学授業料徴収猶予及び減免に関する規則の一部を改正する規則

津市美杉林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則
津市職員の育児休業等に関する規則及び津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則
津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部を改正する規則
津市契約規則の一部を改正する規則
津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則
津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令
津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令
上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
津市事務専決規程の一部を改正する訓令
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令
津市公文例規程の一部を改正する訓令
津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程

津市告示

公示送達
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示
都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定
指定緊急避難場所の指定
認可地縁団体の告示事項の変更
地籍調査の実施
障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定
市道路線の供用開始
市税の収納事務の一部委託
議決を経た予算等の公表
放置自転車の撤去及び保管
財政公表
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退
特定子ども・子育て支援施設等の確認
津市コンビニエンスストア収納事務業務委託における国民健康保険料の徴収事務の私人委託
自動車臨時運行許可番号標の失効
津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了
都市公園の設置及び供用開始
津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集
犬の抑留
開発行為に係る工事の完了
犬の抑留
津市上下水道事業管理規程
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
津市上下水道事業分課規程の全部改正
上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程
津市上下水道事業告示
公共下水道の供用及び下水の処理の開始
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
津市上下水道事業公告
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの縦覧
亀山都市計画下水道津市芸濃公共下水道（棕本処理区）の変更認可
亀山都市計画下水道津市芸濃公共下水道（棕本処理区）の変更認可に係る図書の写しの縦覧
津市議会規程
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
津市教育委員会規則
津市社会教育指導員設置等に関する規則等の一部を改正する規則
津市教育委員会訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
津市選挙管理委員会告示
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
津市監査委員告示

津市監査基準

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

※ 目次には、J I S第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市上下水道事業経営審議会条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第2号

津市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 本市の水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業（以下「上下水道事業等」という。）の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 上下水道事業等の基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 上下水道事業等に係る料金及び使用料に関すること。
- (3) 上下水道事業等の経営戦略に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 上下水道事業等の受益者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道管理局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第3号

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員定数条例（平成25年津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「1,561人」を「1,573人」に改め、同条第3号中「371人」を「359人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第4号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年津市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 紹料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第5号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第14備考1を削り、同表備考2中「であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考1とし、同表備考3中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「共用廊下」を「共同住宅等の共用廊下」に、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考5中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改め、同備考を同表備考4とし、同備考の次に次のように加える。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を算定する場合 次のア及びイに掲げる金額を合算した額
 - ア 住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - イ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (1)のアに掲

げる金額

別表第14備考6を次のように改める。

6 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、当該複合建築物全体の認定申請をする場合又は当該複合建築物の住戸の部分及び当該複合建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のア及びイに掲げる金額を合算した額

ア 一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額

ア 住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のア及びウに掲げる金額を合算した額

別表第14備考7を削り、同表備考8中「当該建築物の住戸部分」を「当該複合建築物の住戸の部分」に、「当該建築物の形態」を「当該複合建築物の形態」に改め、同備考を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とする。

別表第15備考1を削り、同表備考2中「であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの」を削り、同備考を同表備考1とし、同表備考3中「人の居住の用に供する」を「共同住宅等の住戸の」に改め、同備考を同表備考2とし、同表備考4中「共用廊下」を「共同住宅等の共用廊下」に、「共用部分を」を「住戸部分以外の部分を」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考5中「住戸部分を有しない」を「住宅以外の用途のみに供する」に改め、同備考を同表備考4とし、同備考の次に次のように加える。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用的合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したもの）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を算定する場合 次のア及びイに掲げる金額を合算した額
- ア 住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
イ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (1)のアに掲げる金額

別表第15備考6を次のように改める。

6 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、当該複合建築物全体の認定申請をする場合又は当該複合建築物の住戸の部分及び当該複合建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のア及びイに掲げる金額を合算した額
- ア 一戸建ての住宅の手数料の金額
イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額
- ア 住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
イ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数

料の金額

- (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のア及びウに掲げる金額を合算した額

別表第15備考7を削り、同表備考8中「当該建築物の住戸部分」を「当該複合建築物の住戸の部分」に、「当該建築物の形態」を「当該複合建築物の形態」に改め、同備考を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第6号

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第8
3号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

第4会議室	一般使用の場合	500	700	1,100	1,200	1,800	2,300
第5会議室	営利又は宣伝を目的とする場合	1,000	1,400	2,200	2,400	3,600	4,600

を「

第4会議室	一般使用の場合	500	700	1,100	1,200	1,800	2,300
第5会議室	営利又は宣伝を目的とする場合	1,000	1,400	2,200	2,400	3,600	4,600
第6会議室	一般使用の場合	2,000	2,800	4,300	4,800	7,100	9,100
	営利又は宣伝を目	4,000	5,600	8,600	9,600	14,200	18,200

	的とする							
	場合							

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 第7会議室の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 7 号

津市会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市会館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表津市新町会館の項中「津市八町二丁目 5 番 16 号」を「津市新町三丁目 4 番 23 号」に改める。

第 6 条中「別表」を「別表第 1 から別表第 4 まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

津市橋南会館、津市城山会館、津市津西会館及び津市豊が丘会館の使用料

単位 円

使用区分	時間区分	午前9時から午後0時 30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後6時から午後9時 30分まで	午前9時から午後9時 30分まで
大会議室		1,250	1,250	1,570	3,240
小会議室		830	830	1,150	2,200
和室		830	830	1,150	2,200
〔備考〕					
冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。					

別表第1の次に次の3表を加える。

別表第2（第6条関係）

津市新町会館の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から午後0時 30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後6時から午後9時 30分まで	午前9時から午後9時 30分まで
和室	830	830	1,150	2,200
実習室	1,570	1,570	2,090	4,190
研修室1	1,250	1,250	1,570	3,240
研修室2	1,250	1,250	1,570	3,240
学習室	830	830	1,150	2,200
キッズルーム	830	830	1,150	2,200
[備考]				
冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

別表第3（第6条関係）

津市南が丘会館の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から午後0時 30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後6時から午後9時 30分まで	午前9時から午後9時 30分まで
大会議室	1,250	1,250	1,570	3,240
和室	830	830	1,150	2,200
実習室	1,570	1,570	2,090	4,190
研修室1	1,250	1,250	1,570	3,240
研修室2	1,250	1,250	1,570	3,240
研修室3	830	830	1,150	2,200
[備考]	冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。			

別表第4（第6条関係）

津市豊が丘おおぞら会館の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から午後0時 30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後6時から午後9時 30分まで	午前9時から午後9時 30分まで
研修室1	1,250	1,250	1,570	3,240
研修室2	1,250	1,250	1,570	3,240
研修室3	830	830	1,150	2,200
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。				

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 津市新町会館の使用に係る手續については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第8号

津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第1条 津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 交流施設等

第4条第5号を削る。

第10条第4号中「津市安濃福祉センター及び交流館」を「交流施設等」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

交流施設等の施設使用料

単位 円

使用区分		使用時間1時間当たりの使用料			
大会議室	入場料等を 徴収しない 場合	営利又は宣伝を目的とする 場合	4,190		
		その他の場合	2,090		
	入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合	入場料等の額 が1,000円以下	6,280	
			入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	8,380	
			入場料等の額 が3,000円を超 える	10,470	
	その他の場 合		入場料等の額 が1,000円以下	2,510	
			入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	3,140	
			入場料等の額 が3,000円を超 える	3,770	
中会議室1 中会議室2	入場料等を 徴収しない 場合	営利又は宣伝を目的とする 場合	1室につき	2,090	
		その他の場合	1室につき	1,040	
	入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合	入場料等の額 が1,000円以下	1室につき	3,140
			入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	1室につき	4,190

		入場料等の額 が3,000円を超 える	1室につき	5,230
	その他の場 合	入場料等の額 が1,000円以下	1室につき	1,250
		入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	1室につき	1,570
		入場料等の額 が3,000円を超 える	1室につき	1,880
小会議室		営利又は宣伝を目的とする 場合		1,040
場合		その他の場合		520
入場料等を 徴収する場 合		営利又は宣 傳を目的と する場合	入場料等の額 が1,000円以下	1,570
			入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	2,090
			入場料等の額 が3,000円を超 える	2,610
その他の場 合		入場料等の額 が1,000円以下		620
			入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	780
			入場料等の額 が3,000円を超 える	940
相談室 1	入場料等を 徴収しない	営利又は宣伝を目的とする 場合		1室につき
相談室 2				1,040

	場合	その他の場合		1室につき	520
	入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合		入場料等の額 が1,000円以下	1室につき 1,570
		入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下		1室につき	2,090
		入場料等の額 が3,000円を超 える		1室につき	2,610
	その他の場 合	入場料等の額 が1,000円以下		1室につき	620
		入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下		1室につき	780
		入場料等の額 が3,000円を超 える		1室につき	940
調理室	入場料等を 徴収しない 場合	営利又は宣傳を目的とする 場合			1,460
		その他の場合			730
	入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合		入場料等の額 が1,000円以下	2,200
		入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下			2,930
		入場料等の額 が3,000円を超 える			3,660
	その他の場 合	入場料等の額 が1,000円以下			880
		入場料等の額 が1,000円を超			1,100

		え3,000円以下		
		入場料等の額 が3,000円を超 える	1,320	
レクリエー ション室	入場料等を 徴収しない 場合	営利又は宣伝を目的とする 場合	1,040	
		その他の場合	520	
	入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合	入場料等の額 が1,000円以下	1,570
			入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	2,090
			入場料等の額 が3,000円を超 える	2,610
	その他の場 合	入場料等の額 が1,000円以下	620	
		入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	780	
		入場料等の額 が3,000円を超 える	940	
教養娛樂室	入場料等を 徴収しない 場合	営利又は宣伝を目的とする 場合	4,190	
		その他の場合	2,090	
	入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合	入場料等の額 が1,000円以下	6,280
			入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	8,380
			入場料等の額	

	が3,000円を超える	10,470
その他の場合	入場料等の額 が1,000円以下	2,510
	入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	3,140
	入場料等の額 が3,000円を超 える	3,770

[備考]

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 入場料等の額とは、1人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。
- 4 冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算する。

別表第4中

電源コンセント	1キロワットにつき	30	を
電源コンセント	1キロワットにつき	30	に改め、
大会議室音響設備	1式(1回当たり)	1,040	】

同表備考1中「教養娯楽室音響設備」を「大会議室音響設備及び教養娯楽室音響設備」に改める。

第2条 津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中

小会議室	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	1,040
		その他の場合	520
	入場料等を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする場合	1,570
		入場料等の額が1,000円以下	
		入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下	2,090
	その他の場合	入場料等の額が3,000円を超える	2,610
		入場料等の額が1,000円以下	620
		入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下	780
		入場料等の額が3,000円を超える	940

及び

レクリエーション室	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合		1,040
		その他の場合		520
	入場料等を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする場合	入場料等の額が1,000円以下	1,570
			入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下	2,090
			入場料等の額が3,000円を超える	2,610
	その他の場合	入場料等の額が1,000円以下		620
			入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下	780
			入場料等の額が3,000円を超える	940

を削る。

第3条 津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中

教養娯楽室	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合		4,190
		その他の場合		2,090
	入場料等を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする場合	入場料等の額が1,000円以下	6,280
			入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下	8,380
			入場料等の額	

	が3,000円を超える	10,470
その他の場合	入場料等の額が1,000円以下	2,510
	入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下	3,140
	入場料等の額が3,000円を超える	3,770

を

教養娯楽室	入場料等を 徴収しない 場合	営利又は宣伝を目的とする 場合	4,190
		その他の場合	2,090
	入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合	6,280
		入場料等の額 が1,000円以上	8,380
	その他の場 合	入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	10,470
		入場料等の額 が1,000円以下	2,510
		入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	3,140
	多目的室 A 多目的室 B	入場料等を 徴収しない 場合	入場料等の額 が3,000円を超 える
		その他の場合	1室につき
			1,040
			520

入場料等を 徴収する場 合	営利又は宣 伝を目的と する場合	入場料等の額 が1,000円以下	1室につき	1,570
		入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	1室につき	2,090
		入場料等の額 が3,000円を超 える	1室につき	2,610
その他の場 合	入場料等の額 が1,000円以下	1室につき	620	
	入場料等の額 が1,000円を超 え3,000円以下	1室につき	780	
	入場料等の額 が3,000円を超 える	1室につき	940	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第1条並びに附則第4項及び第5項の規定 令和2年4月1日
- (3) 第2条の規定 令和2年8月1日
- (4) 附則第3項の規定 令和2年10月1日
- (5) 第3条の規定 令和3年4月1日

(準備行為)

2 大会議室、調理室及びレクリエーション室の使用に係る手続については、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

3 多目的室A及び多目的室Bの使用に係る手続については、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 津市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、津市安濃保健センター（大会議室を除く。）」を削る。

第5条第1項中「津市久居保健センター」の次に「、津市安濃保健センター」を加える。

第6条第1号中「（津市安濃保健センター（大会議室に限る。）を除く。）」を削る。

第7条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第9条第2号中「（津市安濃保健センターにあっては、7日前）」を削る。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

（津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正前の津市保健センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の津市安濃保健センターの使用に係る手続については、第1条の規定による改正後の津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた手続とみなす。

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第9号

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「が行う研修」を「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修（以下この項において「研修」という。）」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、放課後児童支援員に欠員が生じた場合において、市長が必要と認めるときは、当該欠員が生じた日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに研修を修了することを予定している者を研修を修了した者とみなすことができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市条例第10号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第16条中「61万円」を「63万円」に改める。

第21条中「16万円」を「17万円」に改める。

第25条第1項及び第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条、第21条及び第25条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市条例第11号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下のこの条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から4月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称）並びに次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋

補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの壳渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第157条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号口」を「附則第15条第30項第1号口」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号八」を「附則第15条第30項第1号八」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号二」を「附則第15条第30項第1号二」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号口」を「附則第15条第30項第2号口」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」

を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号口」を「附則第15条第30項第3号口」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項を同条第15項とする。

附則第22条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第23条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第26条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第47項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前的地方税法（次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

津市長 前葉泰幸

津市規則第2号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成18年津市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「権利は、」の次に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

津市長 前葉泰幸

津市規則第3号

津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式（その1）（表）中「210円」を「220円」に改める。

第4号様式（その2）（表）中「4,200円」を「4,400円」に改め、同様式（裏）中「1人1回限り」を「1年限り」に改める。

第5号様式から第7号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により交付されたトレーニング室使用券については、施行日以後においても引き続き使用することができます。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

津市長 前葉泰幸

津市規則第4号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第92条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則及び津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

津市規則第5号

津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則及び津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則（津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則の一部改正）

第1条 津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則（平成18年津市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び交流広場」を「、交流広場及び交流施設等」に改める。

第2条を次のように改める。

（休館日）

第2条 ホール等の休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、市長がサンヒルズ安濃の管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) ホール等（交流施設等を除く。） 次に掲げる日

ア 毎週火曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 交流施設等 12月29日から翌年の1月3日までの日

第4条第1項第3号及び第8条第2号中「及び交流広場」を「、交流広場及び交流施設等」に改める。

第10条第1項に次の1号を加える。

(4) 条例第10条第4号の規定に該当するときは、使用しようとする日の20日前までは既納の使用料の7割の額を、7日前までは既納の使用料の5割の額を還付する。

第1号様式から第5号様式までの規定中

「ハーモニーホール ハーモニーホール附属会議施設等 を 交流広場」	「ハーモニーホール ハーモニーホール附属会議施設等 交流広場 交流施設等」
---	--

に改める。

(津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第2条の表津市安濃保健センターの項を削る。

第3条の表津市芸濃保健センター、津市安濃保健センター及び津市香良洲保健センターの項中「、津市安濃保健センター」を削る。

第4条中「津市久居保健センター」の次に「、津市安濃保健センター」を加え、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第10条第1項第2号中「(津市安濃保健センターにあっては、20日前)」及び「(津市安濃保健センターにあっては、7割の額)」を削る。

第1号様式その1中「、津市安濃保健センター」を削る。

(津市サンヒルズ安濃内津市安濃福祉センター及び交流館に関する規則の廃止)

第3条 津市サンヒルズ安濃内津市安濃福祉センター及び交流館に関する規則(平成18年津市規則第83号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年津市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 4 条第 5 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する局長、同条第 5 項第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第7号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

「 <table border="1"><tr><td>三重県</td></tr><tr><td>津市長</td></tr><tr><td>印水</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>三重県</td></tr><tr><td>津市長</td></tr><tr><td>印下水</td></tr></table> 」	三重県	津市長	印水	三重県	津市長	印下水	を	「 <table border="1"><tr><td>三重県</td></tr><tr><td>津市長</td></tr><tr><td>印水工</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>三重県</td></tr><tr><td>津市長</td></tr><tr><td>印水管</td></tr></table> 」	三重県	津市長	印水工	三重県	津市長	印水管	に、	「 水道局水道総務課管理担当の担当主幹又は担当副主幹 下水道局下水道総務課管理担当の担当主幹又は担当副主幹 」	を
三重県																	
津市長																	
印水																	
三重県																	
津市長																	
印下水																	
三重県																	
津市長																	
印水工																	
三重県																	
津市長																	
印水管																	
「 上下水道事業局水道工務課工事担当の担当主幹又は担当副主幹 上下水道管理局上下水道管理課管理担当の担当主幹又は担当副主幹 」	に改め、同表保育園印の項及び保育園長印の項中「22」 」	に改め、同表こども園印の項個数の欄及びこども園長印の項中「4」 」	」	」	」												

を「5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第8号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部を改正する規則

(津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則(平成18年津市規則第122号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第3号並びに第2号様式及び第3号様式中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

(津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部改正)

第2条 津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則(平成18年津市規則第123号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

第6条第1項第1号中「第7条第5項第4号口若しくはハ」を「第7条第5項第4号八若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第2号中「第7条第5項第4号チからヌまで(同号口若しくはハ)」を「第7条第5項第4号リからルまで(同号八若しくはニ)」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第3号中「第7条第5項第4号チからヌまで(同号二)」を「第7条第5項第4号リからルまで(同号ホ)」に改め、同項第4号中「第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまで」を「第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまで」に改める。

第1号様式中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第9号

津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中

「

大会議室 小会議室 和室 実習室
研修室1 研修室2 研修室3

」を

「

--

」に改める。

第3号様式中

「

取消しに係る施設 〔取消しを受けようと する施設を で囲ん でください。〕	大会議室 小会議室 和室 実習室 研修室1 研修室2 研修室3
--	------------------------------------

」

を

「

取消しに係る施設	
----------	--

」

に改める。

第4号様式中

「

使用する施設 〔使用する施設を で 囲んでください。〕	大会議室 小会議室 和室 実習室 研修室1 研修室2 研修室3
-----------------------------------	------------------------------------

」

を

使　用　す　る　施　設	
-------------	--

に改める。

第 5 号様式中

「 還　付　対　象　施　設 還付の対象となる施 設を　で囲んでくだ さい。 」	大会議室　小会議室　和室　実習室 研修室 1　研修室 2　研修室 3
--	---

を

「 還　付　対　象　施　設	
------------------	--

に改める。

附　則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の臨時的任用に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第10号

津市職員の臨時的任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(臨時的任用の期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第11号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成18年津市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

(表)

自動車臨時運行許可申請書

車名			注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。	
形状	1 箱形 3 バン 5 オートバイ	2 ステーションワゴン 4 キャブオーバー 6 その他()		
車台番号			自動車損害賠償責任保険	
運行の目的	1 車検のための回送 2 登録のための回送 3 封印取付けのための回送 4 その他()		保険会社名	
運行の経路	発着主要経路の地点名を記入してください。 出発地 経由地 到着地		証明書番号	
運行の期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 (日間) 目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は1~2日間です。)		保険期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
			備 考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

(宛先) 津市長

申 請 人	住 所		
	氏名又は名称 法人の場合は代表者名も記入してください。		
	(代表者) 電話 () ()		
	業 种	1 販売業 2 整備業 3 個人	
	番号標受領者氏名・住所		

番号標番号			枚数 1 · 2
許可番号	第 号		
許可年月日	年 月 日		
有効期間	年	月	日 から 月 日 まで
返納月日	年 月 日		
備 考			
返納期限	年 月 日まで		

(裏)

注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられ、又はこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

臨時運行許可を申請する方は、下記の書類の原本を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書その他自動車の同一性が確認できる書類（以下「自動車検査証等」という。）
自動車検査証等の原本をやむを得ず提示できない場合は、自動車検査証等の写し及び車台番号の拓本（写し可）を提示してください。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）
- 3 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードその他申請人又は来庁者の住所が確認できる書類

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第12号

津市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「6箇月間」とあるのは「1箇月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、前項中「1年」とあるのは「任期の末日」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第13号

上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「水道局及び下水道局」を「上下水道事業局及び上下水道管理局」に改め、「、上下水道事業管理室の経営計画担当の担当主幹」を削る。

別表第1行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級8級の項中「水道局長、下水道局長」を「上下水道事業局長、上下水道管理局長」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級7級の項中「水道局次長、下水道局次長」を「上下水道事業局次長、上下水道管理局次長」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級6級の項中「水道局、下水道局」を「上下水道事業局、上下水道管理局」に改め、「、上下水道事業管理室長」を削り、「津市アストプラザ館長」の次に「、上下水道事業局事業所の所長」を加え、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級5級の項中「、水道局事業所の所長」を削る。

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成18年津市規則第27号)の一部を次のように改正する。

附則別表第3の5級の項中

- | |
|-------------|
| 1 担当主幹の職務 |
| 2 事業所の所長の職務 |

を

「
担当主幹の職務

」に改め、同表6級の項中「、室

長」を削り、「担当副参事」の次に「並びに事業所の所長」を加え、同表7級の項中「水道局長及び下水道局長」を「上下水道事業局長及び上下水道管

理局長」に、「水道局次長及び下水道局次長」を「上下水道事業局次長及び上下水道管理局次長」に改め、同表 8 級の項中「水道局長及び下水道局長」を「上下水道事業局長及び上下水道管理局長」に改める。

(津市庁舎管理規則の一部改正)

第 3 条 津市庁舎管理規則（平成 18 年津市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表中「水道局庁舎」を「上下水道庁舎」に、「水道局長」を「上下水道管理局長」に改める。

(津市会計規則の一部改正)

第 4 条 津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「

下水道局	下水道総務課
------	--------

」 を
「

上下水道管理局	営業課
---------	-----

」 に改める。

(市長の同意を得て任免する上下水道企業職員に関する規則の一部改正)

第 5 条 市長の同意を得て任免する上下水道企業職員に関する規則（平成 18 年津市規則第 209 号）の一部を次のように改正する。

本則中「水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「上下水道事業局及び上下水道管理局」に改め、「、室長」を削る。

(津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 条 津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 231 号）の一部を次のように改正する。

別表部の分掌事務の表中

上下水道事業管理室
水道局
下水道局

上下水道管理局
上下水道事業局

を に、

「下水道局所管」を「上下水道事業局所管」に改め、同表備考中「上下水道事業管理室並びに水道局及び下水道局」を「上下水道事業局及び上下水道管理局」に改める。

（津市職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第7条 津市職員の退職管理に関する規則（平成28年津市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道局長、下水道局長」を「上下水道事業局長、上下水道管理局長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第14号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（市税の減免申請の特例）

第17条の2 市長は、条例第51条第1項（同項第4号に掲げる者に係るものに限る。）、第71条第1項（同項第1号及び第2号に掲げる者に係るものに限る。）、第89条第1項（同項第1号に掲げる者に係るものに限る。）又は第90条第1項の規定による減免を受けた納税義務者について、当該減免を受けた翌年度において当該減免の事由に変更がないと認められるときは、条例第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項又は第90条第2項若しくは第3項に規定する申請書の提出があったものとみなすことができる。
第18条に次のただし書きを加える。

ただし、前条の規定により申請書の提出があったものとみなしたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第15号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1中

- 「
 - 10 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務」を
- 「
 - 10 選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務
 - 11 津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号。以下「分掌規則」という。）第4条第1項第1号の2に規定する局長の職務
 - 12 分掌規則第4条第1項第2号の2に規定する局次長の職務」に、
- 「
 - 5 困難な業務を所掌する教育次長の職務」を
- 「
 - 5 困難な業務を所掌する教育次長の職務
 - 6 困難な業務を所掌する分掌規則第4条第1項第1号の2に規定する局長の職務」に改める。

別表第1の7級の項中「津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号。以下「分掌規則」という。）」を「分掌規則」に改める。

別表第4アの表中

「大学の助手」を「短期大学の助教
短期大学の助手」に改める。

別表第5イの表中

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
33	32
34	32
34	33
34	33
35	34
35	34
35	35
36	35

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第5の規定は、平成31年4月1日から適用する。

令和元年改正給与条例附則第3条の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第16号

令和元年改正給与条例附則第3条の規定による住居手当に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年津市条例第24号。以下「改正給与条例」という。）附則第3条の規定による住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 改正給与条例附則第3条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 改正給与条例第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下この条及び次条において「改正前給与条例」という。）第23条第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 津市職員の給与に関する条例第23条第1項の規定を適用するとしたならば新たに同項第3号に該当することとなる職員
 - イ 改正前給与条例第23条第1項の規定を適用するとしたならば同項第1号に該当しないこととなる職員
- (2) 施行日の前日において改正前給与条例第23条第1項第1号及び第3号のいずれにも該当していた職員であって、同項の規定を適用するとしたならば同項第1号及び第3号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- (3) 改正給与条例附則第3条第1項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員
- (4) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として市長が定める職員
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第3条 改正給与条例附則第3条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第23条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正給与条例附則第3条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額
- (3) 施行日の前日において改正前給与条例第23条第1項第1号及び第3号のいずれにも該当していた場合 市長と協議して定める額
(確認及び決定)

第4条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第23条の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間ににおける当該住居手当に係る家賃の変更を含む。）を津市職員の住居手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第30号）第7条第1項の規定による住居届その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正給与条例附則第3条第1項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第5条 改正給与条例附則第3条の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同条第1項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（津市職員の住居手当に関する規則の準用）

第6条 津市職員の住居手当の支給に関する規則第7条から第11条まで（同規則第10条第1項を除く。）の規定は、改正給与条例附則第3条の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第7条第1項中「新たに条例第23条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年津市条例第24号）附則第3条の規定による住居手当を受けてい

る職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第8条中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同規則第10条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、改正給与条例附則第3条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第17号

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の住居手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附則第3項を次のように改める。

（令和3年4月1日における届出の特例）

3 令和3年3月31日において津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年津市条例第24号）附則第3条の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第23条第1項第1号又は第3号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第7条第1項の規定により行われた届出（令和元年改正給与条例附則第3条の規定による住居手当に関する規則（令和2年津市規則第16号）第6条において準用する第7条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第18号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「競技運営課 競技運営担当」を「競技運営課 運営調整担当 競技運営担当」に改める。

別表第1政策財務部の表東京事務所の部シティプロモーション・渉外担当の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に係る情報発信等に関すること。

別表第1政策財務部の表財政課の部財政担当の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に関すること。

別表第1政策財務部の表市民税課の部諸税担当の項第3号中「自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税」を「地方譲与税」に改め、「株式等譲渡所得割交付金」の次に「、法人事業税交付金」を加え、「及び自動車取得税交付金」を「、自動車取得税交付金及び環境性能割交付金」に改める。

別表第1総務部の表人事課の部人事政策担当の項第5号中「臨時職員又は常勤を要しない職員」を「臨時の任用職員及び非常勤職員」に改める。

別表第1健康福祉部の表子育て推進課の部子育て推進担当の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども子育て・出会い応援包括支援窓口に関すること。

別表第1健康福祉部の表子育て推進課の部保育担当の項第2号中「教育・保育給付」の次に「及び子育てのための施設等利用給付」を加える。

別表第1健康福祉部の表援護課の部相談・支援担当の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生活福祉・自立応援包括支援窓口に関すること。

別表第1ボートレース事業部の表経営管理課の部経営管理担当の項第10号中「臨時職員等」を「臨時の任用職員及び非常勤職員」に改める。

別表第1スポーツ文化振興部国体・障害者スポーツ大会推進局の表競技運営課の部を次のように改める。

競技運営課	運営調整担当	(1) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る宿泊に関する事。 (2) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る衛生等に関する事。 (3) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る輸送及び交通に関する事。 (4) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る警備等に関する事。 (5) 課の庶務に関する事。
	競技運営担当	(1) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技団体等との連絡調整に関する事。 (2) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技会場（設計を伴わない簡易な仮設施設に限る。）及び競技用具の整備に関する事。 (3) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技の実施に関する事。 (4) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る競技式典に関する事。

別表第3農林水産部農林水産政策課の表林業振興室の部林業振興担当の項中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に関する事。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第19号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中コを削り、ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、ウの次に次のように加える。

工 市民部に属する事務

第2条第1号シ及びスを削る。

第2条第2号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同号ク中「水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「上下水道事業局及び上下水道管理局」に改め、同号中クをキとし、ケをクとし、コをサとし、クの次に次のように加える。

ケ 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）

コ 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）

第2条第2号中サをシとし、シの次に次のように加える。

ス 議会に属する事務（議会及び議長の権限に属する事務を除く。）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第20号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）の一部を次のように改正する。
第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第10条関係）

市営住宅等連帯保証人届出書

年　月　日

(宛先) 津市長

次のとおり市営住宅の賃貸借契約について、連帯保証人の資格を有する旨を届け出ます。

連 帯 保 証 人	フリガナ			実印
	氏名	生年月日(年 月 日)		
	住所	(〒 -)		
	本籍地			
電話番号	自宅			
	携帯電話			
勤務先	名称 又は屋号	電話()		
	住所			
	平均月収	万円	勤務年数	年
賃貸借の 目的物	所在地			
	名称			
賃借人			賃借人 との続柄	
極度額				

第11号様式中

「

現連帯保証人	住 所	
	氏 名	
新連帯保証人	住 所	
	氏 名	

(添付書類)

」

「

変更後 の連帯 保証人	住 所		
	(フリガナ) 氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	賃借人 との続柄		
変更前 の連帯 保証人	住 所		
	氏 名		
添付書類			

」

改める。

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

第12号様式（第11条関係）

市営住宅賃貸借契約書

賃貸人津市（以下「甲」という。）、賃借人（以下「乙」という。）及び下記連帯保証人とは、市営住宅の賃貸借について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」という。）及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その所有に係る次に掲げる市営住宅（以下「本物件」という。）を、この契約書に記載された条件で乙に賃貸するものとする。

- (1) 所 在 地
- (2) 名 称
- (3) 構造及び床面積

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、この契約の締結の日から起算して3年間とする。ただし、賃貸借期間満了の日前1月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（家賃）

第3条 毎月の家賃は、条例第16条、第34条第1項又は第37条第1項の規定により算出した額とし、乙は、毎月末日までに甲の指示する方法によって甲に支払うものとする。ただし、前条に定める賃貸借期間の始期又は終期が月の中途中にかかるときは、当該月分の家賃は、日割計算によって算定した額とする。

（敷金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に前条に定める家賃の3箇月分を敷金として甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 敷金は、無利息とし、第2条に定める賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときに、乙に返還するものとする。ただし、甲は、乙の未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行があるときは、その債務の額を敷金から控除して返還するものとする。

4 前項の場合において、敷金の額が未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行の合計額に満たないときは、乙は、甲の指示に従い、その不足額を納付しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 乙及び乙の同居人が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものないこと。

(3) 本物件に反社会的勢力を居住させないこと及び出入りさせないこと。

(4) 乙及び乙の同居人が、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸し、若しくは使用させてはならない。

(住宅使用上の注意)

第6条 乙は、本物件及びその付属設備並びに共同施設の使用について、善良な管理者の注意をもってこれを維持管理しなければならない。

(賃借人の費用負担義務)

第7条 乙は、次に掲げる費用を負担する。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持並びに運営に要する費用

- (4) 共用の階段、廊下その他本物件の敷地内の共用部分の維持及び管理に必要となる電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに清掃に係る費用
 - (5) 置表の取替え、ふすまの張替え、各戸内の給水栓、点滅器、電球等の取替え、破損ガラスの取替えその他小修繕に要する費用
 - (6) 付帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
 - (7) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用
- (禁止事項)

第8条 乙又は乙の同居人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本物件を居住以外の目的のために使用すること。
- (2) この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は本物件の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは使用させること。
- (3) 甲の承認を得ないで、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造すること。
- (4) 甲の承認を得ないで、市営住宅入居申込書に記載した親族以外の者を同居させること。
- (5) 土地、共用部分若しくは共同施設をみだりに占有し、若しくは不当に使用し、又は土地、共用部分若しくは共同施設に係る甲若しくは乙以外の居住者の正当な使用を妨げること。
- (6) 犬、猫、鳥等のペット類の飼育をすること又は猛獣、有毒生物等の明らかに近隣に不安を覚えさせる恐れがある動物を飼育し、又は保管すること。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (8) 大音量を発生させること又は悪臭を発生させ、それを放置すること。
- (9) 本物件及びその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動をとり、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (10) その他共同生活の秩序を乱し、甲又は乙以外の居住者に迷惑をかけること。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならぬ。この場合において、修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、他のものは甲が負担する。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を

乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

- 3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、速やかに甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

(契約の解除及び住宅の明渡し)

第10条 乙又は乙の同居人が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、この契約が解除されたときは、乙は、速やかに本物件を明け渡さなければならない。

- (1) 不正の行為によって本物件に入居したとき。
- (2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。
- (3) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。
- (4) 第7条第3号及び第4号に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。
- (5) 本物件又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (6) 正当な事由によらないで15日以上本物件を使用しないとき。
- (7) 条例第26条から第31条までの規定に違反したとき。
- (8) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (9) 第5条又は第8条の規定に違反したとき。
- (10) その他条例、規則又はこの契約に定める義務を履行しないとき。

(損害賠償金の支払)

第11条 乙は、前条の規定により、甲から本物件の明渡しを請求されたときは、条例第46条の規定による金銭を支払わなければならない。

(退去等)

第12条 乙が本物件から退去しようとするときは、14日以上の予告期間をもって、甲の定める市営住宅等返還届書を甲に提出するものとし、その市営住宅等返還届書に記載された退去の日をもって、この契約は解除されたものとする。

- 2 乙は、前項の規定により市営住宅等返還届書を甲に提出したときは、その市営住宅等返還届書に記載した退去の日までに本物件を空け、これを甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、退去しようとする日の5日前までに本物件の検査を受けなければならない。

- 3 乙は、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(一部滅失等による家賃の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、家賃は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(原状回復義務等)

第14条 乙は、本物件又は共同施設に関し滅失し、又は損傷した部分があるときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(明渡しの努力義務)

第15条 乙は、収入が条例第32条の基準を超過した場合は、速やかに甲に届け出て、本物件を明け渡すよう努めるものとする。

(立入検査)

第16条 甲は、本物件の管理上必要があるときは、乙に理由を明らかにして、甲の代理人に本物件に立ち入り、検査をさせることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲及び甲の代理人の立入りを拒否することはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を、記名押印欄に記載する極度額を限度として負担する。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2 乙は、連帯保証人が前項の極度額まで債務を負担し、死亡し、所在不明であり、又は無資力である等の理由により連帯保証人としての資格を失ったときは、速やかに他の連帯保証人を選任し、規則に定める「市営住宅等連帯保証人変更承認申請書」を甲に提出しなければならない。

3 連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、家賃の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等の乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

（当事者の1人について生じた事由の効力）

第18条 甲が連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、乙及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。

（専属的合意管轄）

第19条 本契約に起因する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、津地方裁判所又は津簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（個人情報調査）

第20条 乙及び連帯保証人は、甲が、本契約から生じる乙の債務の管理又は回収に関して必要が生じたときは、個人情報を収集し、及び利用することに同意する。

（疑義等の決定）

第21条 条例及び規則に定めるもののほか、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年　月　日

賃貸人　甲　住所　津市西丸之内 2 3 番 1 号

氏名　津市
津市長（氏名）

賃借人　乙　住所

実印

氏名

連帯保証人　住所

実印

氏名

極度額

円

連帯保証人　住所

実印

氏名

極度額

円

第13号様式（第11条関係）

店舗賃貸借契約書

賃貸人津市（以下「甲」という。）、賃借人（以下「乙」という。）及び下記連帯保証人とは、店舗の賃貸借について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」という。）及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その所有に係る次に掲げる店舗（以下「本物件」という。）を、この契約書に記載された条件で乙に賃貸するものとする。

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 構造及び床面積

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、この契約の締結の日から起算して3年間とする。ただし、賃貸借期間満了の日前1月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（家賃）

第3条 毎月の家賃は、条例第16条第4項の規定により算出した額とし、乙は、毎月末日までに甲の指示する方法によって甲に支払うものとする。ただし、前条に定める賃貸借期間の始期又は終期が月の中途中にかかるときは、当該月分の家賃は、日割計算によって算定した額とする。

（敷金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に前条に定める家賃の3箇月分を敷金として甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 敷金は、無利息とし、第2条に定める賃貸借期間が終了したとき、又はこ

の契約が解除されたときに、乙に返還するものとする。ただし、甲は、乙の未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行があるときは、その債務の額を敷金から控除して返還するものとする。

4 前項の場合において、敷金の額が未納の家賃、第14条に規定する原状回復に要する費用の未納その他この契約から生じる乙の債務の不履行の合計額に満たないときは、乙は、甲の指示に従い、その不足額を納付しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものないこと。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させないこと及び出入りさせないこと。
- (4) 乙が、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸し、若しくは使用させてはならない。

(店舗使用上の注意)

第6条 乙は、本物件及びその付属設備並びに共同施設の使用について、善良な管理者の注意をもってこれを維持管理しなければならない。

(賃借人の費用負担義務)

第7条 乙は、次に掲げる費用を負担する。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持並びに運営に要する費用
- (4) 共用の階段、廊下その他本物件の敷地内の共用部分の維持及び管理に必要となる電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに清掃に係る費用
- (5) 各戸内の給水栓、点滅器、電球等の取替え、破損ガラスの取替えその他

小修繕に要する費用

- (6) 付帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (7) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用
(禁止事項)

第8条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本物件を店舗以外の目的のために使用すること。
- (2) この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は本物件の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは使用させること。
- (3) 甲の承認を得ないで、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造すること。
- (4) 土地、共用部分若しくは共同施設をみだりに占有し、若しくは不当に使用し、又は土地、共用部分若しくは共同施設に係る甲若しくは乙以外の居住者の正当な使用を妨げること。
- (5) 犬、猫、鳥等のペット類の飼育をすること又は猛獣、有毒生物等の明らかに近隣に不安を覚えさせる恐れがある動物を飼育し、又は保管すること。
- (6) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (7) 大音量を発生させること又は悪臭を発生させ、それを放置すること。
- (8) 本物件及びその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動をとり、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (9) その他共同生活の秩序を乱し、甲又は乙以外の居住者に迷惑をかけること。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならぬ。この場合において、修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、他のものは甲が負担する。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、速やかに甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

(契約の解除及び店舗の明渡し)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、この契約が解除されたときは、乙は、速やかに本物件を明け渡さなければならない。

- (1) 不正の行為によって本物件に入居したとき。
- (2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。
- (3) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。
- (4) 第7条第3号及び第4号に規定する乙の費用負担義務を履行しないとき。
- (5) 本物件又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (6) 正当な事由によらないで15日以上本物件を使用しないとき。
- (7) 条例第26条から第31条までの規定に違反したとき。
- (8) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (9) 第5条又は第8条の規定に違反したとき。
- (10) その他条例、規則又はこの契約に定める義務を履行しないとき。

(損害賠償金の支払)

第11条 乙は、前条の規定により、甲から本物件の明渡しを請求されたときは、条例第46条の規定による金銭を支払わなければならない。

(退去等)

第12条 乙が本物件から退去しようとするときは、14日以上の予告期間をもって、甲の定める市営住宅等返還届書を甲に提出するものとし、その市営住宅等返還届書に記載された退去の日をもって、この契約は解除されたものとする。

- 2 乙は、前項の規定により市営住宅等返還届書を甲に提出したときは、その市営住宅等返還届書に記載した退去の日までに本物件を空け、これを甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、退去しようとする日の5日前までに本物件の検査を受けなければならない。
- 3 乙は、本物件を模様替えし、若しくは増築し、又は工作物等を築造したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(一部滅失等による家賃の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、家賃は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(原状回復義務等)

第14条 乙は、本物件又は共同施設に関し滅失し、又は損傷した部分があるときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入検査)

第15条 甲は、本物件の管理上必要があるときは、乙に理由を明らかにして、甲の代理人に本物件に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲及び甲の代理人の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができることとする。

(連帯保証人)

第16条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を、記名押印欄に記載する極度額を限度として負担する。本契約が更新された場合においても、同様とする。

- 2 乙は、本契約に先立ち、連帯保証人に対し、下記の項目について情報の提供を行い、連帯保証人は、その情報の提供を受けたことを確認する。
- (1) 乙の財産及び収支の状況
 - (2) 乙が本契約以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - (3) 乙が、甲に対して第4条の敷金以外の担保を提供していない事実
- 3 乙は、連帯保証人が前項の極度額まで債務を負担し、死亡し、所在不明であり、又は無資力である等の理由により連帯保証人としての資格を失ったときは、速やかに他の連帯保証人を選任し、規則に定める「市営住宅等連帯保証人変更承認申請書」を甲に提出しなければならない。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、家賃の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等の乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- (当事者の1人について生じた事由の効力)

第17条 甲が連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、乙及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。

（専属的合意管轄）

第18条 本契約に起因する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、津地方裁判所又は津簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（個人情報調査）

第19条 乙及び連帯保証人は、甲が、本契約から生じる乙の債務の管理又は回収に関して必要が生じたときは、個人情報を収集し、及び利用することに同意する。

（疑義等の決定）

第20条 条例及び規則に定めるもののほか、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年　月　日

賃貸人　甲　住所　津市西丸之内23番1号

氏名　津市
津市長（氏名）

賃借人　乙　住所

実印

氏名

連帯保証人　住所

実印

氏名

極度額

円

連帯保証人　住所

実印

氏名

極度額

円

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第21号

津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第204号）の一部を次のように改正する。

「上記連帯保証人 住所

第3号様式中 を

氏名 (印)」

「上記連帯保証人 住所

氏名 (印) に改める。

極度額 円」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第22号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表津市芸濃保育園の項を削る。

(津市延長保育等の実施に関する規則の一部改正)

第2条 津市延長保育等の実施に関する規則(平成27年津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

津市こべき保育園	を	津市こべき保育園	に改める。
津市芸濃保育園			

」

(津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年津市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1津市立津みどりの森こども園の項の次に次のように加える。

津市立 芸濃こ ども園	240人	90人	90人	48人	12人
-------------------	------	-----	-----	-----	-----

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

三重短期大学授業料徴収猶予及び減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第23号

三重短期大学授業料徴収猶予及び減免に関する規則の一部を改正する規則

三重短期大学授業料徴収猶予及び減免に関する規則（平成18年津市規則第215号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則

第1条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「及び」を「並びに授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「徴収猶予」を「授業料の徴収猶予」に改める。

第3条の見出し中「取扱区分」を「取扱区分等」に改め、同条中「減免の取扱区分」を「授業料の減免の取扱区分」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入学料の減免は、市長が別に定める日までに受理した減免の申請に対して当該申請に係る入学料について選考する。

第4条中「各期分に対して」を削り、「半額免除の2種」を「一部免除」に改める。

第5条の見出し中「授業料納付困難者」を「授業料等納付困難者」に改め、同条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金制度における認定を受けた者にあっては、当該認定をもって大学の選考機関の認定があったものとみなす。

第6条（見出しを含む。）中「減免」を「授業料の減免」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市美杉林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第24号

津市美杉林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第180号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

「 住 所

第3号様式中 上記連帯保証人 を
氏 名 印」

「 住 所

上記連帯保証人 氏 名 印 に、「あて先」を「宛先」

極度額 円」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第25号

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成18年津市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「児童福祉法」を「法」に改め、「被措置者」の次に「又は扶養義務者」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の一覧表

被措置者の属する世帯の階層区分		費用の額(月額)	
階層区分	定義	助産施設	母子生活支援施設
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	出産一時金× 0.2 + 2,200	1,100
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)	出産一時金× 0.3 + 4,500	2,200
D 1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円 9,000以下 出産一時金× 0.5 + 6,600	3,300
D 2	9,000を超え 19,000以下 19,000を超え 27,000以下	出産一時金× 0.5 + 9,000	4,500
D 3			6,700
D 4	27,000を超え 57,000以下 57,000を超え 93,000以下		9,300
D 5			14,500

	177,300以下	
D 6	177,300を超える 258,100以下	20,600
D 7	258,100を超える 348,100以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。）
D 8	348,100を超える 456,100以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。）
D 9	456,100を超える 583,200以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。）
D 10	583,200を超える 704,000以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が51,4

		00円を超えるときは、51,400円とする。)
D 11	704,000を超え 852,000以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。）
D 12	852,000を超え 1,044,000以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。）
D 13	1,044,000を超え 1,225,500以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。）
D 14	1,225,500を超え 1,426,500以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が95,6

			00円を超えるときは、95,600円とする。)
D 15	1,426,500 を超える		その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額

[備考]

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1からD15までの階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表の「出産一時金」とは、妊娠婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るために補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）をいう。

3 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表にかかわらず、当該階層の費用の額（月額）は0円とする。

- (1) 扶養義務者のいない単身世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者））
法第24条の2に定める障害児施設給付費若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に定める自立支援給付（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに係るものに限る。）の受給者又は同法附則第22条の規定による支給決定を受けている者を除く。）を有する世帯
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) その他保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯
- 4 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、これを行わないものとする。
- (1) その妊産婦の属する世帯の階層区分がこの表のD1からD15までの階層であるとき（真にやむを得ない特別の理由がある場合でD2階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円以下のときを除く。）。
- (2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がこの表のA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が404,000円以上であるとき。
- 5 助産の実施に要する費用の額（月額）に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 6 助産の実施に要する費用の額（月額）は、その助産の実施を開始した

日から解除される日までの期間に係る費用の額とみなす。

7　納入義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子（以下「女子」という。）に該当する場合又は同令第2条第2号に規定する男子（以下「男子」という。）に該当する場合は、女子にあっては地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦に該当するものとみなし、男子にあっては同項第12号に規定する寡夫に該当するものとみなして算出した市町村民税の額に対応する階層に係る費用の額を適用するものとする。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施及び母子保護の実施について適用し、同日前の助産の実施及び母子保護の実施については、なお従前の例による。

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 26 号

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市母子保健法施行取扱規則（平成 25 年津市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準 月額 (円)	徴収基準 加算月額 (円)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	5,400	540	
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割の年額 15,000円以下	7,900	790
D 2		15,001円以上 21,000円以下	10,800	1,080
D 3		21,001円以上 51,000円以下	16,200	1,620
D 4		51,001円以上 87,000円以下	22,400	2,240
D 5		87,001円以上 171,300円以下	34,800	3,480
D 6		171,301円以上 252,100円以下	49,400	4,940
D 7		252,101円以上 342,100円以下	65,000	6,500
D 8		342,101円以上 450,100円以下	82,400	8,240
D 9		450,101円以上 579,000円以下	102,000	10,200

D 10	579,001円以上 700,900円以下	123,400	12,340
D 11	700,901円以上 849,000円以下	147,000	14,700
D 12	849,001円以上 1,041,000円以下	172,500	17,250
D 13	1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900	19,990
D 14	1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400	22,940
D 15	1,423,501円以上	当該月に おける当 該児童に 係る費用 の支弁額	左の徴収 基準月額 の1割と する。た だし、そ の額が26, 300円に満 たない場 合は、26, 300円とす る。

備考

1 B階層、C階層及びD階層区分の認定は、児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該児童を扶養している者のうち、当該児童の全ての扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）の当該年度の市町村民税の課税状況が確定しない期間中においては、前年度の市町村民税の課税状況により認定するものとする。

2 徴収基準月額等の特例

(1) B階層、C階層及びD階層に属する世帯について、同一世帯で同時に2人以上の児童が養育医療の給付を受けた場合は、当該月の最も高額な徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）となる児童につ

き当該徴収基準月額によるものとし、当該児童以外の児童1人につき徴収基準加算月額によるものとする。

(2) B階層、C階層及びD階層（D15階層を除く。）に属する世帯について、当該月の入院日数が1月末満の場合における徴収基準月額及び徴収基準加算月額は、日割計算により算定した額とする。

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 この表に掲げる徴収基準月額（D15階層の徴収基準月額を除く。）が、当該月における児童の養育医療の給付に要した費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を徴収基準月額とする。

4 この備考に定めるもののほか、階層区分の認定に関しては、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（平成26年5月26日付け厚生労働省発雇児0526第3号）別表1備考6の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に養育医療の給付の決定を受けた者に係る徴収基準月額等について適用し、同日前に養育医療の給付の決定を受けた者に係る徴収基準月額等については、なお従前の例による。

津市職員の育児休業等に関する規則及び津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第27号

津市職員の育児休業等に関する規則及び津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の育児休業等に関する規則(平成18年津市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第18条第3号から第5号までに掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を「第18条第3号及び第4号に掲げる職員並びに津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年津市条例第14号)の適用を受ける職員」に改める。

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第18条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第24条第2項第1号、第30条第2号及び第34条第2項第1号中「第18条第3号から第5号まで」を「第18条第3号及び第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第28号

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則（平成26年津市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「いずれかに」を「いずれにも」に改める。

第3条中「医療機関等」の次に「（以下「委託医療機関等」という。）」を加える。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用種別）

第6条 事業の利用種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊型 委託医療機関等に事業を利用する者（以下「利用者」という。）
を宿泊させて事業を実施するもの
- (2) 通所型 委託医療機関等に利用者を日帰りで来所させて事業を実施する
もの
- (3) 訪問型 助産師等が利用者の居宅を訪問して事業を実施するもの

第8条を次のように改める。

（自己負担額）

第8条 利用者は、別表に掲げる額を自己負担額として本市に支払うものとする。

第9条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（自己負担額の減免）

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、自己負担額を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯	生活保護受給世帯
宿泊型 1泊当たり	3,000円	1,500円	0円
通所型 1日当たり	2,000円	1,000円	0円
訪問型 1日当たり	1,200円	600円	0円

備考

- 1 市町村民税課税世帯に属する利用者が、多生児について事業を利用する場合は、2人目以降の多生児1人につき、宿泊型にあっては1泊当たり1,000円を、通所型にあっては1日当たり300円を、訪問型にあっては1日当たり100円をそれぞれ加算する。
- 2 市町村民税非課税世帯に属する利用者が、多生児について事業を利用する場合は、2人目以降の多生児1人につき、宿泊型にあっては1泊当たり500円を、通所型にあっては1日当たり150円を、訪問型にあっては1日当たり50円をそれぞれ加算する。

第1号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市産後ケア事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る事業について適用し、同日前の利用に係る事業については、なお従前の例による。

津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第29号

津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部を改正する規則

津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則（平成18年津市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「お城ホール等の使用に関し支障がないと認めるときは、当該使用的時間を1時間に限り延長」を「プラザの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更」に改める。

第4条第1項中「使用しようとする日の属する月の10月前の月の初日から当日までの間に」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) お城ホール（リハーサル室を除く。）及び展示・会議施設（会議室を除く。） 使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から当日まで

(2) お城ホール（リハーサル室に限る。）及び展示・会議施設（会議室に限る。） 使用しようとする日の属する月の10月前の月の初日から当日まで

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業により、複数の施設の使用許可を受けようとする場合は、使用許可を受けようとする施設のうち、最初に申請期間の到来する施設に係る許可申請書の提出時において、使用許可を受けようとする全ての施設に係る許可申請書を提出することができる。

第8条第1号中「及び展示・会議施設（第1会議室に限る。）」を削り、同条第3号中「、ギャラリー及び第1会議室」を「及びギャラリー」に改める。

第12条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければなら

ない。

- (1) 入場人員は、収容定数を超えないこと。
- (2) プラザ内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、又はこれに対し協力すること。
- (3) 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせること。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

年　月　日(　曜)午前	時から	午後	を
年　月　日(　曜)午前	時まで	後	

」

「

年　月　日(　曜)午前	時　分から	午後	に、
年　月　日(　曜)午前	時　分まで	後	

」

準備時間	年　月　日(　曜)午前				時から	午後	時まで			
撤去時間	年　月　日(　曜)午前				時から	午後	時まで			
使用責任者										
使用する施設 〔使用する施設を で囲んでください。〕										
お城ホール リハーサル室 第1楽屋 第2楽屋 第3楽屋 第1控室 第2控室 シャワー室 生活文化情報センター(展示室) ギャラリー 第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室										
使用する設備器具 〔使用する設備器 具を で囲んで ください。〕										
所作台 平台 オーケストラひな段けこみ 松羽目 竹羽目 金びょうぶ 銀びょうぶ その他の設備器具(別紙のとおり) ----- 展示用スポットライト 展示用ケース 移動用スクリーン										
冷房	要	不要	暖房	要	不要					

を

使用責任者			
	使用する施設を記入してください。 1 施設【 2 施設【		

使用する施設	3 施設【 4 施設【 5 施設【	】 】 】
使用する設備器具	有() 無	
開場時間	年 月 日(曜)午前後	時 分
終演(終了)時間	年 月 日(曜)午前後	時 分
冷暖房	要 不要	

に改める。

第2号様式(表)中

「

年 月 日(曜)午前後	時から	を
年 月 日(曜)午前後	時まで	

」

「

年 月 日(曜)午前後	時 分から	に、
年 月 日(曜)午前後	時 分まで	

」

準備時間	年 月 日(曜)午前後	時から	午前後	時まで
撤去時間	年 月 日(曜)午前後	時から	午前後	時まで
使用責任者				
使用する施設	お城ホール リハーサル室 第1楽屋 第2楽屋 第3楽屋 第1控室 第2控室 シャワー室 生活文化情報センター(展示室) ギャラリー 第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室			
使用する設備器具	所作台 平台 オーケストラひな段けこみ 松羽目 竹羽目 金びょうぶ 銀びょうぶ その他の設備器具(別紙のとおり) 展示用スポットライト 展示用ケース 移動用スクリーン			
冷暖房	要 不要	暖 房	要 不要	

を

「

使用責任者

」

使用する施設	1 施設【】 2 施設【】 3 施設【】 4 施設【】 5 施設【】
使用する設備器具	有() 無
開場時間	年月日(曜)午前後 時 分
終演(終了)時間	年月日(曜)午前後 時 分
冷暖房	要 不要

に改め、

「

許可条件等

」

を削る。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

取消に係る使用時間	年月日(曜)午前後 時から 年月日(曜)午前後 時まで
取消に係る行事名	
取消しに係る施設 <i>(取消しを受けようとする施設をで囲んでください。)</i>	お城ホール リハーサル室 第1楽屋 第2楽屋 第3楽屋 第1控室 第2控室 シャワー室 生活文化情報センター(展示室) ギャラリー 第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室
取消しに係る設備器具 <i>(取消しを受けようとする設備器具をで囲んでください。)</i>	所作台 平台 オーケストラひな段けこみ 松羽目 竹羽目 金びょうぶ 銀びょうぶ その他の設備器具(別紙のとおり) 展示用スポットライト 展示用ケース 移動用スクリーン
使用許可年月日 及び許可番号	

」

を

「

使用許可年月日 及び許可番号	
取消しに係る 行 事 名	

」

取消しに係る 使　用　日　時	年　月　日(　曜　)午前	時	分から
	年　月　日(　曜　)午後	時	分まで
取消しに係る施設	1 施設【	】	
	2 施設【	】	
	3 施設【	】	
	4 施設【	】	
	5 施設【	】	
取消しに係る設備器具	有(　　)	無	

に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

年　月　日(　曜　)午前	時から
年　月　日(　曜　)午後	時まで

を

年　月　日(　曜　)午前	時	分から
年　月　日(　曜　)午後	時	分まで

に改め、

「 使用する施設 (使用する施設を で囲んでくだ さい。)	お城ホール リハーサル室 第1楽屋 第2楽屋 第3楽屋 第1控室 第2控室 シャワー室 生活文化情報センター(展示室) ギャラリー 第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室
使用する設備器具 (使用する設備器 具を で囲んで ください。)	所作台 平台 オーケストラひな段けこみ 松羽目 竹羽目 金びょうぶ 銀びょうぶ その他の設備器具(別紙のとおり) 展示用スポットライト 展示用ケース 移動用スクリーン
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要

を削る。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 還付の対象となる 使　用　日　時	年　月　日(　曜　)午前	時から
	年　月　日(　曜　)午後	時まで

還付対象施設 〔還付の対象となる施設をで囲んでください。〕	お城ホール リハーサル室 第1楽屋 第2楽屋 第3楽屋 第1控室 第2控室 シャワー室 生活文化情報センター（展示室） ギャラリー 第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室				
還付対象設備器具 〔還付の対象となる設備器具をで囲んでください。〕	所作台 平台 オーケストラひな段けこみ 松羽目 竹羽目 金びょうぶ 銀びょうぶ その他の設備器具（別紙のとおり） 展示用スポットライト 展示用ケース 移動用スクリーン				
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要		

を

還付の対象となる 使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午前 <input type="text"/> 時 分から 年 月 日 (曜) 午後 <input type="text"/> 時 分まで
還付対象施設	還付対象施設を記入してください。 1 施設【 <input type="text"/> 】 2 施設【 <input type="text"/> 】 3 施設【 <input type="text"/> 】 4 施設【 <input type="text"/> 】 5 施設【 <input type="text"/> 】
還付対象設備器具	有(<input type="checkbox"/>) 無(<input type="checkbox"/>)

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の規定（第4条第1項を除く。）は、この規則の施行の日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第30号

津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成18年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第9号を次のように改める。

(9) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任

第24条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第29条第1項中「かし担保特約」を「引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改める。

第30条第1項ただし書中「かし担保について」を「契約不適合を保証する」に改める。

第42条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第42条 契約の相手方から引渡しを受けた目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合を知った時から1年以内にその旨を契約の相手方に通知しないときは、市長は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 本市は、物件の売払いの場合において、目的物の引渡し後は、その契約不適合について担保の責めを負わない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第31号

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津市条例第14号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域手当等の支給)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。）の例により支給する。

(給与の減額)

第3条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、正規職員の例により、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第4条 勤務1時間当たりの給与額の算定方法は、正規職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等)

第5条 条例第5条第1項前段に規定する規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 基準日現在において任用されている職における任用期間が通算して6箇月に満たない職員
- (2) 津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号。以下「支給規則」という。）第18条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる者
- (3) 正規職員又は津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22

- 年津市条例第3号)別表第1及び別表第2の適用を受ける職員(以下「正規職員等」という。)であったフルタイム会計年度任用職員のうち、正規職員等として当該基準日に係る期末手当の支給を受けることができる者
- 2 前項第1号に掲げる職員の通算の取扱いについては、市長が別に定める。
- 3 条例第5条第1項に規定する規則で定める日は、正規職員の例による。
- 4 条例第5条第1項後段に規定する規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) その退職し、又は死亡した日において第1項各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間ににおいて正規職員等となった者
- 5 条例第5条第2項の規則で定める額(以下「期末手当基礎額」という。)は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第13条第2項第1号から第3号までにおいて同じ。)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 6 条例第5条第2項の規則で定める割合は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の給与条例第32条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 7 前項の在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間(第13条第1項に規定する職員として在職した期間を除く。)とする。
- 8 前項の期間の算定については、支給規則第24条第2項の規定を準用する。
- 9 前各項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、正規職員の例により支給する。
- (地域手当に相当する報酬)
- 第6条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の地域手当に相当する報酬の支給については、第2条の規定の例による。ただし、地域手当に相当する報酬の額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 条例第7条第2項又は第5項の規定により月額で定める報酬(以下「月額で定める基本報酬」という。)を支給される職員(以下「月額職員」という。)の勤務1月当たりの地域手当に相当する報酬の額 月額で定める基本報酬の額に支給割合を乗じて得た額
- (2) 条例第7条第3項又は第5項の規定により日額で定める報酬(以下「日

額で定める基本報酬」という。)を支給される職員(以下「日額職員」という。)の計算期間における地域手当に相当する額　日額で定める基本報酬の額に当該計算期間における勤務日数を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額

- (3) 条例第7条第4項又は第5項の規定により時間額で定める報酬(以下「時間額で定める基本報酬」という。)を支給される職員(以下「時間額職員」という。)の計算期間における地域手当に相当する額　時間額で定める基本報酬に当該計算期間における勤務時間数を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額

(通勤手当に相当する報酬)

第7条 パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に相当する報酬の支給については、第2条の規定の例による。ただし、通勤手当に相当する報酬の額は、同条に規定する通勤手当の額との均衡、パートタイム会計年度任用職員の勤務形態等を考慮して市長が別に定める。

(特殊勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬)

第8条 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬の支給については、第2条の規定の例による。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の支給については、第2条の規定の例による。ただし、勤務1時間当たりの報酬額は、第11条により算出した額とする。

(報酬の減額)

第10条 パートタイム会計年度任用職員(月額職員及び日額職員に限る。)が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、第3条の規定の例により報酬を減額して支給する。ただし、勤務1時間当たりの報酬額は、次条により算出した額とする。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第11条 勤務1時間当たりの報酬の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 月額職員の勤務1時間当たりの報酬の額　月額で定める基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に12を乗じて得た額を当該月額職員について任命権者が別に定める勤務時間で除して得た額
- (2) 日額職員の勤務1時間当たりの報酬の額　日額で定める基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を津市職員の勤務時

間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間で除して得た額

- (3) 時間額職員の勤務1時間当たりの報酬の額 時間額で定める基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額
(報酬の計算期間等)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算期間は、月の21日から翌月の20日までとする。ただし、月額で定める基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 報酬の支給日は、計算期間の末日の属する月の翌月の10日（その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は当該休日でない日）とする。
3 前2項の規定により難い特別の事情がある場合又は著しく不適当であると認められる場合の報酬の計算期間及び支給日は、任命権者が別に定める。
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等)

第13条 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の実勤務時間が1週間当たり平均15時間30分に満たないパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額職員 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき月額で定める基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額
(2) 日額職員 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき日額で定める基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を別に定める方法により月額に換算した額
(3) 時間額職員 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき時間額で定める基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を別に定める方法により月額に換算した額

(休職者の給与)

第14条 休職にされた職員は、別段の定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

(語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年等に係る特例)

第15条 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年その他任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、その職務

の特殊性を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に關し必要な事項は、正規職員との均衡を考慮して市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第32号

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「定める」の次に「催告、」を加える。

第23条第4項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかし」を「種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）など」に改める。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第45条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第45条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負人に対して相当の期間を定めて目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求できる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、市長は、目的物の修補に代え、又は修補とともに損害の賠償を請求できる。
- 3 第1項の場合において、請負人は、本市に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 第1項の規定による契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害の賠償の請求又は代金の減額の請求（以下この条において「請求」という。）は、第36条第4項又は第5項（第42条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行うものとする。
- 6 前項に規定する請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等の当該請求の根拠を示して、請負人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 市長が第5項に規定する請求が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負人に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。
- 8 市長は、第5項に規定する請求を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求以外に必要と認められる請求をすることができる。
- 9 第5項から前項までの規定は、契約不適合が請負人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負人の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもってその旨を請負人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることはできない。ただし、請負人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 第1項、第2項及び第4項の規定は、引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指示により生じたものであ

るときは、これを適用しない。ただし、請負人がその材料又は指示の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

13 契約不適合が契約及び取引上の社会通念に照らして請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、市長は、第2項に規定する損害の賠償を請求することができない。

第47条第1項中「次条第1項各号」の次に「又は第48条の2第1項各号」を加え、同条第3項中「次に定める」を「次の各号に定める」に改め、同項第3号中「かし担保債務」を「契約不適合を保証する債務」に、「かしに」を「契約不適合に」に改める。

第48条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（本市の催告による解除権）」を付し、同条第1項中「ときは、」の次に「相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第48条第1項第2号中「その責めに帰すべき事由により」を削り、同項第5号を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「違反し、その違反により当該契約の目的を達することができないと認められる」を「違反した」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

第48条の次に次の2条を加える。

（本市の催告によらない解除権）

第48条の2 市長は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
(2) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(3) 請負人が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は請負人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の目的物の性質及び当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、請負人がその債務の履行をせず、市長が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第50条第1項又は第50条の2第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により請負契約が解除された場合に準用する。

（本市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条の3 第48条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が本市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、第48条第1項又は前条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

第49条に見出しとして「（本市の任意解除権）」を付し、同条第1項中「前条第1項」を「第48条第1項又は第48条の2第1項」に改める。

第50条の見出し中「請負人の」の次に「催告によらない」を加え、同条第1項中「ときは、」の次に「直ちに」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「第49条第2項」に改め、同条を第50条の2とし、第49条の次に次の1条を加える。

（請負人の催告による解除権）

第50条 請負人は、本市が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、当該請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により請負契約が解除された場合に準用する。

第50条の2の次に次の1条を加える。

（請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条の3 第50条第1項又は前条第1項各号に定める場合が請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負人は、第50条第1項又は前条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

第51条第1項中「請負契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第3項中「第48条」の次に「又は第48条の2」を加え、「第49条又は前条」を「第49条から第50条の2まで」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「請負契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第8項中「第48条」の次に「又は第48条の2」を加え、「第49条又は前条」を「第49条から第50条の2まで」に改め、同条に次の1項を加える。

9 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び請負人が民法の規定に従って協議して決める。

第52条第2項中「第48条第2項」の次に「又は第48条の2第2項」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事について適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

津市訓令第1号

庁中一般

出先機関

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月26日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令

津市地域包括支援センター設置規程（平成18年津市訓令第41号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（身分証明書の交付等）

第5条 センター職員であることを明らかにし、第2条各号に掲げる業務の適正な執行を図るため、センター職員に対し、身分証明書（別記様式）を交付するものとする。

2 センター職員は、第2条各号に掲げる業務を行う場合においては、身分証明書を携帯し、必要に応じて利用者等に提示しなければならない。

3 センター職員は、その身分を失ったときは、直ちに身分証明書を返還しなければならない。

4 センター職員は、身分証明書を紛失し、若しくは破損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、身分証明書の再交付を受けなければならない。
附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

(表)

津市地域包括支援センター職員 身分証明書	(写真)
氏 名	
生年月日	
上記の者は、津市地域包括支援センターの職員であることを証明する。	
年 月 日	
津市長 (氏名) 印	

(裏)

- 1 津市地域包括支援センターの職員は、その業務を行う場合においては、本証を携帯し、必要に応じて利用者等に提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証は、津市地域包括支援センターの職員としての身分を失ったときは、直ちに返還しなければならない。
- 4 本証を紛失し、若しくは破損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、再交付を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第2号

府中一般

出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

津市訓令第3号

庁中一般

出先機関

上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令
(津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正)

第1条 津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程(平成18年津市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道局水道総務課長」を「上下水道管理局上下水道管理課長」に改める。

(津市土地取得等審査委員会規程の一部改正)

第2条 津市土地取得等審査委員会規程(平成18年津市訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「水道局長、下水道局長」を「上下水道事業局長、上下水道管理局長」に改める。

(津市行財政改革推進本部設置規程の一部改正)

第3条 津市行財政改革推進本部設置規程(平成18年津市訓令第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「水道局長、下水道局長」を「上下水道事業局長、上下水道管理局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

津市上下水道事業管理規程第1号

津市教育委員会訓令第1号

津市選挙管理委員会告示第3号

津市農業委員会告示第1号

津市監査委員告示第4号

津市議会規程第1号

府中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市選挙管理委員会委員長 後 藤 久

津市農業委員会会长 守 山 孝 之

津市代表監査委員 大 西 直 彦

津市議會議長 岡 幸 男

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一志水道事業所」を「一志事業所」に、「水道局庁舎」を「上下水道庁舎」に、「水道局水道総務課」を「上下水道管理局上下水道管理課」に改める。

別表第2及び別表第3中「水道局庁舎」を「上下水道庁舎」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第15条関係）

箇所
環境事業課
津市西部クリーンセンター
津市クリーンセンターおおたか
津市リサイクルセンター
津北工事事務所（津市建設作業事務所に限る。）
津南工事事務所（津市建設作業事務所に限る。）
片田浄水場
津市一志学校給食センター

別表第5中「スポーツ文化振興部」を「津市児童発達支援センター」に、
「津駅前北部土地区画整理事務所」を「津市産業・スポーツセンター」に、

「

美杉総合支所
津市レークサイド君ヶ野

」を

「

美杉総合支所

」に、

「

津市津図書館
農業委員会事務局

」を

「

津市津図書館

」に改める。

別表第8中「機械的手指業務」を「1日の情報機器作業時間が平均4時間以

上の業務」に、
「

1 医師の診察
2 血圧の測定
3 視力の検査
4 握力の測定
5 タッピング
6 ピンチテスト
7 背筋力、体前屈及び上体そらし

」を

「

1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の調査
3 視力の検査
4 握力の測定
5 背筋力、体前屈及び上体そらし

」に改める。

別表第9胃部のレントゲン検診の項から子宮がん検診の項までを削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

津市訓令第5号

府中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表子育て推進課の項中「教育・保育給付」の次に「及び子育てのための施設等利用給付」を加える。

別表第2個別専決事項の表ボートレース事業部の表経営管理課の項中「臨時職員等」を「臨時の任用職員及び非常勤職員」に改める。

別表第4個別専決事項の表農林水産部農林水産政策課の表林業振興室の項中

3 火入れの許可に関すること。	○					
-----------------	---	--	--	--	--	--

3 火入れの許可に関すること。	○					
4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に関すること。	軽易なもとの	ややなも	重要なも	重要なもの	特に重なるもの	の

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

津市訓令第6号

府中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項中「午後9時」を「午後8時」に改める。

第3条の2第1号中「午後9時」を「午後8時」に改め、同条第2号中「午後6時」を「午後5時」に改める。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項中第58号を第59号とし、第27号から第57号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 林業の振興に関すること。

別表第1久居総合支所の表市民課の部市民担当の項中第24号を第26号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(28) 久居アルスプラザ市民サービスコーナーに関すること。

別表第1久居総合支所の表市民課の部市民担当の項中第23号を第24号とし、第17号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(29) 自動車の臨時運行に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第91号を第92号とし、第28号から第90号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

(30) 林業の振興に関すること。

別表第5久居総合支所の表市民課の項中

2 原動機付自転車等の 標識の交付等に関する	○					
---------------------------	---	--	--	--	--	--

	こと。					
を「	2 原動機付自転車等の 標識の交付等に関する こと。	○				
	3 自動車の臨時運行の 許可及び標識に関する こと。	○				

に、「3 軽自動車税」を「4 軽自動車税」に、「4 個人」を「5 個人」に、「5 個人」を「6 個人」に、「6 個人」を「7 個人」に、「7 市民税等」を「8 市民税等」に、「8 市民税等」を「9 市民税等」に、「9 介護保険被保険者証」を「10 介護保険被保険者証」に、「10 介護保険被保険者証」を「11 介護保険被保険者証」に、「11 介護保険資格者証」を「12 介護保険資格者証」に、「12 介護保険第1号被保険者」を「13 介護保険第1号被保険者」に、「13 介護保険第1号保険料」を「14 介護保険第1号保険料」に、「14 介護保険第1号保険料」を「15 介護保険第1号保険料」に、「15 介護保険第1号保険料」を「16 介護保険第1号保険料」に、「16 国民健康保険被保険者」を「17 国民健康保険被保険者」に、「17 国民健康保険被保険者証」を「18 国民健康保険被保険者証」に、「18 国民健康保険料」を「19 国民健康保険料」に、「19 国民健康保険料」を「20 国民健康保険料」に、「20 国民健康保険料」を「21 国民健康保険料」に、「21 国民健康保険料」を「22 国民健康保険料」に、「22 国民健康保険料」を「23 国民健康保険料」に、「23 福祉医療費」を「24 福祉医療費」に、「24 福祉医療費」を「25 福祉医療費」に、「25 後期高齢者医療」を「26 後期高齢者医療」に、「26 後期高齢者医療被保険者証等」を「27 後期高齢者医療被保険者証等」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

津市訓令第7号

序中一般

出先機關

津市公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公文例規程の一部を改正する訓令

津市公文例規程（平成18年津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

「平成〇年津市条例第〇〇号」を「(元号)〇〇年津市条例第〇〇号」に、
「平成〇年〇〇月〇〇日」を「(元号)〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。

第3条第1項中「昭和56年内閣告示第1号」を「平成22年内閣告示第2号」に改める。

第4条第2項第5号イ(ア)及び(イ)の表中「平成〇年津市条例第〇号」を「(元号)〇〇年津市条例第〇〇号」に改める。

第10条を次のように改める。

(訓の形式)

第10条 訓の形式については、おおむね次のとおりとする。

(1) 規程形式を採る場合

ア 訓を新たに制定する場合

津市訓第〇〇号

(令達先を記載する。) ×

×津市〇〇〇〇要綱を次のように定める。

××（元号）○○年○○月○○日

(1 行 空 け る。)

津市長×氏

名 × ×

(1 行 空 け る。)

×××津市○○○○要綱

(○○)

(○○○)

イ 訓を廢止する場合

津市訓第〇〇号
(令達先を記載する。) ×
×津市〇〇〇〇要綱を廃止する訓を次のように定める。
××(元号)〇〇年〇〇月〇〇日
(1 行 空 け る。)
津市長×氏 名××
(1 行 空 け る。)
×××津市〇〇〇〇要綱を廃止する訓
×津市〇〇〇〇要綱((元号)〇〇年津市訓第〇〇号)は、廃止する。
×××附×則
×この訓は、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

ウ 訓の全部を改正する場合

エ 訓の一部を改正する場合

津市訓第〇〇号 (令達先を記載する。) ×
×津市〇〇〇〇要綱の一部を改正する訓を次のように定める。
×× (元号) 〇〇年〇〇月〇〇日
（1 行 空 け る。） 津市長×氏 名××
（1 行 空 け る。）
×××津市〇〇〇〇要綱の一部を改正する訓
×津市〇〇〇〇要綱 ((元号) 〇〇年津市訓第〇〇号) の一部を次のように改正する。
×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

附 則

この訓は、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(2) 規程形式を採らない場合

津市訓第〇〇号

(令達先を記載する。) ×

第11条第1号アの表中「平成〇年法律第〇号」を「(元号)〇〇年法律第〇〇号」に改め、同号ウの表中「平成〇年度補助金」を「(元号)〇〇年度補助金」に改め、同条第2号の表中「平成〇年法律第〇号」を「(元号)〇〇年法律第〇〇号」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

津市訓令第8号

庁中一般

出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「パートタイム会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

2 この規程において「フルタイム会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（任用）

第3条 会計年度任用職員は、選考により採用する。

2 前項の選考に当たっては、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 職務の遂行に必要とされる知識、技能、資格又は経験の内容から公募により難い場合

(2) 採用の緊急性等の事情から公募により難い場合

(3) 公募による必要がないものとして市長が別に定める場合

3 所属長（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第1項第1号に規定する部長（同項第1号の2に規定する局長及び同条第5項第1号に規定する担当理事を含む。）及び津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第1項第1号に規定する総合支所長、会計管理者

並びに三重短期大学事務局長に限る。以下同じ。)は、会計年度任用職員の募集及び任用に当たっては、次に掲げる事項を記載した書面の交付その他の方法により明示するものとする。

- (1) 任期に関する事項
 - (2) 勤務場所及び従事する職務の内容に関する事項
 - (3) 始業及び終業の時刻、時間外勤務の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
 - (4) 給与の額に関する事項
 - (5) 社会保険及び労働保険の適用に関する事項
 - (6) その他募集及び任用に当たって明示する必要がある事項
- 4 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で所属長が総務部長の承認を得て定めるものとする。
- 5 所属長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合は、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、総務部長の承認を得てその任期を更新することができる。
- 6 会計年度任用職員の任用及び任用期間の更新の手続は、所属長がこれを行うものとする。
- 7 所属長は、会計年度任用職員の任用又は任用期間の更新を行う必要があると認める場合は、会計年度任用職員任用承認申請書(第1号様式)又は会計年度任用職員任用期間更新承認申請書(第2号様式)を2部作成し、関係書類を添えて任用期間の開始予定日(更新の場合にあっては更新後の任用期間の開始予定日)の5日前までに総務部長に提出し、承認を得るものとする。
- 8 所属長は、前項の規定による承認の内容に変更が生じた場合は、会計年度任用職員任用承認等内容変更承認申請書(第3号様式)を2部作成し、関係書類を添えて変更後の内容での任用期間の開始予定日の5日前までに総務部長に提出し、承認を得るものとする。
- 9 市長は、会計年度任用職員として任用される者に対して、会計年度任用職員任用通知書(第4号様式)を交付しなければならない。
- 10 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の募集、選考及び任用に係る事項は、市長が別に定める。

(勤務条件)

第4条 会計年度任用職員の勤務条件については、この規程に定めるものを除き、津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)別表第1

及び別表第2の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。）の例による。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、職務の特殊性その他の事由により正規職員の例により難い場合には、会計年度任用職員の勤務時間について、総務部長の承認を得て、別に定めることができる。

（1週間の勤務時間）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内において所属長が定める。

（休暇の種類）

第6条 会計年度任用職員の休暇の種類は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第7条 年次有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に定めるところによる。

2 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（当該勤務時間に15分未満の端数があるときは、これを15分とする。）をいう。）をもって1日とする。

4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第8条 会計年度任用職員に別表第1の事由欄に掲げる事由がある場合には、それぞれ同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 会計年度任用職員に別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合には、それぞれ同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第2（4）及び（5）の休暇（以下この項において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があると

きは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

第9条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項の申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）であって、任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上あり、かつ、当該申出において、津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第22号）第22条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第10条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）であり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上あるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第2項中「2時間」とあるのは、「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(服務)

第11条 パートタイム会計年度任用職員は、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）等へ従事する場合は、営利企業等従事届出書（第5号様式）をあらかじめ総務部長に届け出るものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務は、正規職員の例による。

(人事評価)

第12条 会計年度任用職員の人事評価（法第23条に規定する人事評価をいう。）の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関する事項は、市長が別に定める。

(福利及び厚生)

第13条 会計年度任用職員は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険へ加入することができる。

(委任)

第14条 この規程に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
- (1) 津市非常勤参与設置規程（平成18年津市訓令第12号）
 - (2) 津市臨時職員取扱規程（平成18年津市訓令第13号）
 - (3) 津市非常勤嘱託員取扱要綱（平成18年津市訓令第14号）

別表第1（第8条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 当該会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき イ 当該会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	7日の範囲内の期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は	

交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(6) 会計年度任用職員の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、当該会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ別表第3の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	市長が定める期間内における連続する8日の範囲内の期間
(8) 会計年度任用職員（6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間

別表第2（第8条関係）

事由	期間
(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(3) 生後1年に達しない子（条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。別表第2（5）ア及びウを除き、以下この表において同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）

	<p>である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
(4) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下別表第2(4)において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）であつて、6箇月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下この表において同じ。）において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が別に定める時間）の範囲内の期間</p>

<p>行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>(5) 次に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上あるものであって、6箇月以上継続勤務しているものに限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下別表第 2 (5) において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び当該職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者（当該会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で市長が定めるもの</p>	<p>一の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(6) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>2 日の範囲内の期間</p>
<p>(7) 女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規</p>	<p>必要と認められる期間</p>

定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明書等に基づき必要と認められる期間
(9) 会計年度任用職員（6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（別表第2（6）から（8）に掲げる場合を除く。）	一の年度において別表第4に掲げる勤務日数に応じて付与される日数の範囲内の期間
(10) 骨髓移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髓移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(11) 妊娠中の会計年度任用職員が、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間

(12) 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1時間以内の期間
--	-----------------------------

別表第3（第8条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、つ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、つ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

別表第4（第8条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	付与日数
5日以上（1週間の勤務日が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上であるものを含む。）	217日以上	10日
4日（1週間の勤務時間が29時間以上であるものを除く。）	169日以上 216日以下	7日
3日（1週間の勤務時間が29時間以上であるものを除く。）	121日以上 168日以下	5日
2日	73日以上 120日以下	3日
1日	48日以上 72日以下	1日

津市告示第28号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年3月16日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年津市告示第295号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月16日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

赤坂自治会

三重県津市分部1723番地2

代表者 谷中一夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷中 光義 三重県津市分部2054番地1
変更後	谷中 一夫 三重県津市分部1723番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和2年2月24日の臨時総会において改選されたため。

津市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成29年津市告示第83号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月16日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

長常町自治会

三重県津市雲出長常町787番地3

代表者 中川秀志

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	宮崎 実 三重県津市雲出長常町793番地4
変更後	中川 秀志 三重県津市雲出長常町787番地3

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市雲出長常町793番地4
変更後	三重県津市雲出長常町787番地3

3 変更年月日

令和2年4月1日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和2年1月3日の定期総会において承認されたため。

津市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年安濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月16日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水1123番地

代表者 浅生辰美

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	太田 芳男 三重県津市安濃町清水1001番地
変更後	浅生辰美 三重県津市安濃町清水655番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和2年3月1日の定期総会において改選されたため。

津市告示第32号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（令和元年津市告示第157号）の一部を次のように改正する。

第1中「認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める」を削り、第1の1中「一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合」を削り、同2を「法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」に改める。

第2中「次に掲げる認定対象」を「次に掲げる場合」に改め、第2の1中「住戸部分が認定対象の」を「住戸の部分のみを評価する」に改め、同2中「認定対象が」を削り、「認定対象の場合」を「評価対象の場合」に改め、「(1)を除く」を「(3)とする」に改め、同2(1)中「第1の2(1)に掲げる機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同2(2)中「第1の2(2)に掲げる機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「認定基準」を「法30条第1項各号に掲げる基準」に改め、同2(3)中「第1の2(3)に掲げる機関」を「登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関」に改める。

第3中「申請」を「場合」に改め、第3の1中「若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象」を削り、同2中「全体が認定対象の」を削り、同(1)中「第1の2(1)に掲げる機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同(2)を削り、同(3)中「第1の2(3)に掲げる機関」を「登録住宅性能評価機関で

あり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関」に改め、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とし、同(5)を同(4)とする。

第5の1中「又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分」を「、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分」に「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」を「第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)及び同号ロ(3)」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定第1の2(2)の機関が発行した適合証は、令和2年9月30日までの間は、なお効力を有する。

津市告示第33号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定について次のように定める。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第14に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第14に規定する法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

第1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が、交付する品確法第6条第1項に規定する設

計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

第3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）の第1の1の1-2及び2の2-1ただし書の規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 都市の低炭素化の促進に関する法律の認定に関する告示（平成29年津市告示第40号）は、廃止する。

3 この告示の施行前に、この告示による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定第1の2(2)の機関が発行した適合証は、令和2年9月30日までの間は、なお効力を有する。

津市告示第34号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類						
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
一身田公民館 (一身田出張所)	津市一身田町 293番地3							
草生公民館	津市柳山津興 1535番地 2							
橋南会館	津市柳山津興 1535番地 27							
戸木幼稚園	津市戸木町2 337番地							
忍田公民館	津市芸濃町忍 田189番地 3							

林川原公民館	津市芸濃町林 4 8 5 番地 1								
殿町教育集会所	津市芸濃町椋 本 4 1 0 番地 1 5								
小山集会所	津市一志町小 山 4 0 1 番地 1 5								
高野農村公園	津市一志町高 野 9 6 9 番地 1								

津市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年津市告示第104号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月23日

津市長 前葉泰幸

1 届出者

安東町鹿毛自治会

三重県津市安東町1946番地

代表者 岡田 正信

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	佐脇 武吉 三重県津市安東町1796番地1
変更後	岡田 正信 三重県津市安東町1836番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和2年3月8日の定期総会において改選されたため。

津市告示第36号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月24日

津市長 前葉泰幸

1 事業計画が定められた年月日

令和2年2月28日

2 調査を行う者の名称

津市

3 調査地域

雲出・高茶屋、鴉谷、波瀬・八手俣

4 調査期間

告示の日から令和3年3月31日まで

津市告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和2年3月24日

津市長 前葉泰幸

1 事業者の名称

伊藤社会福祉事務所合同会社

2 事業所の名称

しろべい社会福祉士相談支援事業所

3 事業所の所在地

津市片田町219番地5

4 指定年月日

令和2年4月1日

5 指定事業の種類

(1) 特定相談支援

(2) 障害児相談支援

6 事業所番号

(1) 特定相談支援事業所 2430502795

(2) 障害児相談支援事業所 2470500758

津市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月25日

津市長 前葉泰幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
1135	新町野口線	津市久居新町905番7地先 から 津市久居新町979番2地先 まで	令和2年3月25日

津市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、市税の収納に関する事務の一部を下記のとおり委託したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年3月26日

津市長 前葉泰幸

1 委託先

東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー22階
LINE Pay株式会社

2 委託開始日

令和2年4月1日

津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年1月23日及び1月29日に専決処分した予算の要領並びに令和2年3月23日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

津市長 前葉泰幸

- 令和元年度津市一般会計補正予算（第8号）
- 令和元年度津市一般会計補正予算（第9号）
- 令和元年度津市一般会計補正予算（第10号）
- 令和元年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和元年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 令和元年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和元年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和元年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 令和元年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和元年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 令和元年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）
- 令和元年度津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 令和元年度津市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 令和元年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）
- 令和2年度津市一般会計予算
- 令和2年度津市国民健康保険事業特別会計予算
- 令和2年度津市介護保険事業特別会計予算
- 令和2年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 令和2年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算
- 令和2年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算
- 令和2年度津市農業集落排水事業特別会計予算
- 令和2年度津市土地区画整理事業特別会計予算
- 令和2年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 令和2年度津市棕本財産区特別会計予算
- 令和2年度津市水道事業会計予算

令和 2 年度津市工業用水道事業会計予算
令和 2 年度津市下水道事業会計予算
令和 2 年度津市駐車場事業会計予算
令和 2 年度津市モーター ボート競走事業会計予算
令和元年度津市一般会計補正予算（第 11 号）

令和元年度津市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度津市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,419,928千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算補正

嵩 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		15,983,932	6,069	15,990,001
	1 国 庫 負 担 金	12,776,673	6,069	12,782,742
20 繰 入 金		8,433,032	521	8,433,553
	2 基 金 繰 入 金	8,305,085	521	8,305,606
23 市 債		12,750,900	3,000	12,753,900
	1 市 債	12,750,900	3,000	12,753,900
嵩 入 合 計		115,410,338	9,590	115,419,928

嵩 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		65,087	9,590	74,677
	2 公共土木施設災害復 旧 費	64,170	9,590	73,760
嵩 出 合 計		115,410,338	9,590	115,419,928

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	4,252	9,472
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	10,802	18,792

第3表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公共土木施設災害復旧事業	17,800	20,800

令和元年度津市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度津市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,148千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,437,076千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算補正

嵩 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰 入 金		8,433,553	17,148	8,450,701
	2基 金 繰 入 金	8,305,606	17,148	8,322,754
嵩 入 合 計		115,419,928	17,148	115,437,076

嵩 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		14,230,073	17,148	14,247,221
	1 土 木 管 理 費	270,227	17,148	287,375
嵩 出 合 計		115,419,928	17,148	115,437,076

令和元年度津市一般会計補正予算（第10号）

令和元年度津市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,113,782千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,323,294千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の廃止、変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更は、「第5表地方債補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算補正

嵩 入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		40,899,229	1,311,000	42,210,229
	1 市 民 税	19,105,626	400,000	19,505,626
	2 固 定 資 産 税	17,193,658	870,000	18,063,658
	3 軽 自 動 車 税	770,568	5,000	775,568
	6 都 市 計 画 税	2,161,837	36,000	2,197,837
2 地 方 譲 与 税		973,020	41,256	1,014,276
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	666,000	40,000	706,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	50,819	54	50,873
	5 特 別 と ん 譲 与 税	200	1,202	1,402
3 利 子 割 交 付 金		72,000	27,000	45,000
	1 利 子 割 交 付 金	72,000	27,000	45,000
7 ゴルフ場利用税交付 金		251,000	15,000	266,000
	1 ゴルフ場利用税交付 金	251,000	15,000	266,000
8 自動車取得税交付金		160,000	46,337	206,337
	1 自動車取得税交付金	160,000	46,337	206,337
9 環 境 性 能 割 交 付 金		64,017	29,000	35,017
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	64,017	29,000	35,017
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000	1,809	44,809
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	1,809	44,809
11 地 方 特 例 交 付 金		269,129	534,512	803,641
	2 子ども・子育て支援 臨 時 交 付 金		534,512	534,512
14 分 担 金 及 び 負 担 金		1,063,633	25,527	1,089,160
	1 分 担 金	27,553	26,562	54,115
	2 負 担 金	1,036,080	1,035	1,035,045
15 使用料 及 び 手 数 料		1,998,024	7,593	1,990,431
	1 使 用 料	1,779,306	6,463	1,772,843
	2 手 数 料	218,718	1,130	217,588
16 国 庫 支 出 金		15,983,932	769,003	15,214,929
	1 国 庫 負 担 金	12,776,673	152,386	12,929,059
	2 国 庫 补 助 金	3,202,761	920,639	2,282,122
	3 委 託 金	4,498	750	3,748

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県 支 出 金		7,317,435	3,014	7,314,421
	1 県 負 担 金	4,616,221	168,145	4,784,366
	2 県 補 助 金	2,032,262	42,723	2,074,985
	3 委 託 金	668,952	213,882	455,070
18 財 産 収 入		229,551	23,594	253,145
	1 財 産 運 用 収 入	140,895	6,895	147,790
	2 財 産 売 払 収 入	88,656	16,699	105,355
19 寄 附 金		102,392	6,558	108,950
	1 寄 附 金	102,392	6,558	108,950
20 繰 入 金		8,433,032	2,714,108	5,718,924
	1 他 会 計 繰 入 金	127,947	20,990	148,937
	2 基 金 繰 入 金	8,305,085	2,735,098	5,569,987
22 諸 収 入		1,022,338	47,517	974,821
	1 延滞金、加算金及び 過 料	90,001	18,000	72,001
	2 市 預 金 利 子	534	2,752	3,286
	3 貸 付 金 元 利 収 入	65,524	4,310	69,834
	4 受 託 事 業 収 入	2,980	13	2,967
	5 雜 入	863,299	36,566	826,733
23 市 債		12,750,900	587,100	12,163,800
	1 市 債	12,750,900	587,100	12,163,800
歳 入 合 計		115,410,338	2,178,742	113,231,596

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		594,123	3,025	591,098
	1 議 会 費	594,123	3,025	591,098
2 総 務 費		19,535,461	1,316,275	18,219,186
	1 総 務 管 理 費	17,162,986	1,318,987	15,843,999
	2 徴 税 費	1,381,620	10,116	1,371,504
	3 戸籍住民基本台帳費	545,113	33,314	578,427
	4 選 挙 費	321,622	19,076	302,546
	5 統 計 調 査 費	40,442	1,300	39,142
3 民 生 費	6 監 査 委 員 費	83,678	110	83,568
		41,802,271	180,931	41,621,340
	1 社 会 福 祉 費	21,225,895	109,578	21,335,473
	2 児 童 福 祉 費	15,055,332	289,752	14,765,580
4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費	5,510,872	757	5,510,115
		9,664,734	318,210	9,346,524
	1 保 健 衛 生 費	2,753,419	93,399	2,660,020
	2 斎 場 費	294,265		294,265
	3 環 境 費	407,936	4,210	403,726
	4 清 掃 費	5,338,748	190,570	5,148,178
	7 上 水 道 費	439,767	15,562	424,205
5 労 働 費	8 生 活 排 水 处 理 費	414,021	14,469	399,552
		57,506	302	57,204
6 農 林 水 産 業 費	1 労 働 諸 費	57,506	302	57,204
		2,452,069	109,379	2,561,448
7 商 工 費	1 農 業 費	1,616,115	101,710	1,717,825
	2 林 業 費	342,177	8,969	351,146
	3 水 産 業 費	69,030	1,300	67,730
8 土 木 費		1,677,542	234,017	1,443,525
	1 商 工 費	1,677,542	234,017	1,443,525
9 消 防 費		14,230,073	668,577	13,561,496
	1 土 木 管 理 費	270,227	771	269,456
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,898,721	665,390	5,233,331
	3 河 川 費	451,769	29,076	422,693
	4 港 湾 費	72,516	1,731	70,785
	5 都 市 計 画 費	7,084,252	43,463	7,127,715
9 消 防 費	6 住 宅 費	452,588	15,072	437,516
		3,988,199	76,075	3,912,124

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 消 防 費	3,988,199	76,075	3,912,124
10 教 育 費		10,468,903	571,514	11,040,417
	1 教 育 総 務 費	2,174,893	41,300	2,133,593
	2 小 学 校 費	3,061,849	293,804	3,355,653
	3 中 学 校 費	1,193,848	441,863	1,635,711
	4 幼 稚 園 費	1,305,350	28,109	1,277,241
	5 社 会 教 育 費	2,087,386	66,709	2,020,677
	6 短 期 大 学 費	645,577	28,035	617,542
11 災 害 復 旧 費		65,087	4,683	60,404
	2 公共土木施設災害復 旧 費	64,170	4,683	59,487
12 公 債 費		10,752,270	57,540	10,694,730
	1 公 債 費	10,752,270	57,540	10,694,730
歳 出	合 計	115,410,338	2,178,742	113,231,596

第2表 繼続費補正

廃止

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	北消防署整備事業	592,078	2019年(令和元年)度	
				2020年度	592,078

変更

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎大規模改修事業	1,851,137	2019年(令和元年)度	335,790	1,851,137	令和元年度	
				2020年度	961,911		令和2年度	1,419,071
				2021年度	553,436		令和3年度	432,066
2 総務費	1 総務管理費	旧津市民プール解体整備事業	317,594	平成30年度	206,186	302,638	平成30年度	206,186
				令和元年度	111,408		令和元年度	96,452
2 総務費	1 総務管理費	テニスコート整備事業	1,084,050	2019年(令和元年)度	100,782	1,042,268	令和元年度	59,000
				2020年度	983,268		令和2年度	983,268
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)久居ホール整備事業	5,792,216	平成29年度		5,143,471	平成29年度	
				平成30年度	909,203		平成30年度	909,203
				令和元年度	4,883,013		令和元年度	4,234,268
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)芸濃こども園整備事業	787,267	平成30年度		712,136	平成30年度	
				令和元年度	787,267		令和元年度	712,136
3 民生費	2 児童福祉費	雲出保育園園舎移転事業	172,106	令和元年度	75,279	154,020	令和元年度	66,618
				令和2年度	96,827		令和2年度	87,402
8 土木費	2 道路橋りょう費	久居駅東口広場口一タリー整備事業	426,500	平成30年度	255,900	410,745	平成30年度	255,900
				令和元年度	170,600		令和元年度	154,845

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業	1,115,000	2018年(平成30年)度	240,000	980,000	平成30年度	240,000
				2019年(令和元年)度	440,000		令和元年度	440,000
				2020年度	435,000		令和2年度	300,000
8 土木費	3 河川費	藤方排水機場非常用発電機設置工事	66,489	平成30年度	1,470	53,213	平成30年度	1,470
				令和元年度	65,019		令和元年度	51,743
10 教育費	5 社会教育費	橋南公民館移転改修事業	149,985	令和元年度	21,056	142,327	令和元年度	18,875
				令和2年度	128,929		令和2年度	123,452

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	久居駅東口耐震性貯水槽整備事業	1,174
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備事業	13,500
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	82,216
6 農林水産業費	1 農業費	耐震対策ため池改修事業	102,000
6 農林水産業費	2 林業費	林道中畠線開設事業	29,400
7 商工費	1 商工費	榎原自然の森温泉保養館整備事業	2,640
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	12,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路構造物修繕(更新)事業	50,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(道路特定事項)	48,869
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(市単独事業)	18,280
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業(交付金事業)	50,561
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業(市単独事業)	3,500

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	雨水排水計画策定事業	6,200
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	3,000
8 土木費	3 河川費	芦原排水機場ポンプ設備分解整備事業	31,460
8 土木費	5 都市計画費	都市公園整備事業	371,000
10 教育費	2 小学校費	学校施設維持補修事業	466,429
10 教育費	3 中学校費	学校施設維持補修事業	544,079

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	38,000	366,745
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	35,000	59,738

第4表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
津市企業立地促進条例に基づく用地取得費助成奨励金（令和元年度操業開始分）	令和2年度から 令和6年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者が立地のために取得した用地の取得金額に20/100を乗じて得た額を5年間に分割して交付する額の5年間分に相当する額（ただし、1件につき300,000千円を限度とする）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（令和元年中操業開始分）	令和2年度から 令和4年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和2年度）、75/100（令和3年度）及び50/100（令和4年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（令和元年中操業開始分）	令和2年度から 令和4年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和2年度から令和4年度）

第5表 地方債補正

追 加

(単位 : 千円、 %)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
急傾斜地崩壊対策事業	7,400	証書借入 又 は 証券発行	年2.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

変 更

(単位 : 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	限 度 額	限 度 額	限 度 額
庁舎等解体事業		1,400		1,000
庁舎等整備事業		295,000		42,200
過疎地域振興事業		68,300		63,300
集会施設整備事業		244,600		220,700
防災対策事業		66,400		41,900
地方改善施設整備事業		21,600		16,800
運動施設整備事業		295,800		230,300
文化振興施設整備事業		4,430,200		3,867,000
保育所整備事業		67,400		65,900
認定こども園整備事業		673,000		646,700
水道事業会計出資金		66,200		47,700
農業生産基盤整備事業		59,800		89,300
林道整備事業		11,500		15,800
道路整備事業		2,007,000		1,805,700
公園整備事業		88,200		169,400
消防施設整備事業		175,500		119,400
学校教育施設整備事業		836,400		1,416,300
放課後児童施設整備事業		32,300		25,900

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公民館施設整備事業	36,800	32,600
図書館施設整備事業	3,400	2,300
文化財施設整備事業	40,800	38,300
短期大学施設整備事業	78,800	61,800
公共土木施設災害復旧事業	20,800	19,900

令和元年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,004千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,962,417千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 險 料		5,771,709	106,619	5,665,090
	1 国 民 健 康 保 險 料	5,771,709	106,619	5,665,090
2 国 民 健 康 保 險 税		1,281	547	734
	1 国 民 健 康 保 險 税	1,281	547	734
4 使用 料 及 び 手 数 料		2,405	159	2,564
	1 手 数 料	2,405	159	2,564
5 国 庫 支 出 金			8,586	8,586
	2 国 庫 補 助 金		8,586	8,586
8 県 支 出 金		19,921,576	62,074	19,859,502
	2 県 補 助 金	19,921,576	62,074	19,859,502
10 財 産 収 入		119	79	198
	1 財 産 運 用 収 入	119	79	198
11 繰 入 金		2,237,026	90,904	2,146,122
	1 繰 入 金	2,237,026	90,904	2,146,122
12 繰 越 金		1	180,397	180,398
	1 繰 越 金	1	180,397	180,398
13 諸 収 入		86,303	12,919	99,222
	1 延滞金、加算金及び 過 料	45,802	4,149	49,951
	3 雜 入	40,501	8,770	49,271
歳 入 合 計		28,020,421	58,004	27,962,417

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		421,784	7,139	428,923
	1 総務管理費	310,334	1,442	308,892
	2 徴 収 費	109,320	9,047	118,367
	3 運営協議会費	522	289	233
	4 趣旨普及費	1,608	177	1,431
2 保険給付費		19,537,481	96,098	19,441,383
	1 療養諸費	16,858,991	11,259	16,847,732
	2 高額療養費	2,582,030	82,630	2,499,400
	4 出産育児諸費	78,160	3,159	75,001
	5 葬祭諸費	17,950	950	18,900
3 国民健康保険事業費 納付金		7,693,740		7,693,740
	1 医療給付費分	5,466,678		5,466,678
8 保健事業費		309,692	13,282	296,410
	1 特定健康診査等事業費	242,894	6,681	236,213
	2 保健事業費	66,798	6,601	60,197
9 基金積立金		119	79	198
	1 基金積立金	119	79	198
11 諸支出金		57,585	44,158	101,743
	1 償還金及び還付加算金	34,071	44,158	78,229
歳出合計		28,020,421	58,004	27,962,417

令和元年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,312,849千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,185,437	46,715	6,232,152
	1 介 護 保 険 料	6,185,437	46,715	6,232,152
3 国 庫 支 出 金		6,623,683	77,464	6,701,147
	1 国 庫 負 担 金	4,870,623	60,150	4,930,773
	2 国 庫 補 助 金	1,753,060	17,314	1,770,374
4 支 払 基 金 交 付 金		7,391,711	96,776	7,488,487
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,391,711	96,776	7,488,487
5 県 支 出 金		4,005,676	52,664	4,058,340
	1 県 負 担 金	3,821,371	50,025	3,871,396
	2 県 補 助 金	184,305	2,639	186,944
6 財 産 収 入		185	243	428
	1 財 産 運 用 収 入	185	243	428
7 繰 入 金		4,156,786	38,324	4,195,110
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,156,786	38,324	4,195,110
8 繰 越 金		388,026	239,850	627,876
	1 繰 越 金	388,026	239,850	627,876
9 諸 収 入		12,998	4,239	8,759
	2 雜 入	11,798	4,239	7,559
歳 入 合 計		28,765,052	547,797	29,312,849

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		427,717	7,498	420,219
	1 総務管理費	130,615	254	130,361
	2 徴 収 費	34,887	1,348	33,539
	3 介護認定調査費等費	169,291	3,344	165,947
	4 介護認定審査会費	84,898	2,552	82,346
2 保険給付費		26,756,391	339,000	27,095,391
	1 介護及び予防給付費	25,762,796	339,000	26,101,796
3 地域支援事業費		1,179,086	23,990	1,203,076
	1 一般介護予防事業費	57,579	42	57,537
	2 包括的支援事業・任意事業費	546,970	5,328	541,642
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	572,790	29,290	602,080
	4 その他の諸費	1,747	70	1,817
4 基金積立金		185	192,305	192,490
	1 基金積立金	185	192,305	192,490
歳出合計		28,765,052	547,797	29,312,849

令和元年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,727,494千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 峰入峰出予算補正

峰入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,758,049	231,167	2,989,216
	1 後期高齢者医療保険料	2,758,049	231,167	2,989,216
3 繼 入 金		3,658,229	51,997	3,606,232
	1 一般会計繩入金	3,658,229	51,997	3,606,232
4 繩 越 金		3	124,618	124,621
	1 繩 越 金	3	124,618	124,621
5 諸 収 入		5,645	1,410	7,055
	1 延滞金、加算金及び過料	10	560	570
	3 雜 入	1	1,099	1,100
	4 償還金及び還付加算金	5,634	249	5,385
歳 入 合 計		6,422,296	305,198	6,727,494

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		93,722	464	93,258
	1 総務管理費	75,232	378	74,854
	2 徴収費	18,490	86	18,404
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,322,879	305,074	6,627,953
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,322,879	305,074	6,627,953
3 諸支出金		5,695	588	6,283
	1 償還金及び還付加算金	5,695	588	6,283
歳 出 合 計		6,422,296	305,198	6,727,494

令和元年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,577千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411,715千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及び 負 担 金		12,213	3,429	8,784
	1 分 担 金	12,213	3,429	8,784
2 使用 料 及び 手 数 料		87,795	8,123	79,672
	1 使 用 料	87,795	8,123	79,672
3 国 庫 支 出 金		21,005	7,444	13,561
	1 国 庫 補 助 金	21,005	7,444	13,561
4 県 支 出 金		9,747	4,487	5,260
	1 県 補 助 金	9,747	4,487	5,260
6 繰 入 金		281,979	161	281,818
	1 一 般 会 計 繰 入 金	278,630	161	278,469
8 市 債		39,700	19,500	20,200
	1 市 債	39,700	19,500	20,200
9 諸 収 入		1,848	607	2,455
	1 雜 入	1,848	607	2,455
歳 入 合 計		454,292	42,537	411,755

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		25,464	4,350	21,114
	1 総務管理費	25,464	4,350	21,114
2 事業費		408,081	35,670	372,411
	1 市営浄化槽事業費	408,081	35,670	372,411
3 基金積立金		6,781	2,517	4,264
	1 基金積立金	6,781	2,517	4,264
歳出	合計	454,292	42,537	411,755

第2表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
市営浄化槽事業	39,700	20,600

令和元年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ580,311千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算補正

嵩 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財 産 収 入		1	2	3
	1 財 産 運 用 収 入	1	2	3
嵩 入 合 計		580,309	2	580,311

嵩 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基 金 積 立 金		1	2	3
	1 基 金 積 立 金	1	2	3
嵩 出 合 計		580,309	2	580,311

令和元年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,662千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,452千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 國 庫 支 出 金		4,200	3,164	1,036
	1 國 庫 補 助 金	4,200	3,164	1,036
3 県 支 出 金			46	46
	1 県 補 助 金		46	46
4 繰 入 金		278,912	10,544	268,368
	1 繰 入 金	278,912	10,544	268,368
歳 入 合 計		283,114	13,662	269,452

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		130,850	13,226	117,624
	1 事 業 費	130,850	13,226	117,624
2 公 債 費		152,264	436	151,828
	1 公 債 費	152,264	436	151,828
歳 出 合 計		283,114	13,662	269,452

令和元年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,705千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 峰入峰出予算補正

峰 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 収 入		35,682	20,990	56,672
	1 貸 付 金 元 利 収 入	34,816	20,899	55,715
	2 雜 入	866	91	957
峰 入 合 計		44,715	20,990	65,705

峰 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		35,551	20,990	56,541
	1 総 務 管 理 費	35,551	20,990	56,541
峰 出 合 計		44,715	20,990	65,705

令和元年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、元号が令和に改められたことから、「平成31年度津市棕本財産区特別会計予算」の名称を「令和元年度津市棕本財産区特別会計予算」とし、予算書中、「平成31年度」とあるのは「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度津市の棕本財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算補正

嵩 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		2	3	5
	1 財 産 運 用 収 入	2	3	5
嵩 入 合 計		502	3	505

嵩 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 基 金 積 立 金		2	3	5
	1 基 金 積 立 金	2	3	5
嵩 出 合 計		502	3	505

令和元年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度津市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	7,868,812	166,010	7,702,802
第1項 営業収益	6,563,517	174,922	6,388,595
第2項 営業外収益	1,300,707	8,912	1,309,619

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	7,818,054	232,755	7,585,299
第1項 営業費用	7,388,861	235,295	7,153,566
第3項 特別損失	6,698	2,540	9,238

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,890,430千円」を「1,965,394千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,278,508	177,284	1,101,224
第1項 企業債	943,400	150,900	792,500
第2項 出資金	66,200	18,500	47,700
第3項 補助金	243,695	7,884	235,811

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	3,168,938	102,320	3,066,618
第1項 建設改良費	1,898,143	102,320	1,795,823

(継続費)

第4条 平成30年度津市水道事業会計補正予算(第2号)第4条で改めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	高茶屋浄水場非常用発電設備更新事業	153,049	平成30年度	90,336	141,848	平成30年度	90,336
				令和元年度	62,713		令和元年度	51,512

(企業債)

第5条 予算第6条中、限度額「943,400千円」を「792,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

単位 千円

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	863,340	98,353	764,987

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「373,567千円」を「376,505千円」に改める。

津市長 前葉泰幸

令和元年度津市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和元年度津市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めると
ころによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に
定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,561,803	54,486	10,507,317
第1項 営 業 収 益	3,194,397	10,435	3,183,962
第2項 営 業 外 収 益	7,352,206	44,051	7,308,155

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,663,071	64,203	9,598,868
第1項 営 業 費 用	8,393,630	60,867	8,332,763
第2項 営 業 外 費 用	1,266,243	3,336	1,262,907

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,943,325千円」を「2,855,116千円」に改め、
資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	5,803,275	184,652	5,618,623
第1項 企 業 債	4,053,100	277,800	3,775,300
第2項 負 担 金	52,694	84,648	137,342
第3項 補 助 金	1,697,481	8,500	1,705,981

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	8,746,600	272,861	8,473,739
第1項 建 設 改 良 費	3,566,081	138,440	3,427,641
第2項 流域下水道建設負担金	254,261	134,421	119,840

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道事業負担金	246,400	117,500
公共下水道事業	2,386,700	2,257,800
資本費平準化	1,420,000	1,400,000

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「4,155,658千円」を「4,122,426千円」に改める。

津市長 前葉泰幸

令和元年度津市モーター ボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度津市モーター ボート競走事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			
科 目	既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
第1款 モーター ボート競走 事業収益	44,347,964	27,668	44,375,632
第3項 特別利益	0	27,668	27,668
支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
第1款 モーター ボート競走 事業費用	42,324,079	200,246	42,123,833
第1項 営業費用	42,200,701	200,246	42,000,455

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	単位 千円 計
(1) 職員給与費	305,257	39,709	265,548

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市一般会計予算

令和2年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,661,373千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 市 税		41,431,083
	1 市 民 税	18,858,055
	2 固 定 資 産 税	17,915,537
	3 軽 自 動 車 税	811,665
	4 市 た ば こ 税	1,626,558
	5 入 湯 税	35,550
2 地 方 譲 与 税	6 都 市 計 画 税	2,183,718
		1,046,407
	1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	247,300
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	690,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	108,106
3 利 子 割 交 付 金	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000
		45,000
4 配 当 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	45,000
		160,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	160,000
		75,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000
		403,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	403,000
		5,971,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,971,000
		247,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	247,000
		81,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	81,000
		43,000
12 地 方 特 例 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
		120,000
13 地 方 交 付 税	1 地 方 特 例 交 付 金	120,000
		18,000,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地 方 交 付 税	18,000,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		33,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	33,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		620,984
	1 分 担 金	13,693
	2 負 担 金	607,291
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,971,045
	1 使 用 料	1,755,966
	2 手 数 料	215,079
17 国 庫 支 出 金		14,902,007
	1 国 庫 負 担 金	12,877,374
	2 国 庫 補 助 金	2,019,582
	3 委 託 金	5,051
18 県 支 出 金		7,909,790
	1 県 負 担 金	4,889,895
	2 県 補 助 金	2,457,560
	3 委 託 金	562,335
19 財 产 収 入		214,578
	1 財 产 運 用 収 入	132,609
	2 財 产 売 払 収 入	81,969
20 寄 附 金		83,777
	1 寄 附 金	83,777
21 繰 入 金		7,348,195
	1 他 会 計 繰 入 金	2,027,377
	2 基 金 繰 入 金	5,320,818
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		936,307
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	70,001
	2 市 預 金 利 子	2,108
	3 貸 付 金 元 利 収 入	66,534
	4 受 託 事 業 収 入	3,261
	5 雜 入	794,403

(単位 : 千円)

款	項	金額
24 市 債		7,919,200
	1 市 債	7,919,200
歳 入	合 計	109,661,373

歳出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 議会費		598,576
	1 議会費	598,576
2 総務費		16,438,699
	1 総務管理費	14,202,690
	2 徴税費	1,292,861
	3 戸籍住民基本台帳費	680,519
	4 選挙費	51,161
	5 統計調査費	127,246
	6 監査委員費	84,222
3 民生費		41,290,665
	1 社会福祉費	21,148,367
	2 児童福祉費	14,688,933
	3 生活保護費	5,443,265
	4 災害救助費	10,100
4 衛生費		9,467,791
	1 保健衛生費	2,770,192
	2 斎場費	289,332
	3 環境費	413,409
	4 清掃費	5,188,387
	5 産業廃棄物処理費	18,618
	7 上水道費	378,589
	8 生活排水処理費	409,264
5 労働費		56,891
	1 労働諸費用	56,891
6 農林水産業費		2,908,320
	1 農業費	1,922,512
	2 林業費	347,212
	3 水産業費	188,174
	4 農業集落排水費	450,422
7 商工費		1,280,842
	1 商工費	1,280,842
8 土木費		13,304,929
	1 土木管理費	272,574
	2 道路橋りょう費	4,390,772
	3 河川費	708,307
	4 港湾費	64,838

(単位：千円)

款	項	金額
	5 都市計画費	7,456,483
	6 住宅費	411,955
9 消防費		4,066,659
	1 消防費	4,066,659
10 教育費		9,430,701
	1 教育総務費	2,166,016
	2 小学校費	2,256,154
	3 中学校費	873,493
	4 幼稚園費	1,292,088
	5 社会教育費	2,276,588
	6 短期大学費	566,362
12 公債費		10,695,200
	1 公債費	10,695,200
13 諸支出金		22,100
	1 災害援護資金貸付金	22,100
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		109,661,373

第2表 繙 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
8 土木費	2 道路橋 りょう費	大谷踏切拡幅事業 (JR踏切拡幅)	222,810	令和2年度	86,300
				令和3年度	136,510
8 土木費	2 道路橋 りょう費	津興橋大規模更新事 業(旧橋撤去・左岸 下部工)	895,000	令和2年度	200,000
				令和3年度	695,000

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取 得(令和2年度先行取得依頼分)	令和2年度から 債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金 融機関等から借り入れる借入金に対する債務保 証(令和2年度分)	令和2年度から 債務完了年度まで	3,000,000
基幹情報システム等更新業務委託	令和3年度	327,624
基幹情報システム等更新業務に係るデータ抽出 業務委託(基幹情報システム)	令和3年度	384,208
基幹情報システム等更新業務に係るデータ抽出 業務委託(文書管理システム及び庶務管理シス テム)	令和3年度	14,399
産業廃棄物税負担事業	令和3年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物につ いて三重県産業廃棄物税条例により排 出事業者が納付した産業廃棄物税のう ち当該工事等に係る額

第4表 地 方 債

(単位:千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等解体事業	87,600	証券借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
庁舎等整備事業	1,068,000			
過疎地域振興事業	82,000			
集会施設整備事業	33,900			
運動施設整備事業	1,019,400			
文化振興施設整備事業	399,300			
児童福祉施設整備事業	3,800			
保育所整備事業	147,400			
認定こども園整備事業	143,800			
災害援護資金貸付金	22,100			
水道事業会計出資金	9,300			
農業生産基盤整備事業	122,800			
林道整備事業	10,200			
地域水産物供給基盤整備事業	51,300			
道路整備事業	837,400			
河川整備事業	394,900			
街路整備事業	127,800			
公園整備事業	74,700			
消防施設整備事業	20,600			
学校教育施設整備事業	125,800			
放課後児童施設整備事業	9,600			
公民館施設整備事業	105,500			
図書館施設整備事業	72,000			
臨時財政対策	2,950,000			

令和2年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,315,388千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,368千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次とおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,533,236
	1 国民健康保険料	5,533,236
2 国民健康保険税		743
	1 国民健康保険税	743
3 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
4 使用料及び手数料		2,560
	1 手数料	2,560
5 国庫支出金		14,494
	2 国庫補助金	14,494
8 県支出金		19,795,108
	2 県補助金	19,795,108
10 財産収入		96
	1 財産運用収入	96
11 繰入金		1,881,148
	1 繰入金	1,881,148
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		88,001
	1 延滞金、加算金及び過料	46,154
	3 雑入	41,847
歳入合計		27,315,388

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		438,810
	1 総務管理費	314,468
	2 徴収費	122,207
	3 運営協議会費	522
	4 趣旨普及費	1,613
2 保険給付費		19,490,469
	1 療養諸費	16,826,174
	2 高額療養費	2,566,985
	3 移送費	350
	4 出産育児諸費	78,160
	5 葬祭諸費	18,800
3 国民健康保険事業費納付金		7,033,607
	1 医療給付費分	4,847,077
	2 後期高齢者支援金等分	1,638,115
	3 介護納付金分	548,415
7 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
8 保健事業費		294,161
	1 特定健康診査等事業費	234,990
	2 保健事業費	59,171
9 基金積立金		96
	1 基金積立金	96
11 諸支出金		58,225
	1 償還金及び還付加算金	32,276
	2 繰出金	25,949
歳出合計		27,315,388

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		38,037
	1 外 来 収 入	34,715
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,322
2 使 用 料 及 び 手 数 料		380
	1 使 用 料	51
	2 手 数 料	329
3 繰 入 金		25,949
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	25,949
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雜 入	1
歳 入	合 計	64,368

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		41,364
	1 施 設 管 理 費	41,364
2 医 業 費		21,779
	1 医 業 費	21,779
3 公 債 費		1,225
	1 公 債 費	1,225
歳 出	合 計	64,368

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		41,364
	1 施設管理費	41,364
2 医業費		21,779
	1 医業費	21,779
3 公債費		1,225
	1 公債費	1,225
歳出	合計	64,368

令和2年度津市介護保険事業特別会計予算

令和2年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,504,184千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 保 険 料		6,218,806
	1 介 護 保 険 料	6,218,806
2 使 用 料 及 び 手 数 料		550
	1 手 数 料	550
3 国 庫 支 出 金		6,659,903
	1 国 庫 負 担 金	4,880,874
	2 国 庫 補 助 金	1,779,029
4 支 払 基 金 交 付 金		7,413,256
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,413,256
5 県 支 出 金		4,029,021
	1 県 負 担 金	3,830,649
	2 県 補 助 金	198,372
6 財 産 収 入		212
	1 財 産 運 用 収 入	212
7 繰 入 金		4,174,232
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,174,232
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		8,201
	2 雜 入	7,001
	3 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1,200
嵩 入 合 計		28,504,184

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		419,614
	1 総務管理費	132,287
	2 徴収費	32,262
	3 介護認定調査費等費	161,237
	4 介護認定審査会費	86,397
	5 趣旨普及費	1,202
	6 計画策定等関係費	6,229
2 保険給付費		26,811,691
	1 介護及び予防給付費	25,809,241
	2 特定入所者介護サービス等費	980,807
	3 その他諸費	21,643
3 地域支援事業費		1,259,062
	1 一般介護予防事業費	58,146
	2 包括的支援事業・任意事業費	607,244
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	591,655
	4 その他諸費	2,017
4 基金積立金		212
	1 基金積立金	212
6 諸支出金		13,605
	1 償還金及び還付加算金	13,605
歳出合計		28,504,184

令和2年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,898,294千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,065,640
	1 後期高齢者医療保険料	3,065,640
2 使用料及び手数料		370
	1 手 数 料	370
3 繰 入 金		3,818,169
	1 一般会計繰入金	3,818,169
4 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
5 諸 収 入		14,112
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	3 雜 入	8,968
	4 償還金及び還付加算金	5,134
歳 入 合 計		6,898,294

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		96,862
	1 総務管理費	78,033
	2 徴 収 費	18,829
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,796,237
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,796,237
3 諸 支 出 金		5,195
	1 償還金及び還付加算金	5,195
歳 出 合 計		6,898,294

令和2年度津市営浄化槽事業特別会計予算

令和2年度津市の市営浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ454,458千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		11,003
	1 分 担 金	11,003
2 使 用 料 及 び 手 数 料		98,986
	1 使 用 料	98,986
3 国 庫 支 出 金		18,495
	1 国 庫 補 助 金	18,495
4 県 支 出 金		8,505
	1 県 補 助 金	8,505
5 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
6 繰 入 金		277,579
	1 一 般 会 計 繰 入 金	273,612
	2 基 金 繰 入 金	3,967
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 市 債		36,900
	1 市 債	36,900
9 諸 収 入		2,985
	1 雜 入	2,985
歳 入 合 計		454,458

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		23,021
	1 総 務 管 理 費	23,021
2 事 業 費		407,621
	1 市 営 清 洗 槽 事 業 費	407,621
3 基 金 積 立 金		6,199
	1 基 金 積 立 金	6,199
4 公 債 費		17,617
	1 公 債 費	17,617
歳 出 合 計		454,458

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営浄化槽改造資金融資に伴う損失補償	令和2年度	12,394
産業廃棄物税負担事業	令和3年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

(単位：千円、 %)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営浄化槽事業	36,900	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件によ り、銀行その他の場合 は、その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ 償還することができる。

令和2年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算

令和2年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,737千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 使用 料 及 び 手 数 料		80,543
	1 使 用 料	80,543
2 繰 入 金		43,051
	1 一 般 会 計 繰 入 金	43,051
3 財 産 収 入		18
	1 財 産 運 用 収 入	18
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,124
	1 雜 入	2,124
歳 入 合 計		125,737

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		23,211
	1 総 務 管 理 費	23,211
2 事 業 費		102,526
	1 共 同 汚 水 处 理 施 設 事 業 費	102,526
歳 出 合 計		125,737

令和2年度津市農業集落排水事業特別会計予算

令和2年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ611,332千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩入

(単位:千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,260
	1 分 担 金	9,260
2 使 用 料 及 び 手 数 料		127,638
	1 使 用 料	127,638
3 財 産 収 入		11
	1 財 産 運 用 収 入	11
4 繰 入 金		450,422
	1 繰 入 金	450,422
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 国 庫 支 出 金		24,000
	1 国 庫 補 助 金	24,000
嵩 入 合 計		611,332

嵩出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総 務 費		11,114
	1 総 務 管 理 費	11,114
2 事 業 費		288,921
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	288,921
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 公 債 費		311,296
	1 公 債 費	311,296
嵩 出 合 計		611,332

令和2年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320,146千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 繰入金		320,144
	1 繰入金	320,144
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
嵩入合計		320,146

嵩 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		132,381
	1 事業費	132,381
2 公債費		187,765
	1 公債費	187,765
嵩出合計		320,146

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	令和3年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

令和2年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和2年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算）

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,958千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出
予算」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 県 支 出 金		1,593
	1 県 補 助 金	1,593
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		37,364
	1 貸 付 金 元 利 収 入	36,764
	2 雑 入	600
歳 入 合 計		38,958

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		35,268
	1 総 務 管 理 費	35,268
3 公 債 費		3,690
	1 公 債 費	3,690
歳 出 合 計		38,958

令和 2 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 2 年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(嶓入歳出予算)

- 第 1 条 嶓入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 557 千円と定める。
- 2 嶓入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 嵩入嵩出予算

嵩 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
2 繰入金		549
	1 基金繰入金	549
3 繰越金		5
	1 繰越金	5
4 諸収入		1
	1 雜入	1
嵩入合計		557

嵩 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		555
	1 総務管理費	555
2 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
嵩出合計		557

令和2年度津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	135,000戸
(2) 年間総配水量	40,000,000 m ³
(3) 一日平均配水量	109,589 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 水道事業収益	8,189,409
第1項 営業収益	6,932,006
第2項 営業外収益	1,249,876
第3項 特別利益	7,527

支出	単位 千円
第1款 水道事業費用	8,328,181
第1項 営業費用	7,923,512
第2項 営業外費用	396,379
第3項 特別損失	8,290

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,746,382 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款 資本的収入		1,436,187
第1項 企 業 債		1,186,300
第2項 出 資 金		9,300
第3項 補 助 金		217,546
第4項 負 担 金		23,041

支 出		単位 千円
第1款 資本的支出		4,182,569
第1項 建設改良費		2,950,749
第2項 企業債償還金		1,131,800
第3項 投 資		100,020

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	片 田 浄 水 場 計 装 設 備 等 更 新 事 業	1,259,071	令和2年度	495,506
				令和3年度	508,437
				令和4年度	255,128

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
基幹情報システム等更新業務委託負担金	令和3年度	19,739 千円
基幹情報システム等更新業務に係るデータ抽出業務委託(基幹情報システム)負担金	令和3年度	11,183 千円
企業会計システム移行に伴う旧システムデータ出力業務委託	令和3年度	5,894 千円
産業廃棄物税負担事業	令和3年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金に あてるため	千円 1,186,300	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 （ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率） %	40か年以内（据置期間 を含む。）償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができ る。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	900,258
-------	---------

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 369,289 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、71,833 千円と定める。

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1戸
(2) 年間総配水量	360,000 m ³
(3) 一日平均配水量	986 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 工業用水道事業収益	24,033
第1項 営業収益	23,760
第2項 営業外収益	273
支 出	単位 千円
第1款 工業用水道事業費用	22,437
第1項 営業費用	21,437
第2項 営業外費用	1,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	54,514戸
(2) 年間総排水量	13,579,000 m ³
(3) 一日平均排水量	37,203 m ³
(4) 主要な建設改良事業	汚水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 下水道事業収益	10,766,452
第1項 営業収益	3,622,868
第2項 営業外収益	7,143,582
第3項 特別利益	2

支出	単位 千円
第1款 下水道事業費用	9,628,790
第1項 営業費用	8,402,357
第2項 営業外費用	1,223,235
第3項 特別損失	3,198

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,081,348千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入		単位 千円
第1款 資本的収入		6,234,988
第1項 企業債		3,974,400
第2項 負担金		76,431
第3項 補助金		2,184,157
支出		単位 千円
第1款 資本的支出		9,316,336
第1項 建設改良費		4,295,103
第2項 流域下水道建設負担金		67,357
第3項 企業債償還金		4,953,876

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田第1雨水幹線築造事業	1,040,000	令和2年度	100,000
				令和3年度	300,000
				令和4年度	640,000
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田第2雨水幹線築造事業	180,000	令和2年度	70,000
				令和3年度	110,000
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ)築造事業	392,900	令和2年度	157,200
				令和3年度	235,700
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場沈砂池設備(除塵機等)築造事業	238,800	令和2年度	95,600
				令和3年度	143,200
1 資本的支出	1 建設改良費	天神ポンプ場ポンプ設備に伴う電気設備築造事業	364,800	令和2年度	146,400
				令和3年度	218,400

単位 千円

款	項	事業名	総額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	桜橋ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ原動機)改築事業	376,000	令和2年度	150,560
				令和3年度	225,440
1 資本的支出	1 建設改良費	桜橋ポンプ場電気設備改築事業	84,000	令和2年度	33,600
				令和3年度	50,400

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	令和2年度	23,760千円
基幹情報システム等更新業務委託負担金	令和3年度	14,697千円
基幹情報システム等更新業務に係るデータ抽出業務委託（基幹情報システム）負担金	令和3年度	6,389千円
産業廃棄物税負担事業	令和3年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 63,100	証書借入又は証券発行	% 年1.5以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資 金 に ついて、利 率の見 直しを行 った後 においては 当該見 直し後 の利 率)	40か年以内（据置期 間を含む。）償還とし、 政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ の他の場合は、その債 権者と協定する。ただし、 市財政の都合により繰り 上げ償還するこ とができる。
公共下水道事業	2,561,300			
資本費平準化	1,350,000			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	単位 千円
職員給与費	609,911

(他会計からの補助金)

第11条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,929,571千円である。

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1,225台
(2) 年間駐車台数	803,000台
(3) 一日平均駐車台数	2,259台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 駐車場事業収益	257,413千円
第1項 営業収益	255,294千円
第2項 営業外収益	2,119千円
支出	
第1款 駐車場事業費用	216,675千円
第1項 営業費用	205,934千円
第2項 営業外費用	10,741千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,405千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）

支出	
第1款 資本的支出	103,405千円
第1項 建設改良費	34,485千円
第2項 企業債償還金	33,932千円
第3項 他会計長期借入金償還金	34,988千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10,602千円
-------	----------

津市長 前葉泰幸

令和2年度津市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	192日
(2) 年間舟券発売金	47,790,600千円
(3) 1日平均舟券発売金	248,909千円
(4) 年間場間場外受託発売金	13,140,700千円
(5) 主要な建設改良事業	競技棟等整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 モーターボート競走事業収益	50,225,816
第1項 営業収益	50,137,285
第2項 営業外収益	88,531

支 出	単位 千円
第1款 モーターボート競走事業費用	49,580,712
第1項 営業費用	47,537,448
第2項 営業外費用	2,043,264

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額922,643千円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入	単位 千円
第1款 資本的収入	161,248
第3項 基金繰入金	161,248

支 出	単位 千円
第1款 資本的支出	1,083,891

第1項 建設改良費	465,570
第2項 企業債償還金	618,081
第3項 投資	240

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	モーターボート競走場競技棟等整備事業	4,058,078	令和2年度	32,548
				令和3年度	500,013
				令和4年度	1,494,190
				令和5年度	1,011,233
				令和6年度	1,020,094

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
(1) 職員給与費	406,576
(2) 交際費	1,027

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
機器	放送設備	一式
機器	発着ピット	一式
機器	キャッシュレスシステム	一式

津市長 前葉泰幸

令和元年度津市一般会計補正予算（第11号）

令和元年度津市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,002,149千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条　繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		15,248,508	338,893	15,587,401
	2 国 庫 補 助 金	2,309,632	338,893	2,648,525
17 県 支 出 金		7,314,421	23,928	7,338,349
	1 県 負 担 金	4,784,366	23,928	4,808,294
20 繰 入 金		5,760,543	27,034	5,787,577
	2 基 金 繰 入 金	5,611,606	27,034	5,638,640
23 市 債		12,180,300	289,000	12,469,300
	1 市 債	12,180,300	289,000	12,469,300
歳 入 合 計		113,323,294	678,855	114,002,149

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		41,624,340	7,800	41,632,140
	2 児 童 福 祉 費	14,768,580	7,800	14,776,380
8 土 木 費		13,641,844	31,904	13,673,748
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,296,531	31,904	5,328,435
10 教 育 費		11,040,417	639,151	11,679,568
	2 小 学 校 費	3,355,653	400,070	3,755,723
	3 中 学 校 費	1,635,711	198,480	1,834,191
	5 社 会 教 育 費	2,020,677	40,601	2,061,278
歳 出 合 計		113,323,294	678,855	114,002,149

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	久居アルスプラザ施設用備品購入事業	1,525
4 衛生費	8 生活排水処理費	長谷山ハイツ下水道管布設替事業	5,731
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興地域整備計画策定事業	5,577
8 土木費	2 道路橋りょう費	久居アルスプラザ周辺道路整備事業	61,500
10 教育費	2 小学校費	校内通信ネットワーク整備事業	400,070
10 教育費	3 中学校費	校内通信ネットワーク整備事業	198,480

変 更

(単位:千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	12,000	43,904

第3表 地 方 債 補 正

変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
学校教育施設整備事業	1,416,300	1,705,300

津市告示第41号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16
条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

津市長 前葉泰幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年3月5日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年3月6日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年3月9日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	令和2年3月12日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年3月12日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年3月13日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び津市財政公表条例（平成18年津市条例第51号）第3条の規定により、令和2年2月29日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和2年2月29日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	120,663,474	83,749,087	69.4%	120,663,474	75,908,828	62.9%
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	28,020,421	21,334,089	76.1%	28,020,421	23,298,046	83.1%
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)	62,312	31,977	51.3%	62,312	47,220	75.8%
介護保険事業特別会計	28,765,052	22,218,568	77.2%	28,765,052	23,963,928	83.3%
後期高齢者医療事業特別会計	6,422,296	2,612,588	40.7%	6,422,296	5,402,858	84.1%
市営浄化槽事業特別会計	454,292	72,173	15.9%	454,292	273,945	60.3%
共同汚水処理施設事業特別会計	107,392	72,934	67.9%	107,392	70,576	65.7%
農業集落排水事業特別会計	580,309	105,880	18.2%	580,309	324,590	55.9%
土地区画整理事業特別会計	351,014	16,552	4.7%	351,014	217,271	61.9%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	44,715	73,456	164.3%	44,715	9,907	22.2%
棕本財産区特別会計	502	5	1.0%	502	47	9.4%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和2年2月29日現在

(1) 収 入

単位：千円

区分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	40,899,229	36,565,913	89.4%
2 地 方 譲 与 税	973,020	695,344	71.5%
3 利 子 割 交 付 金	72,000	31,510	43.8%
4 配 当 割 交 付 金	160,000	72,984	45.6%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000		0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	5,070,000	3,713,657	73.2%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	251,000	207,992	82.9%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,000	206,338	129.0%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	64,017	10,285	16.1%
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	44,809	104.2%
11 地 方 特 例 交 付 金	269,129	269,129	100.0%
12 地 方 交 付 税	18,268,224	17,150,280	93.9%
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	35,000	17,416	49.8%
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1,076,133	925,553	86.0%
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,998,024	1,638,919	82.0%
16 国 庫 支 出 金	17,056,321	11,298,381	66.2%
17 県 支 出 金	7,426,698	3,098,062	41.7%
18 財 産 収 入	229,551	234,014	101.9%
19 寄 附 金	102,392	103,994	101.6%
20 繰 入 金	8,450,701	3,000,000	35.5%
21 繰 越 金	769,579	769,579	100.0%
22 諸 収 入	1,028,256	605,028	58.8%
23 市 債	16,186,200	3,089,900	19.1%
合 計	120,663,474	83,749,087	69.4%

(2) 支 出

単位：千円

区分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	594,123	546,198	91.9%
2 総 務 費	20,194,167	11,440,960	56.7%
3 民 生 費	41,802,271	27,066,070	64.7%
4 衛 生 費	9,752,211	6,084,135	62.4%
5 労 働 費	57,506	48,558	84.4%
6 農 林 水 産 業 費	2,675,790	1,217,300	45.5%
7 商 工 費	1,696,270	882,811	52.0%
8 土 木 費	15,130,707	10,380,672	68.6%
9 消 防 費	3,989,691	3,338,786	83.7%
10 教 育 費	13,714,665	9,502,305	69.3%
11 災 害 復 旧 費	182,858	79,227	43.3%
12 公 債 費	10,752,270	5,321,806	49.5%
13 諸 支 出 金	22,100		0.0%
14 予 備 費	98,845		0.0%
合 計	120,663,474	75,908,828	62.9%

3 市債の状況

令和2年2月29日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普通債	50,159,856	47.4
	(1) 総務	17,142,520	16.2
	(2) 民生	1,691,116	1.6
	(3) 衛生	8,221,761	7.8
	(4) 農林水産業	802,067	0.8
	(5) 商工	183,607	0.2
	(6) 土木	10,061,606	9.5
	(7) 消防	1,848,499	1.7
	(8) 教育	10,208,680	9.6
	2 災害復旧債	669,938	0.6
	(1) 農林水産業	34,161	0.0
	(2) 土木	635,777	0.6
	3 その他の	54,958,688	52.0
	(1) 臨時財政対策債	53,939,446	51.0
	(2) その他の	1,019,242	1.0
	計	105,788,482	100.0
政策会計	国民健康保険	11,000	0.3
	市営浄化槽	163,899	3.9
	農業集落排水	2,536,120	60.9
	土地区画整理	1,447,759	34.7
	住宅新築資金等貸付	9,247	0.2
	計	4,168,025	100.0
合計		109,956,507	

令和2年2月29日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

令和2年2月29日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	7,937,223
減 債 基 金	1,766,917
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	15,029
国 際 交 流 推 進 基 金	218,073
國 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,065,736
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	1,925,957
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	24,911
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,981
綠 化 基 金	113,746
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	1
文 化 振 興 基 金	213,998
ま ち づ く り 振 興 基 金	2,833,201
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	95,065
公 共 施 設 整 備 基 金	903,508
環 境 対 策 推 進 基 金	64
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	297,313
市 営 清 洗 槽 事 業 基 金	30,378
合 計	17,449,101

5 市有財産の状況

令和2年2月29日現在

有価証券等	2,372,566千円
自動車	675台
建物	1,086,367.09m ²
土地	21,413,661.90m ²

* 公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和2年2月29日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
68,832円	市民税	151,105円
61,748円	固定資産税	135,555円
7,788円	都市計画税	17,098円
5,874円	市たばこ税	12,894円
2,757円	軽自動車税	6,053円
134円	入湯税	294円
214円	その他	471円
147,347円	計	323,470円

人口277,570人、世帯数126,439世帯（令和2年2月29日現在）にて
算出しています。

津市告示第43号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき、同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11第2号の規定により告示する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

病児保育事業

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認辞退年月日
NPOどんぐり	津病後児保育室 「HUG」	津市久居寺町126 0番地1	令和2年3月3 1日

津市告示第44号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、同法第30条の11第1項の施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

病児保育事業

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認年月日
社会福祉法人 どんど	津病後児保育室 「HUG」	津市久居寺町1260 番地1	令和2年4月 1日

津市告示第45号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、
国民健康保険料の徴収に関する事務の一部を下記のとおり委託したので、同法
施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23の規定により告示する。

令和2年3月30日

津市長 前葉泰幸

1 委託先

東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー22階
LINE Pay株式会社

2 委託開始日

令和2年4月1日

津市告示第46号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成18年津市規則第39号）第7条の規定に基づき、失効した番号標について次のとおり告示する。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

自動車臨時運行許可番号標

三重 20-02 津
三重 20-03 津
三重 20-16 津
三重 20-32 津
三重 20-48 津
三重 20-54 津
三重 20-33 津
三重 21-41 津

津市告示第47号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成18年津市告示第41号）の一部を次のように改正する。

「政策財務部検査担当理事」を「政策財務部長」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

津市公告第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月24日

津市長 前葉泰幸

- 1 工事完了年月日
令和2年3月18日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居元町字北出2169番1ほか6筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市西町283番地1
創和不動産株式会社
代表取締役 世古 政弘

津市公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月24日

津市長 前葉泰幸

1 工事完了年月日

令和2年3月19日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字向山1716番1の一部ほか2筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内9番18号

三交不動産株式会社

取締役社長 高林 学

津市公告第27号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和2年3月24日

津市長 前葉泰幸

1 都市公園の名称、位置（所在地）、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	供用開始の期日
上浜町六丁目西公園	津市上浜町六丁目27 9番63ほか1筆	別図の とおり	令和2年3月31日

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公告第28号

津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集を、次のとおり実施しますので、公告します。

令和2年3月25日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

1 業務概要

- (1) 件名 津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集
- (2) 賃貸借期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (3) 貸付け対象の諸室及び最低貸付料(年額)

別紙1のとおり

2 参加資格要件

参加を希望する事業者(以下「応募者」といいます。)に係る資格要件等は、本実施要領の公表日から本事業の契約締結日までの間において、次に掲げる参加要件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (2) 津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税、本社所在地における都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 支店等で参加する場合は、前号に加えて、支店等所在地の都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - ウ 会社法(平成17年法律第86号)第574条の規定による破産手続開始の申立(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けているなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 応募者が、津市暴力団排除条例(平成23年津市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 募集要領等の配布

募集要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードすること。

4 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市安濃総合支所内で審査し、優れた企画提案を行った者を契約の相手方（以下「最優先候補者」といいます。）として選考します。

5 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行います。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行います。

6 その他

本賃貸借契約に関する詳細は、「津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集要領」によります。

津市公告第29号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年3月26日

津市長 前葉泰幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
美杉町丹生俣	雑種	茶	オス	中	91日以上	首輪あり（オレンジ）
美杉町丹生俣	雑種	薄茶	メス	中	91日以上	首輪あり（オレンジ）

2 抑留日 令和2年3月19日

3 抑留期間 令和2年3月30日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 059-223-5112

津市公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月27日

津市長 前葉泰幸

1 工事完了年月日

令和2年3月26日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居明神町字風早2119番1ほか5筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区栄二丁目3番31号

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社

代表取締役 日比野 進弘

津市公告第31号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年3月31日

津市長 前葉泰幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
白山町城立	雑種	茶	オス	中	91日以上	首輪あり(赤色) 青色リード付

2 抑留日 令和2年3月27日

3 抑留期間 令和2年4月6日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 059-223-5112

津市上下水道事業分課規程をここに公布する。

令和2年3月31日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第2号

津市上下水道事業分課規程

津市上下水道事業分課規程（平成18年津市水道事業管理規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条第1号及び第10条の規定に基づき、上下水道事業局及び上下水道管理局（以下「上下水道事業局等」という。）の分課及び分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（解釈規定）

第2条 この規程において定める上下水道事業局等の各課等の事務分掌には、特に定めるもののほか、水道事業に係る事務にあっては工業用水道事業に係る事務を、下水道事業に係る事務にあっては市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業に係る事務を含むものと解釈しなければならない。

（上下水道事業局の分課）

第3条 上下水道事業局に次に掲げる課及び担当を設置する。

水道工務課

工事担当

維持管理担当

下水道工務課

工事担当

維持管理担当

水道施設課

施設担当

水質管理担当

下水道施設課

施設担当

2 水道施設課に次に掲げる事業所及び担当を設置する。

安芸事業所

管理担当

事業担当

一志事業所

管理担当

事業担当

3 前項に定めるもののほか、水道施設課に次に掲げる浄水場を設置する。

片田浄水場

高茶屋浄水場

三雲浄水場

4 下水道施設課に次に掲げる終末処理場を設置する。

津市中央浄化センター

津市浜田浄化センター

津市雲林院浄化センター

津市椋本浄化センター

津市高宮浄化センター

(上下水道管理局の分課)

第4条 上下水道管理局に次に掲げる課及び担当を設置する。

経営企画課

経営企画担当

水道財政担当

下水道財政担当

経理担当

上下水道管理課

管理担当

契約財産担当

営業課

料金担当

負担金担当

(職制等)

第5条 上下水道事業局等に局長及び局次長を、課に課長を、担当に担当主幹

(必要な担当に限る。) 及び担当副主幹(必要な担当に限る。)を置く。

- 2 事業所に所長、担当主幹（必要な担当に限る。）及び担当副主幹（必要な担当に限る。）を置く。
- 3 净水場に場長を置くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、上下水道事業局等に設置する職及び職務権限については、津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の規定を準用する。
- 5 職員の職種上の職名は、津市職員の職名に関する規則（平成18年津市規則第16号）の規定を準用する。
(上下水道事業局各課の分掌事務)

第6条 水道工務課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 工事担当
 - ア 水道建設工事等に係る調整及び進行管理に関すること。
 - イ 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に係る事業計画に関すること。
 - ウ 水道事業等に係る建設工事の設計及び施工に関すること。
 - エ 給配水管等の移設に関すること。
- (2) 維持管理担当
 - ア 水道事業等における開発に関すること。
 - イ 給配水管等の図面整備に関すること。
 - ウ 給配水管等の占用許可に関すること。
 - エ 給配水管等の埋設状況調査及び立会いに関すること。
 - オ 水道台帳の整備に関すること。
 - カ 無線装置の管理に関すること。
 - キ 断水及び給水制限等に関すること。
 - ク 材料資格審査に関すること。
 - ケ 給配水管等の維持管理に関すること。
 - コ 漏水の防止、水圧測定及び出水不良地区の調査に関すること。
 - サ 給配水管等の洗管及び赤水、濁水等の処理に関すること。
 - シ 応急給水に関すること。
 - ス 水道の不正使用の取締りに関すること。
 - セ 指定給水装置工事事業者の指定、指導監督等に関すること。
 - ソ 給水装置工事主任技術者の届出及び研修に関すること。
 - タ 貯水槽水道に関すること。

- チ 予定栓の保全に関すること。
- ツ 給水装置の処分に関すること。
- テ 量水器等の維持管理に関すること。
- ト 給水工事の申込みに関すること。
- ナ 給水工事の設計及び検査に関すること。
- ニ 新規給水加入金等の調定に関すること。
- ヌ 上下水道事業局及び課の庶務に関すること。

第7条 下水道工務課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 工事担当

- ア 下水道事業、市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業（以下「下水道事業等」という。）に係る事業計画に関すること。
- イ 下水道建設工事等に係る調整及び進行管理に関すること。
- ウ 下水道事業等に係る建設工事の設計及び施工に関すること。
- エ 私道への下水道の設置に関すること。
- オ 公共ます等の設置に関すること。
- カ 流域下水道事業に係る総合調整に関すること。
- キ 下水道等台帳に関すること。
- ク 下水道事業等における開発調整に関すること。
- ケ 課の庶務に関すること。

(2) 維持管理担当

- ア 下水道事業等の管渠等に係る維持工事の設計及び施工に関すること。
- イ 下水道事業等の管渠等の維持管理に関すること。
- ウ 下水道事業等の排水設備の指導及び検査に関すること。
- エ 下水道排水設備指定工事店に関すること。
- オ 特定事業場に関すること。
- カ 水質規制に関すること。

第8条 水道施設課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 施設担当

- ア 净水施設の総括に関すること。
- イ 净水場、ポンプ場及び配水場の施設の維持管理に関すること。
- ウ 净水施設整備に関すること。
- エ 水道施設台帳に関すること。
- オ 水道事業等に係る施設整備計画等に関すること。

力 水源の維持管理に関すること。

キ 課の庶務に関すること。

(2) 水質管理担当

ア 水質の管理、調査、試験及び研究に関すること。

イ 水質の相談に関すること。

ウ 水源の保護に係る監視に関すること。

エ 水源の水質保全に伴う水質調査に関すること。

オ 薬品の管理に関すること。

第9条 下水道施設課の施設担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 排水機場（河川施設に限る。）、ポンプ場、終末処理場、市営浄化槽、農業集落排水施設及び共同汚水処理施設の維持管理に関すること。
- (2) 排水機場（河川施設に限る。）、ポンプ場、終末処理場、市営浄化槽、農業集落排水施設及び共同汚水処理施設に係る設備工事等の設計及び施工に関すること。
- (3) 排水機場（河川施設に限る。）、ポンプ場、終末処理場、市営浄化槽、農業集落排水施設及び共同汚水処理施設に係る委託業務に関すること。
- (4) 電気機械設備の管理に関すること。
- (5) 施設台帳に関すること。
- (6) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に関すること。
- (7) 下水の処理に係る水質、排ガス、煤じん等の調査、試験及び検査に関すること。
- (8) 悪質汚水の流入規制に関すること。
- (9) 南部産業廃棄物最終処分場の管理に関すること。
- (10) 下水道事業等に係る施設整備計画等に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

第10条 各事業所の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 管理担当

ア 管内における水道料金等、下水道使用料、市営浄化槽使用料、農業集落排水処理施設使用料及び共同汚水処理施設使用料の相談及び収納に関すること。

イ 車両の運行、整備、事故防止対策等の管理に関すること。

ウ 事業所の庶務に関すること。

(2) 事業担当

- ア 管内における給配水管の維持管理に関すること。
- イ 管内における浄水場、ポンプ場及び配水場の施設等の維持管理に関すること。
- ウ 管内における給水工事等に関すること。
- エ 管内における水道の使用開始、廃止、中止等に関すること。
- オ 管内における下水道事業等の連絡調整等に関すること。

(上下水道管理局各課の分掌事務)

第111条 経営企画課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 経営企画担当

- ア 水道事業等及び下水道事業等（以下「上下水道事業等」という。）の経営戦略等の重要事項及び企画並びに総合調整に関すること。
- イ 上下水道事業等に係る計画の総括に関すること。
- ウ 課の庶務に関すること。

(2) 水道財政担当

- ア 水道事業等の予算の調製及び執行に関すること。
- イ 水道事業等に係る資金計画に関すること。
- ウ 水道事業等に係る企業債等及び一時借入金に関すること。

(3) 下水道財政担当

- ア 下水道事業等の予算の調製及び執行に関すること。
- イ 下水道事業等に係る資金計画に関すること。
- ウ 下水道事業等に係る企業債等及び一時借入金に関すること。

(4) 経理担当

- ア 地方公営企業法を適用する上下水道事業等の出納検査に関すること。
- イ 上下水道事業等に係る経理関係諸帳簿の作成に関すること。
- ウ 上下水道事業等に係る決算に関すること。
- エ 上下水道事業等に係る業務状況報告に関すること。
- オ 上下水道事業等に係る金銭の出納及び保管に関すること。
- カ 上下水道事業等に係る収入及び支出に関する証拠書類の審査、整理及び保管に関すること。
- キ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- ク 上下水道事業等に係る工事負担金等の調定に関すること。
- ケ 上下水道事業等に係る財務会計システムに関すること。
- コ 上下水道事業等に係る資産の評価及び固定資産台帳に関すること。

第12条 上下水道管理課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 管理担当

- ア 上下水道事業局等に係る総合調整に関すること。
- イ 公印の管理に関すること。
- ウ 諸規程の制定及び改廃の総括に関すること。
- エ 人事、給与、研修及び勤務条件に関すること。
- オ 職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- カ 涉外に関すること。
- キ 防災・災害復旧に係る計画及び実施の総合調整に関すること。
- ク 文書の収受、発送及び整理保存に関すること。
- ケ 上下水道事業等に係る統計に関すること。
- コ 水道水源保護審議会に関すること。
- サ 上下水道事業経営審議会に関すること。
- シ 上下水道事業等に係る広報に関すること。
- ス 公益社団法人日本水道協会、公益社団法人日本下水道協会等に関すること。
- セ 上下水道事業安全衛生委員会に関すること。
- ソ 上下水道管理局及び課の庶務に関すること。

(2) 契約財産担当

- ア 財産の取得、処分、管理、登記及び調整に関すること。
- イ 庁舎の管理に関すること。
- ウ 車両の運行、整備、事故防止対策等の総括管理に関すること。
- エ 貯蔵品の出納及び管理に関すること。
- オ 不用物品の受入れ、処分等に関すること。
- カ 物品の調達及び修繕の契約に関すること。
- キ 建設工事等入札参加資格審査委員会に関すること。
- ク 建設工事等の入札その他の契約に関すること。
- ケ 土地台帳及び建物台帳に関すること。

第13条 営業課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 料金担当

- ア 営業の企画に関すること。
- イ 水道料金、再開栓手数料、下水道使用料、市営浄化槽使用料、農業集落排水処理施設使用料及び共同汚水処理施設使用料（以下「水道料金等」）

という。)の調定に関すること。

- ウ 水道料金等の預金口座振替に関すること。
- エ 水道料金等の相談に関すること。
- オ 水道料金等の収納に関すること。
- カ 水道料金等の督促及び滞納整理に関すること。
- キ 水道料金等の不納欠損に関すること。
- ク 料金システムに関すること。
- ケ 給水停止処分に関すること。
- コ 使用水量の計量に関すること。
- サ 水道の使用開始及び中止に関すること。
- シ 共同住宅の料金の特例に関すること。
- ス 課の庶務に関すること。

(2) 負担金担当

- ア 下水道の受益者負担金等に関すること。
- イ 下水道事業の供用開始に関すること。
- ウ 市営浄化槽事業の分担金及び農業集落排水事業の新規加入金に関する
こと。
- エ 下水道事業等に係る補助金等に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程をここに
公布する。

令和2年3月31日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第3号

上下水道事業等に係る組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程
(津市上下水道事業の事務の執行に関する規程の一部改正)

第1条 津市上下水道事業の事務の執行に関する規程(平成18年津市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「津市上下水道事業局及び上下水道管理局」に、「水道局等」を「上下水道事業局等」に改める。

(津市上下水道事業事務専決規程の一部改正)

第2条 津市上下水道事業事務専決規程(平成18年津市水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年水道事業管理規程第1号」を「令和2年上下水道事業管理規程第2号」に、「第3条第2項及び第4項」を「第5条第2項」に改め、「、室長(分課規程第3条第5項に規定する室長をいう。以下同じ。)」を削る。

第2条第1号中「、室長」を削る。

第4条中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

第5条第1項中「、室長」を削り、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第2項中「水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「上下水道事業局及び上下水道管理局」に改める。

別表第2及び別表第4を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

	専決事項	決裁区分			
		担当主幹	課長	次長	局長
水道工務課	1 給水工事の施工の承認、立会い及び検査に関すること。				
	2 指定給水装置工事事業者の指定、指導監督等に関すること。				
	3 給水装置工事主任技術者の届出及び研修に関すること。				
	4 津市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会に関すること。				
	5 貯水槽水道に関すること。				
	6 水道メーター等の維持管理に関すること。				
	7 水道施設の整備の企画及び調査に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	8 工事の企画、調査並びに設計及び施工の基準に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	9 配水管図の整備及び管理に関すること。				
	10 無線装置の整備及び管理に関すること。				
	11 配水調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	12 急を要する工事のための一部区域の断水決定に関すること。				

	13 津市上下水道事業局水道工事用資器材審査委員会に関すること。				
	14 公共工事等に伴う給配水管の移設等受託工事に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	15 給配水管等の維持管理に関すること。				
	16 濁水の放水の決定に関すること。				
	17 応急給水に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	18 開発行為に伴う配水管等の工事の審査に関すること。				
下水道工務課	1 市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の指導及び検査に関すること。				
	2 下水道事業等に係る事業計画に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	3 下水道建設工事等に係る調整及び進行管理に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	4 私道への公共下水道設置に係る工事施行の決定に関すること。				
	5 公共ます等の設置の決定等に関すること。				
	6 流域下水道事業の推進に係る総合調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	7 下水道管渠等に係る占用許可に関すること。 ^{きょ}				
	8 下水道台帳の管理に関すること。				

	9 排水設備の指導及び検査に関すること。				
	10 下水道排水設備指定工事店の指定に関すること。				
	11 下水道排水設備指定工事店の指導及び監督に関すること。				
	12 特定事業場に係る設置申請の審査に関すること。				
	13 下水道に流入する水質の規制及び指導に関すること。				
	14 下水道事業等における開発調整に関すること。				
水道施設課	1 利水の調整に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの	
	2 施設勤務者の保安教育に関すること。				
	3 交代制勤務者の勤務割に関すること。				
	4 各浄水施設、ポンプ場及び配水場の施設の維持管理に関すること。				
下水道施設課	1 終末処理場、ポンプ施設及び附帯施設に係る占用許可に関すること。				
	2 終末処理場の運転及び管理に関すること。				
	3 下水の処理に係る水質検査に関すること。				
	4 終末処理場の安全に関すること。				

別表第4（第5条関係）

個別専決事項（決裁区分欄の表示は、専決処理することができる職の区分を示す。）

	専決事項	決裁区分			
		担当主幹	課長	次長	局長
経営企画課	1 上下水道事業局及び上下水道管理局に係る総合調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
	2 消費税及び地方消費税の中間申告に係る納税に関すること（別途承認済みのものに限る。）。				
	3 財務会計システムに関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの
上下水道管理課	1 身分証明書等の交付に関すること。				
	2 財産の損害保険に関すること。				
	3 登記事務の指導助言に関すること。				
	4 庁舎の管理に関すること。				
	5 車両の管理に関すること。				
	6 車両の整備に関すること。				
	7 物品の不用決定に関する事（購入価格の金額による。）。		50万円未満のもの	50万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの
	8 不用品の処分に関する事。				
	9 津市上下水道事業建設工事等入札参加資格審査委員会に関する事。				
	10 工事又は製造その他についての請負における入札保証金の納付及び減免に関する事（予定価格の金額に		1億5,000万円未満の	1億5,000万円以上の	

	もの	もの	もの
11 工事又は製造その他についての請負における落札者の決定及び再入札の執行に関すること（予定価格の金額による。）。	1億5,000万円未満のもの	1億5,000万円以上のもの	1億5,000万円以上のもの
12 工事又は製造その他についての請負に係る契約並びに契約保証金の納付及び減免に関すること（予定価格の金額による。）。	1億5,000万円未満のもの	1億5,000万円以上のもの	1億5,000万円以上のもの
13 工事又は製造その他についての請負の期間の延長に関すること（予定価格の金額による。）。	1億5,000万円未満のもの	1億5,000万円以上のもの	1億5,000万円以上のもの
14 水道資料館に係る施設の管理に関すること。			
15 津市水道水源保護審議会の庶務に関すること。			
16 津市上下水道事業経営審議会の庶務に関すること。			
17 職務に専念する義務の免除及び営利企業等の従事許可に関すること。			
18 職員（会計年度任用職員及び非常勤職員を含む。）の給与等の支出に関すること。			
19 退職手当等の支給に関すること。			
20 職員に係る手当等の支給認定に関すること。			
21 所得税、市町村民税等の源泉徴収に関すること。			
営業課 1 営業の企画に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの

		軽易な もの	やや重 要なもの	重要な もの
2 水道料金等の相談に関すること。				
3 料金システムに関すること。		軽易な もの	やや重 要なもの	重要な もの
4 使用水量の認定に関すること。				
5 水道料金等の過誤納金の還付に伴う未収金充当に関すること。				
6 未納料金の督促及び滞納整理に関すること。				
7 水道料金の減免に関すること。				
8 給水装置の開閉栓に関すること。				
9 下水道使用料の賦課及び収納に関すること。				
10 下水道使用料の納入通知書の発行及び発送に関すること。				
11 下水道使用料の減免に関すること。				
12 下水道使用料に係る滞納処分に関すること。				
13 下水道使用料に係る権利の消滅に関すること。				
14 排除汚水量の認定に関すること。				
15 下水道事業受益者負担金等の賦課及び収納に関すること。				
16 下水道事業受益者負担金等の滞納金の徴収に関すること。				
17 下水道事業受益者負担金等の納入通知書の発行及び発送に関すること。				
18 下水道事業受益者負担金等の減免及び徴収猶予に関すること。				
19 下水道事業受益者負担金等に係る				

	滯納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。			
20	下水道事業受益者負担金等に係る権利の消滅に関すること。			
21	市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の使用料の納入通知書の発送に関すること。			
22	市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の使用料の減免に関すること。			
23	市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の使用料に係る権利の消滅に関すること。			
24	市営浄化槽事業の分担金及び農業集落排水事業の新規加入金の納入通知書の発送に関すること。			
25	下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金の交付決定に関すること。			
26	水洗便所改造資金の融資あっせんの決定に関すること。			
27	水洗便所改造費に係る助成の決定に関すること。			
28	下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関すること。			
29	下水道普及向上預金に係る補助金の交付決定に関すること。			

別表第5を削る。

(津市上下水道事業公印規程の一部改正)

第3条 津市上下水道事業公印規程(平成18年津市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「津市上下水道事業局及び上下水道管理局」に改める。

第3条第1項中「上下水道事業管理室長」を「上下水道管理課長」に改める。

第4条中「上下水道事業管理室」を「上下水道管理課」に改める。

第5条、第6条及び第8条第2項中「上下水道事業管理室長」を「上下水道管理課長」に改める。

別表津市水道局印の項及び津市下水道局印の項を削る。

(津市上下水道事業会計規程の一部改正)

第4条 津市上下水道事業会計規程(平成18年津市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「津市上下水道事業局及び上下水道管理局」に、「局等」を「局」に改める。

第1条の2第1号中「平成18年津市水道事業管理規程第1号」を「令和2年津市上下水道事業管理規程第 号」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「同条第6項」を「同条第4項」に改め、「担当副参事」の次に「、同条第2項に規定する所長」を加え、「第3条第3項」を「第5条第3項」に改める。

第2条から第6条までの規定中「局等」を「局」に改める。

第6条の3第2項中「水道局にあっては営業課長が、下水道局にあっては下水道総務課長」を「営業課長」に改める。

第15条第1項及び第20条第1項中「局等」を「局」に改める。

第40条第2項中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第41条第2項ただし書中「水道局にあっては水道総務課長が、下水道局にあっては下水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第44条第1項中「局等」を「局」に改める。

第59条第1項中「局等」を「局」に改め、同項第3号中「預り下水使用料」を「預り下水道使用料」に改め、同項第5号中「預り農業集落排水使用

料」を「預り農業集落排水処理施設使用料」に改め、同項第6号中「預り共同汚水処理使用料」を「預り共同汚水処理施設使用料」に改め、同条第2項中「局等」を「局」に改める。

第60条第1項及び第64条中「局等」を「局」に改める。

第65条第2項中「水道局にあっては水道総務課長に、下水道局にあっては下水道総務課長」を「上下水道管理課長」に改める。

第66条中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「上下水道管理課長」に改める。

第68条第1項中「水道総務課長若しくは下水道総務課長又は水道総務課長若しくは下水道総務課長」を「上下水道管理課長又は上下水道管理課長」に改め、同条第2項中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「上下水道管理課長」に改める。

第74条第1項中「局等」を「局」に改める。

第84条中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「上下水道管理課長」に改める。

第87条第1項、第88条第1項、第89条第1項及び第90条第1項中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「経営企画課長及び上下水道管理課長」に改める。

第91条中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「上下水道管理課長」に改める。

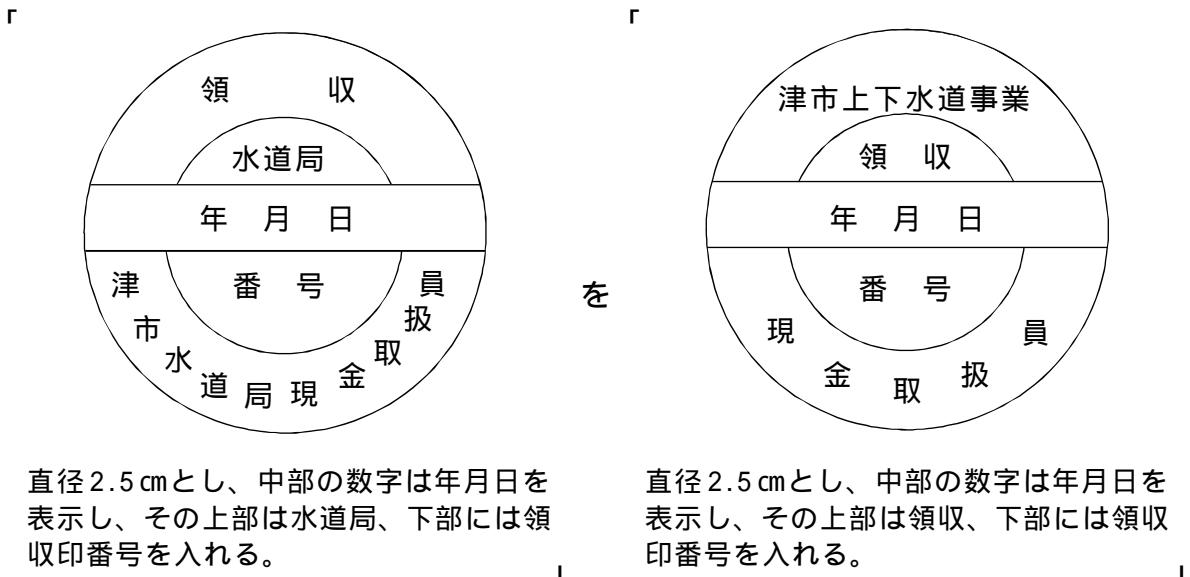
第92条第1項及び第94条中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第96条第1項及び第97条第1項中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「経営企画課長及び上下水道管理課長」に改める。

第99条第1項中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「経営企画課長及び上下水道管理課長」に改め、同条第2項中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第100条から第102条まで、第105条、第107条から第110条まで、第112条、第113条、第116条第1項から第3項まで、第118条から第124条までの規定中「水道総務課長又は下水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

別記様式中



直径 2.5 cm とし、中部の数字は年月日を表示し、その上部は水道局、下部には領収印番号を入れる。

直径 2.5 cm とし、中部の数字は年月日を表示し、その上部は領収、下部には領収印番号を入れる。

に改める。

(津市上下水道企業職員被服等貸与規程の一部改正)

第 5 条 津市上下水道企業職員被服等貸与規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「上下水道事業管理室長」を「上下水道管理課長」に改める。

(津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第 6 条 津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市水道事業指定給水装置工事事業者規程

第 1 条中「津市水道局指定給水装置工事事業者」を「津市水道事業指定給水装置工事事業者」に改める。

第 6 条第 1 項中「津市水道局指定給水装置工事事業者証」を「津市水道事業指定給水装置工事事業者証」に改める。

第 18 条第 1 項中「津市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会」を「津市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会」に改める。

(津市水道技術管理者設置規程の一部改正)

第 7 条 津市水道技術管理者設置規程（平成 23 年津市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「水道局」を「上下水道事業局」に改める。

(津市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第8条 津市公共下水道条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「これより下段は下水道局記入欄となります。」を「次の欄は、記入しないでください。」に改める。

（津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正）

第9条 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3号様式その1及び第15号様式中「津市下水道局」を「津市上下水道管理局」に改める。

（津市上下水道事業管理者職務代理に関する規程の一部改正）

第10条 津市上下水道事業管理者職務代理に関する規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道局長」を「上下水道管理局長」に改め、同条第2項中「水道局長」を「上下水道管理局長」に、「下水道局長」を「上下水道事業局長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

津市上下水道事業告示第23号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

津市上下水道事業管理者 田 村 學

1 供用及び処理を開始する年月日

令和2年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、上浜町一丁目の一部、栄町三丁目の一部、大谷町の一部、広明町の一部、河芸町一色の一部、河芸町影重の一部、河芸町中別保の一部、河芸町上野の一部、河芸町東千里の一部、安濃町内多の一部、安濃町清水の一部、安濃町太田の一部及び安濃町田端上野の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

高茶屋小森町の一部、高茶屋一丁目の一部、高茶屋六丁目の一部、雲出本郷町の一部、垂水の一部、藤方の一部、三重町津興の一部、柳山津興の一部、阿漕町津興の一部、大倉の一部、半田の一部、久居明神町の一部、久居新町の一部、新家町の一部及び木造町の一部

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町高野の一部、白山町川口の一部及び白山町二本木の一部

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

津市白塚町1592番地

志登茂川浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町 5 2 番地 5

雲出川左岸浄化センター

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町 3 9 2 2 番地

松阪浄化センター

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

津市芸濃町棕本 2 5 7 6 番地

津市棕本浄化センター

6 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道総務課

7 縦覧期間

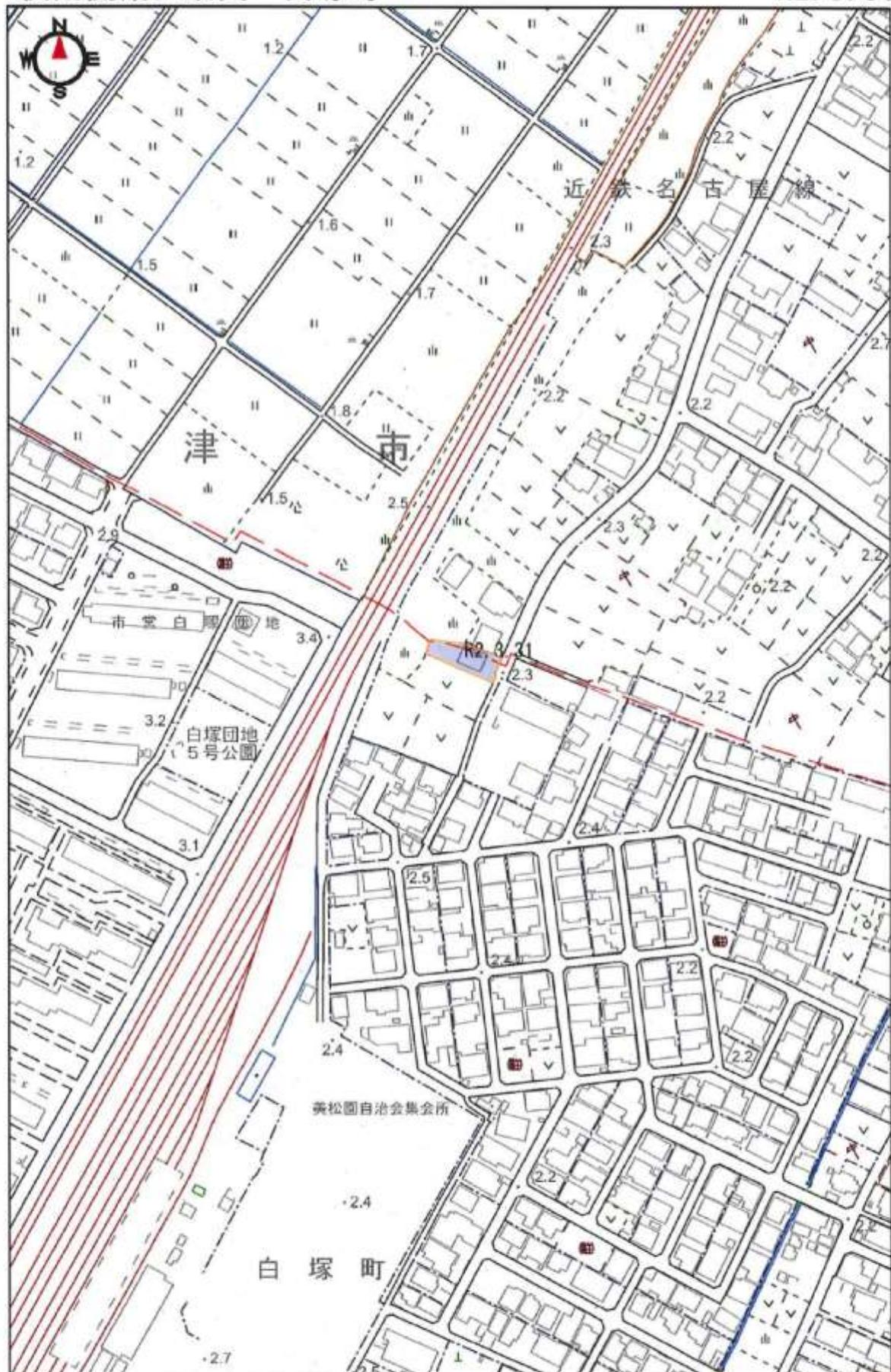
令和 2 年 3 月 1 7 日から同月 3 0 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

8 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

供用開始区域図 白塚町

R2.3.31

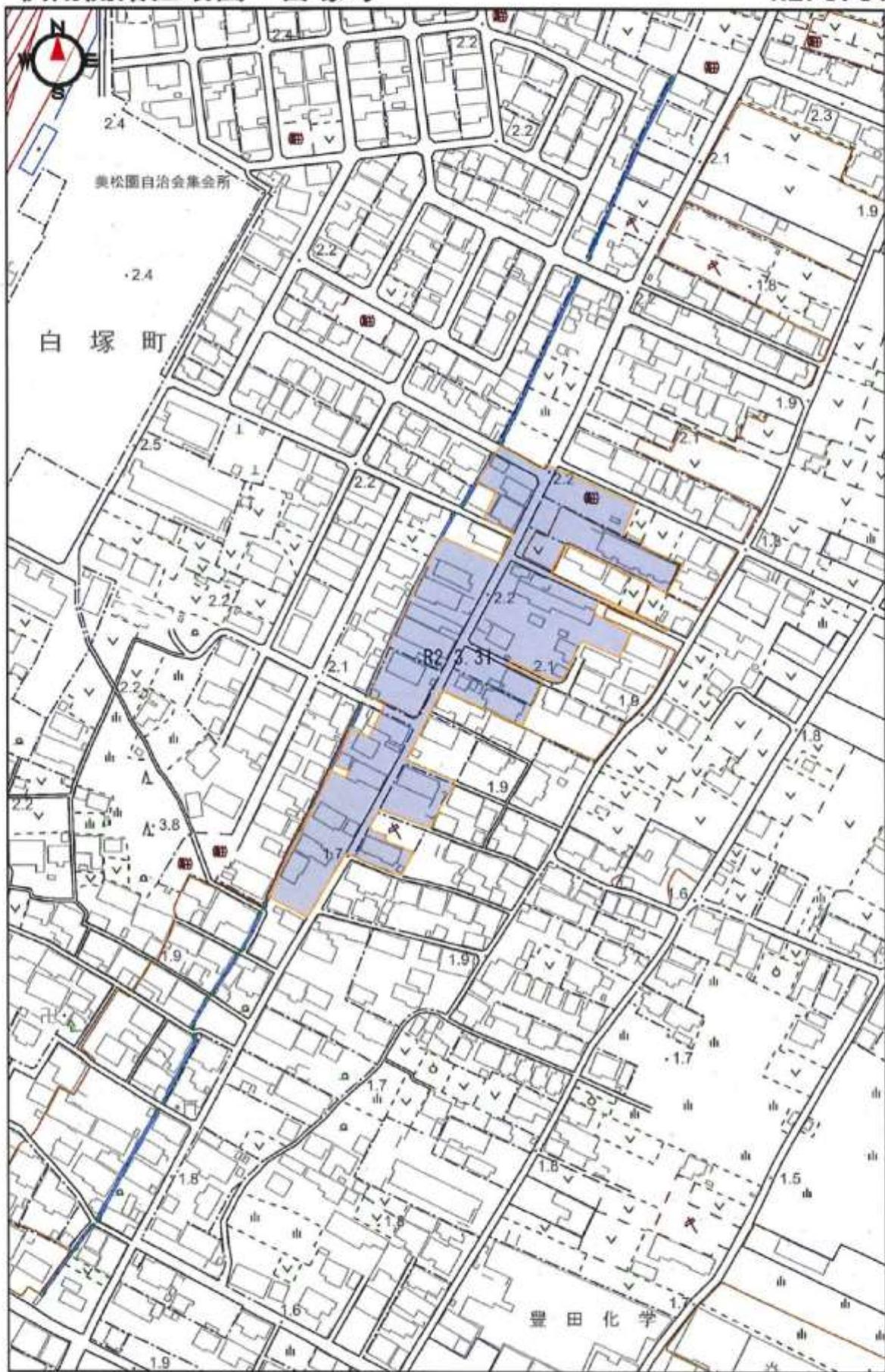


0 100m
1:2,500

影重処理分区

供用開始区域図 白塚町

R2. 3. 31



津北部第1处理分区

1:2,500

供用開始区域図 白塚町

R2.3.31

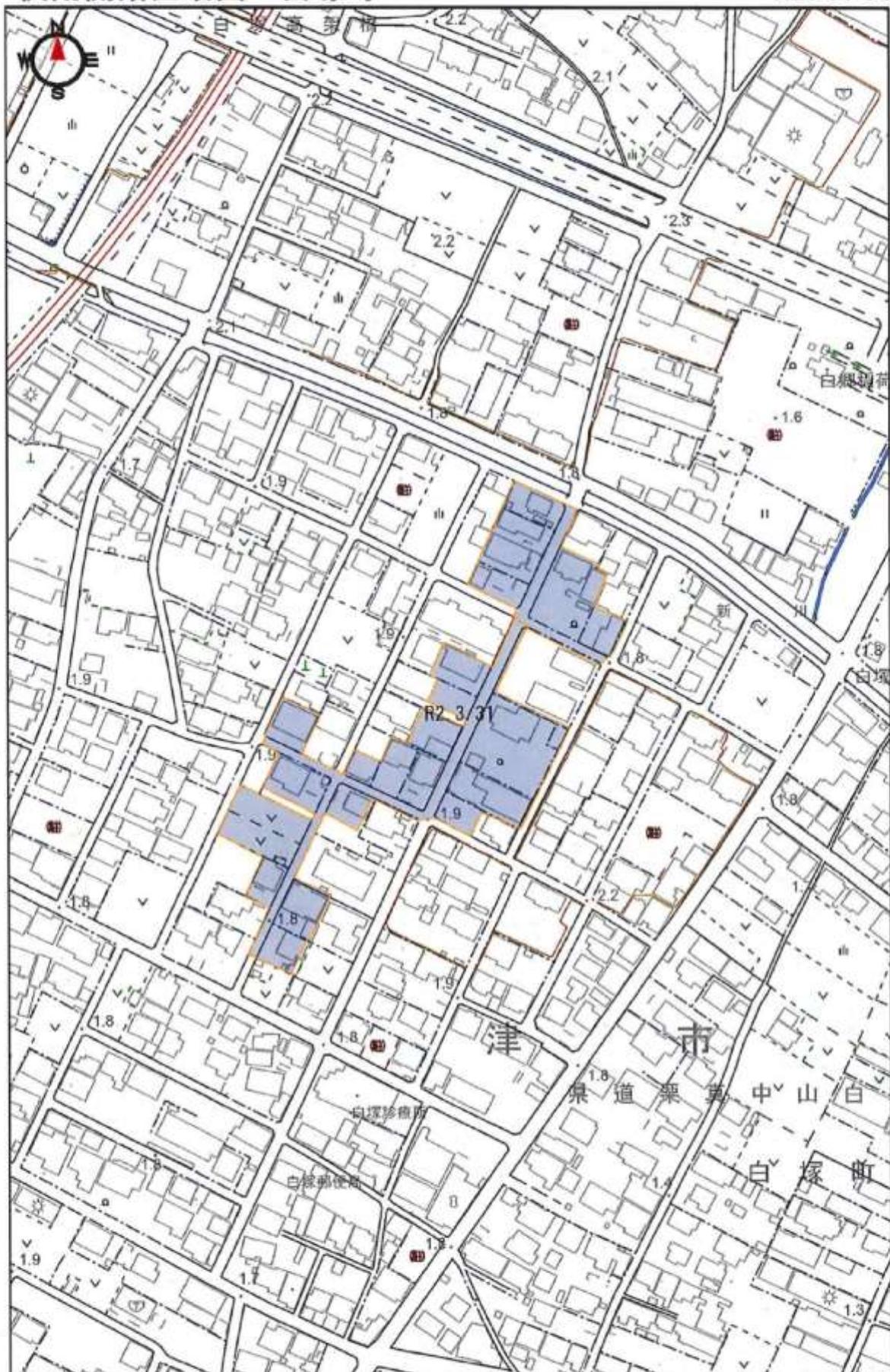


津北部第2処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 白塚町

R2.3.31

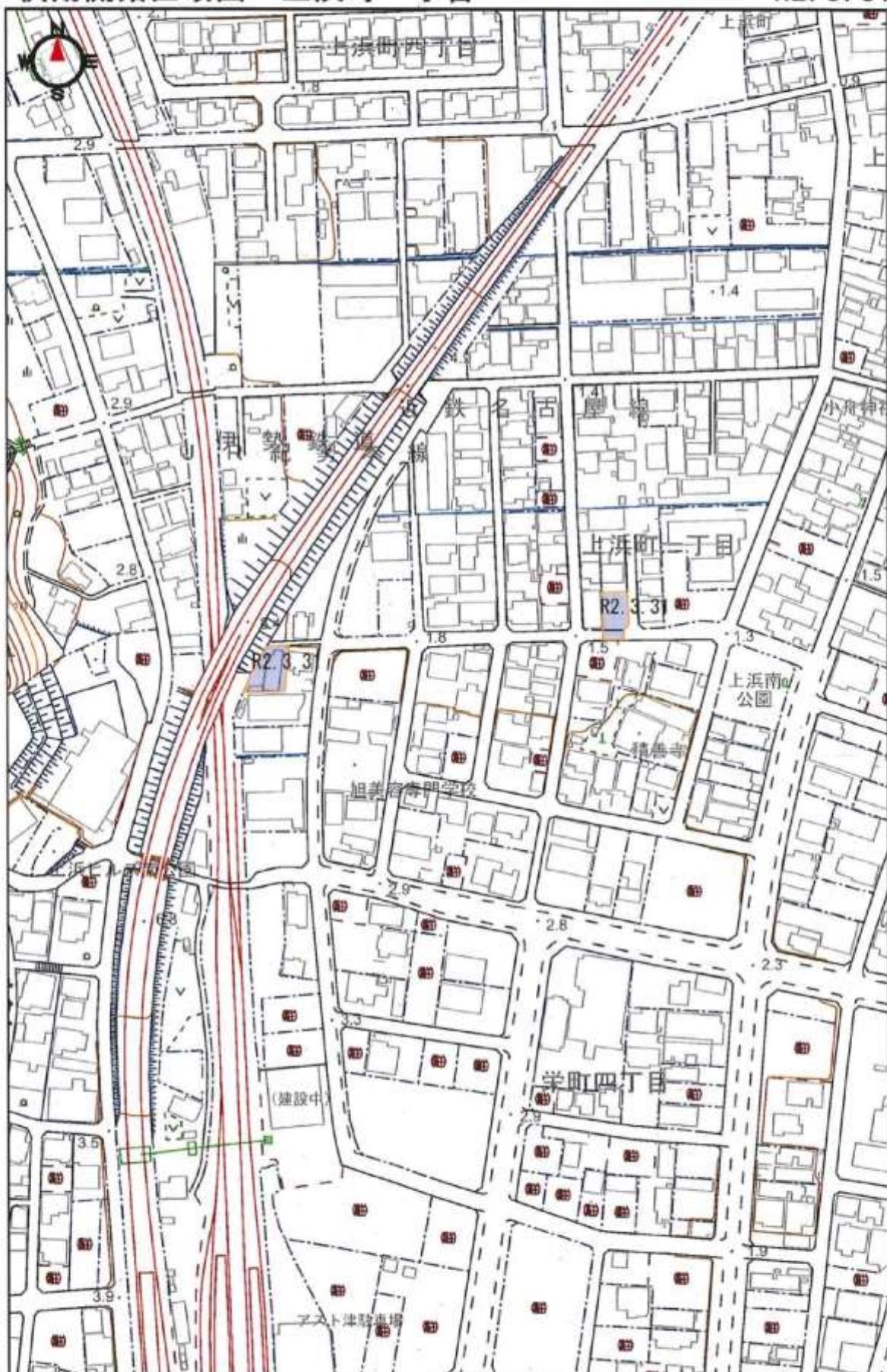


津北部第3-1処理分区

1:2,500

供用開始区域図 上浜町一丁目

R2.3.31

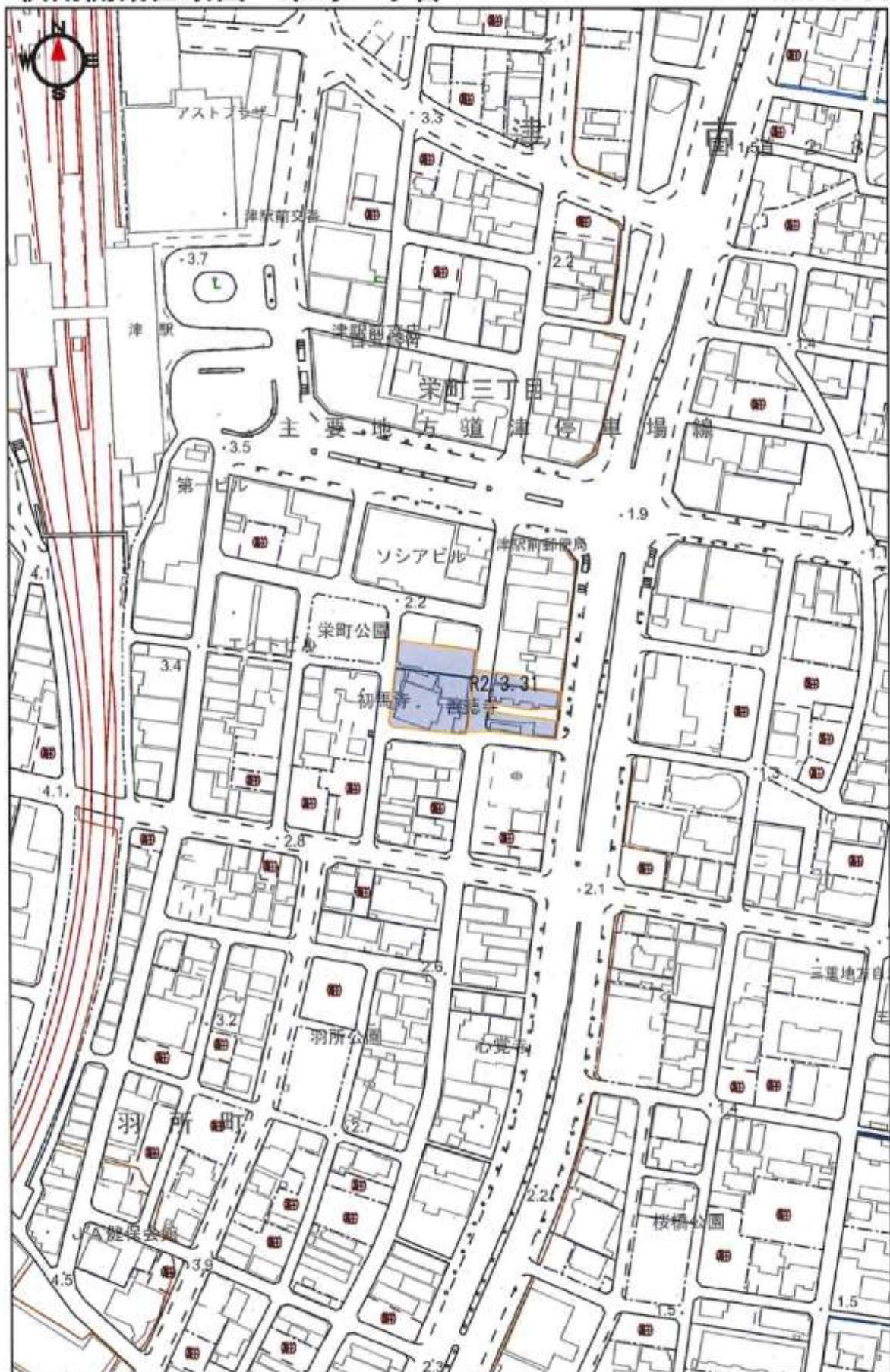


津北部第13処理分区

1:2,500

供用開始区域図 栄町三丁目

R2.3.31

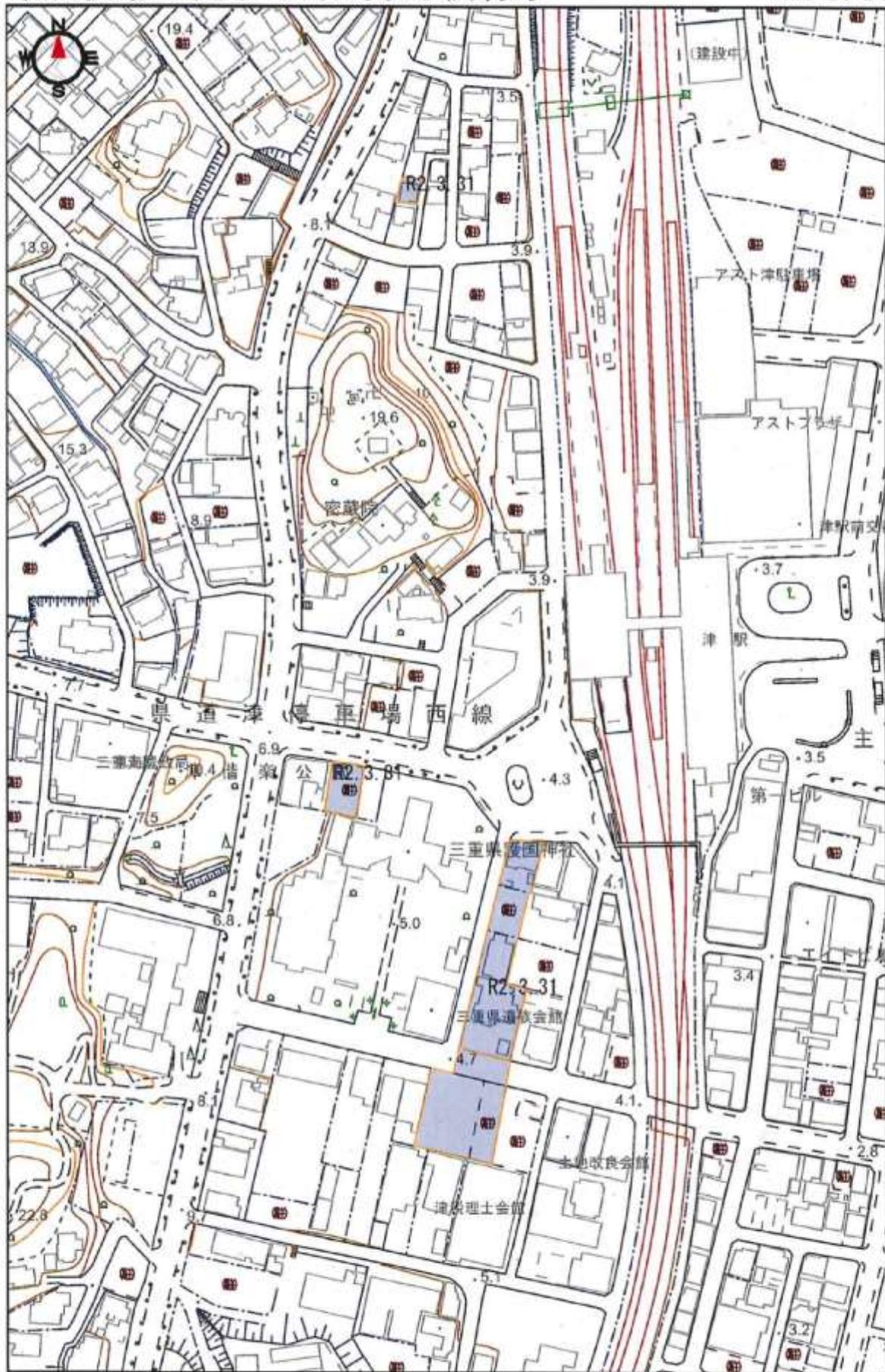


津北部第13処理分区

1:2,500

供用開始区域図 大谷町及び広明町

R2.3.31

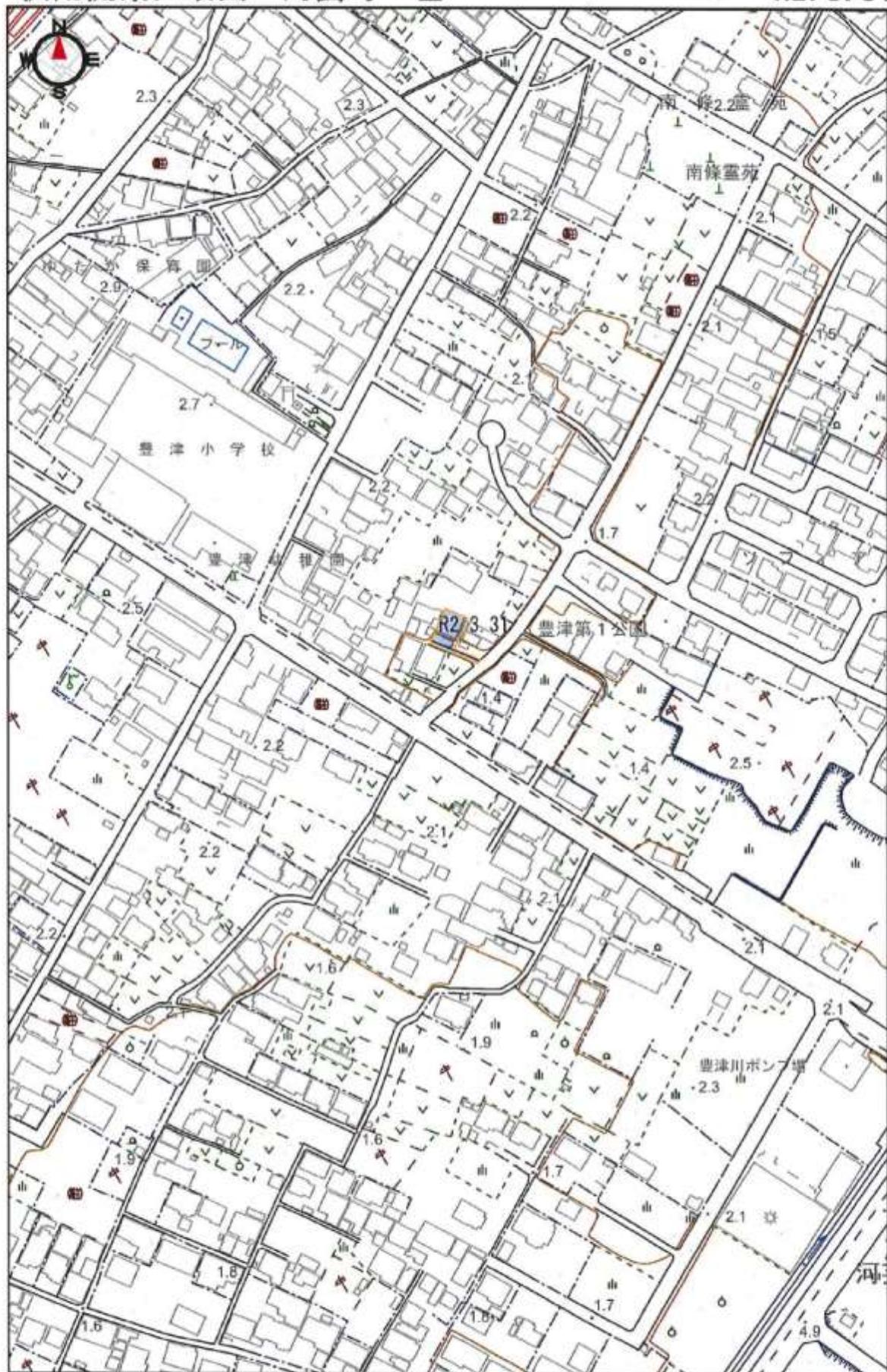


津北部第14処理分区

1:2,500

供用開始区域図 河芸町一色

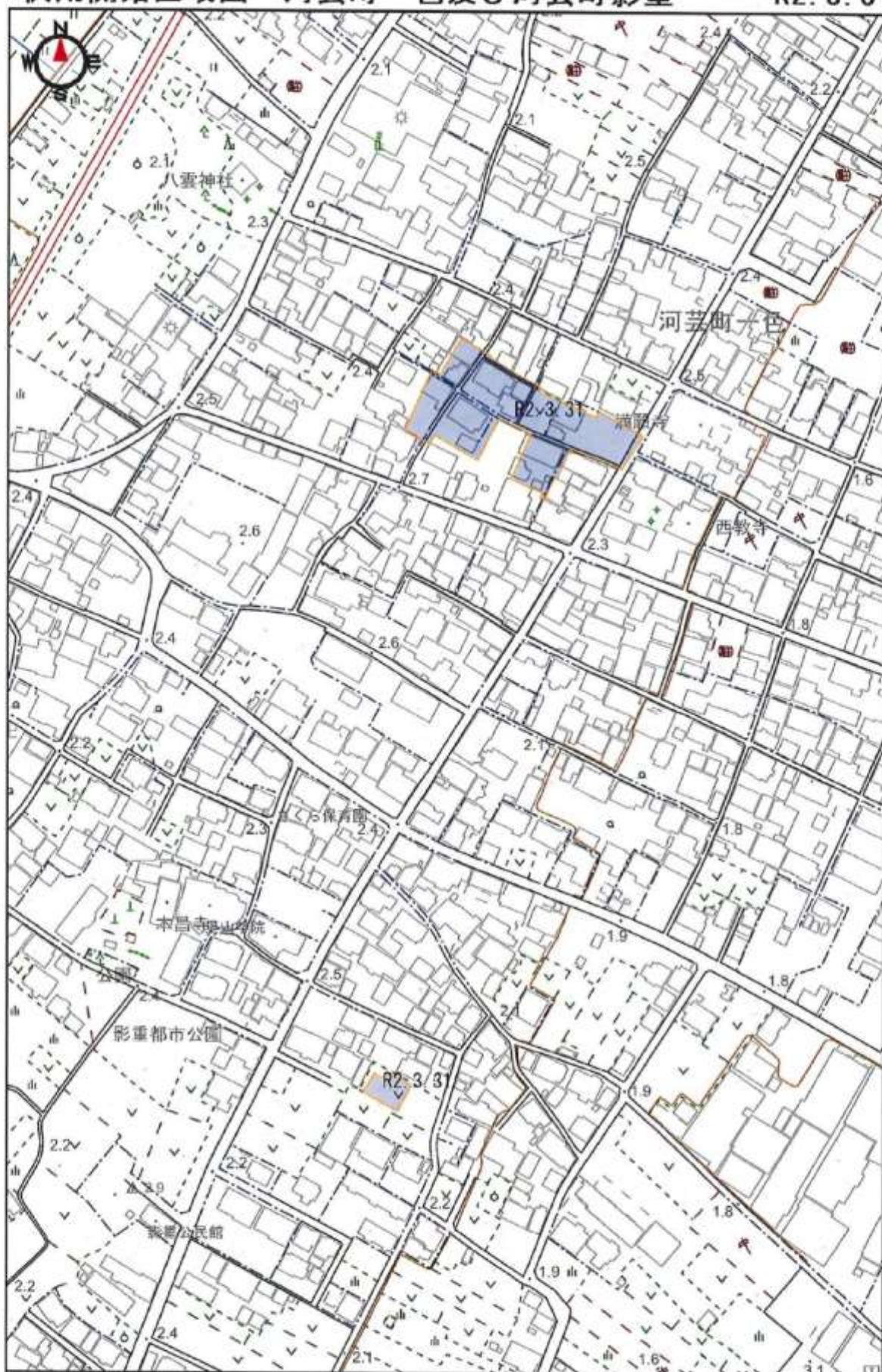
R2.3.31



一色第2処理分区

1:2,500

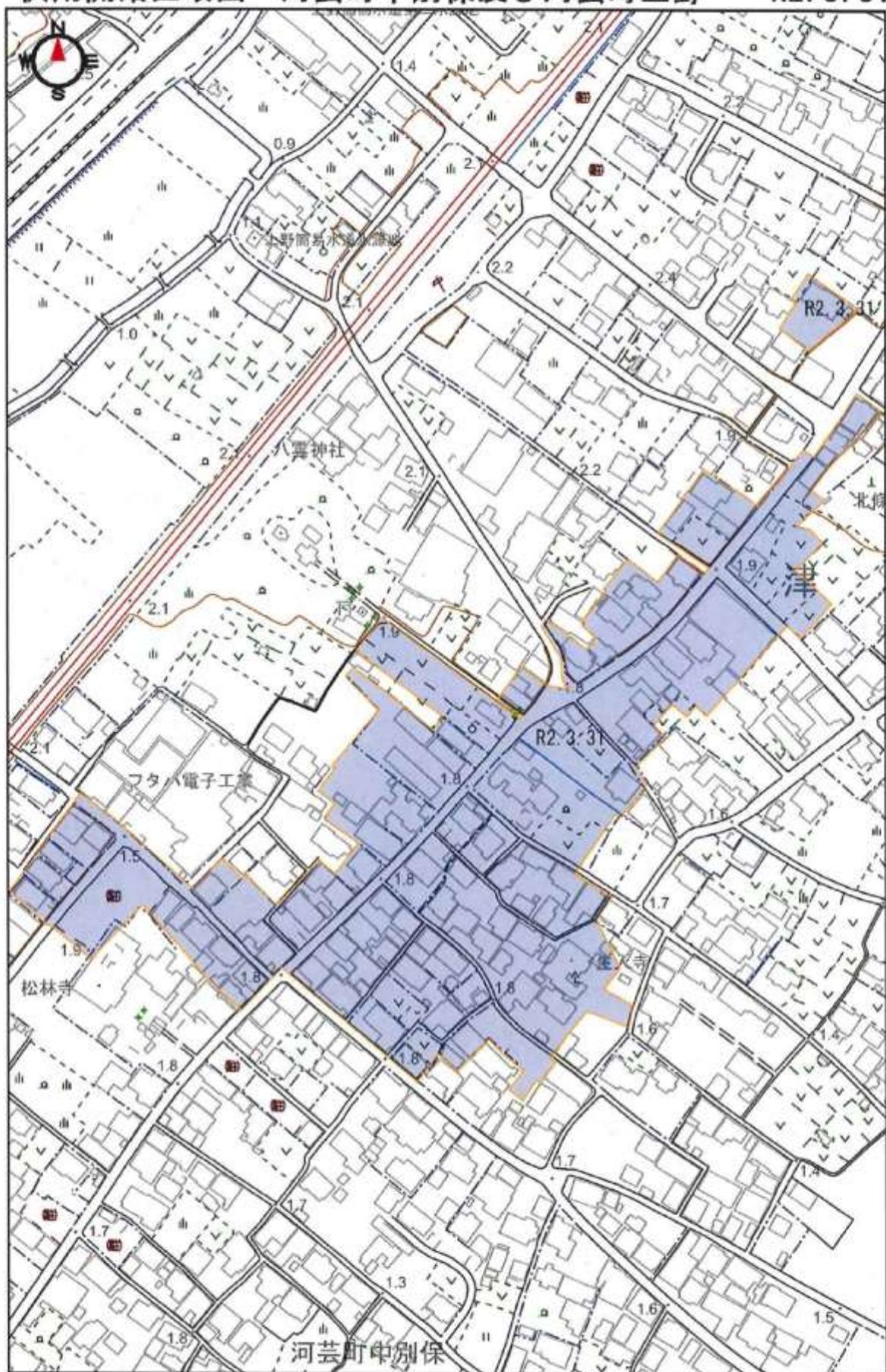
供用開始区域図 河芸町一色及び河芸町影重 R2.3.31



0 100m
1:2,500

一色第1処理分区及び影重処理分区

供用開始区域図 河芸町中別保及び河芸町上野 R2.3.31

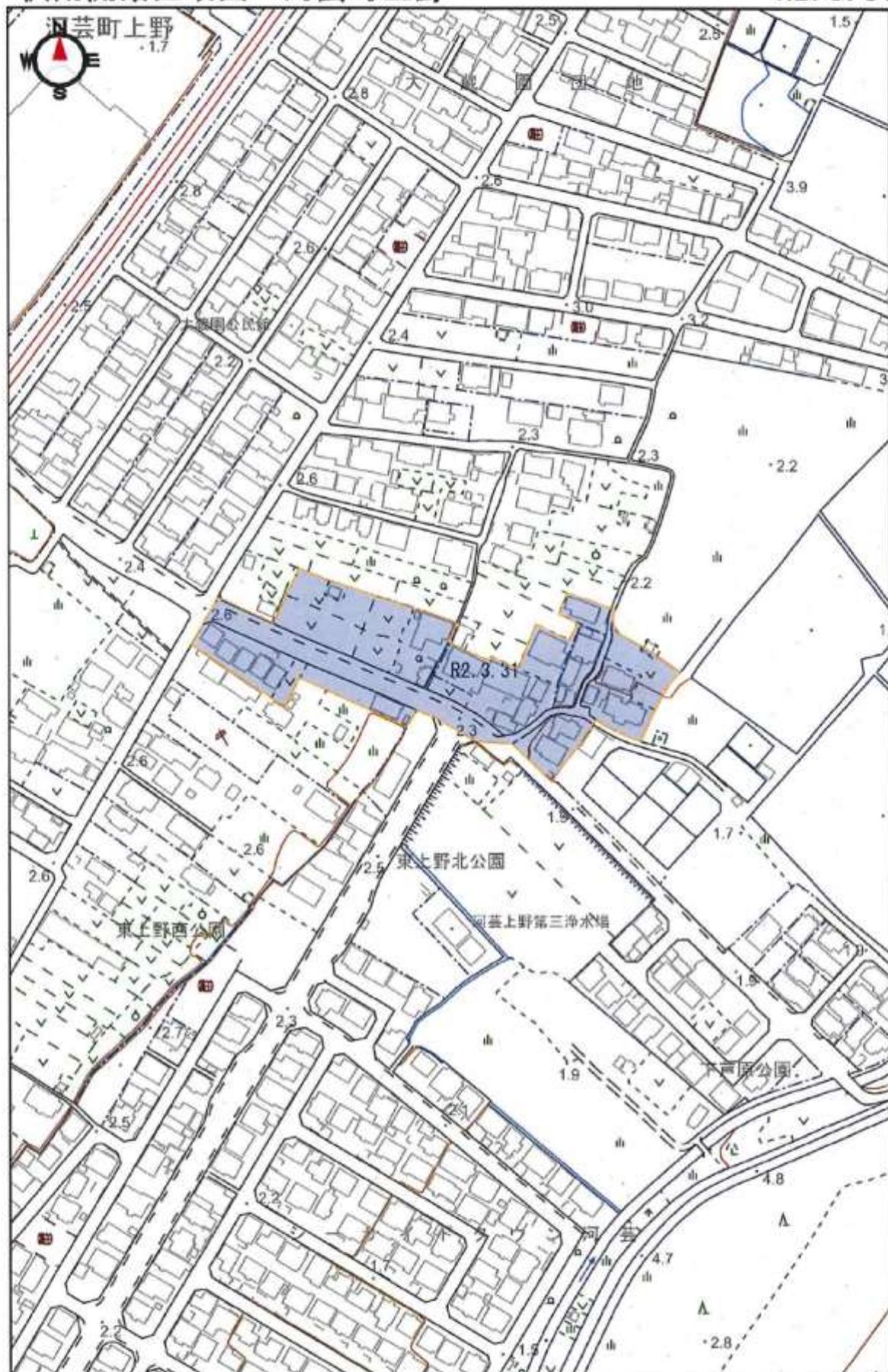


中別保第2処理分区

1:2,500

供用開始区域図 河芸町上野

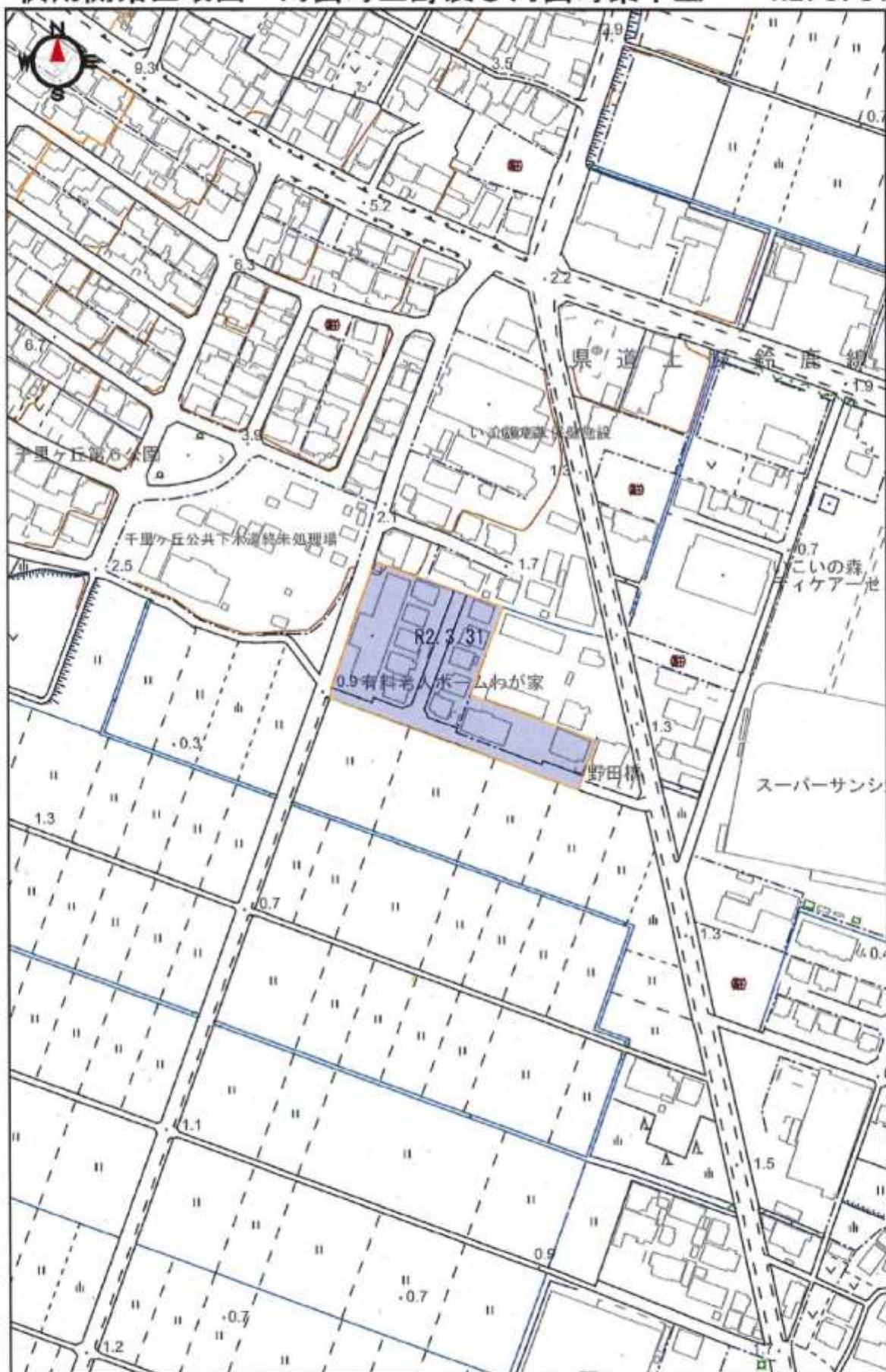
R2.3.31



0 100m
1:2,500

上野処理分区

供用開始区域図 河芸町上野及び河芸町東千里 R2.3.31

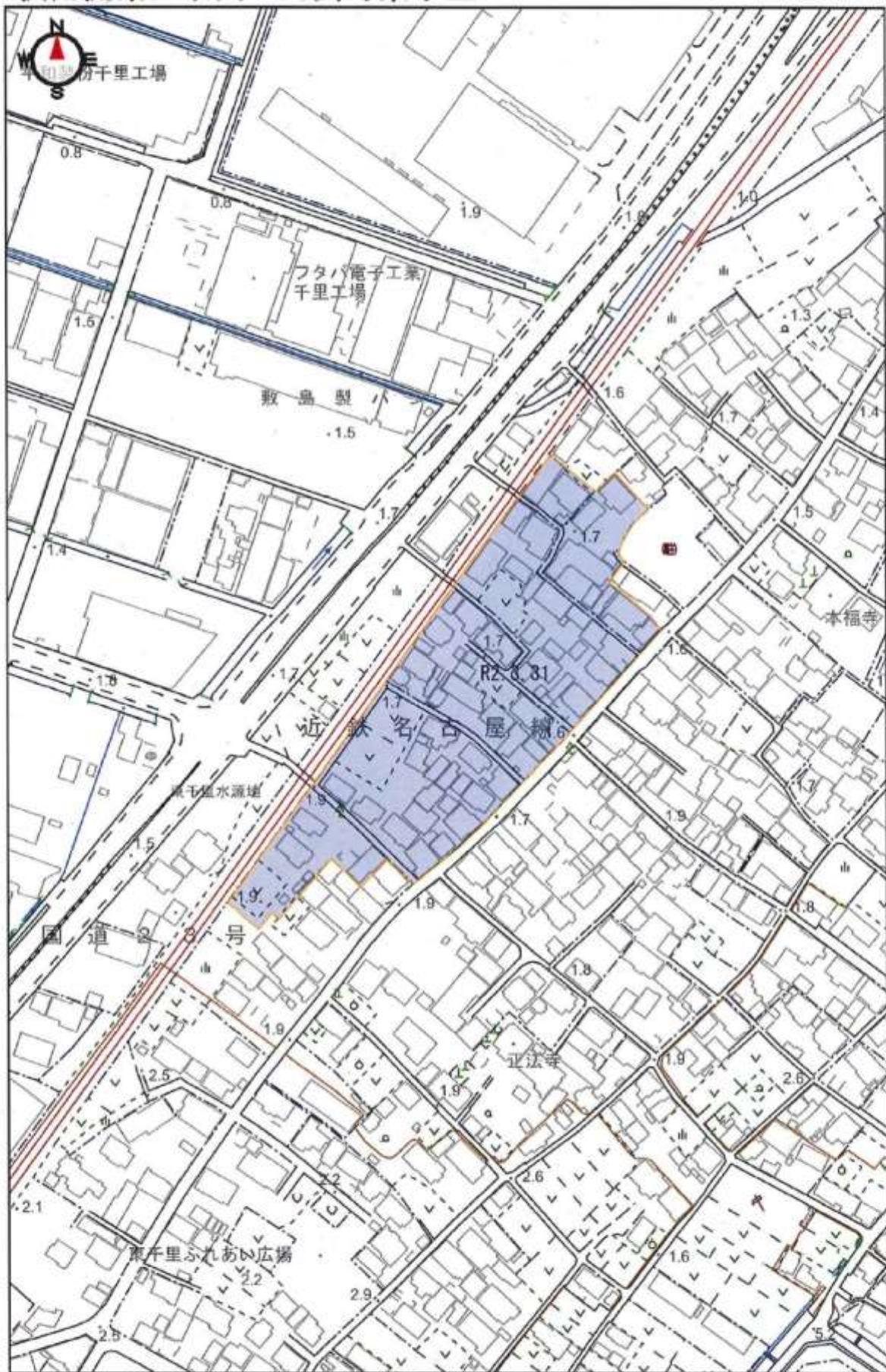


千里ヶ丘処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 河芸町東千里

R2. 3. 31



東千里東部處理分区

1:2,500

供用開始区域図 安濃町内多及び安濃町太田 R2.3.31



曾根北処理分区

供用開始区域図 安濃町清水

R2.3.31



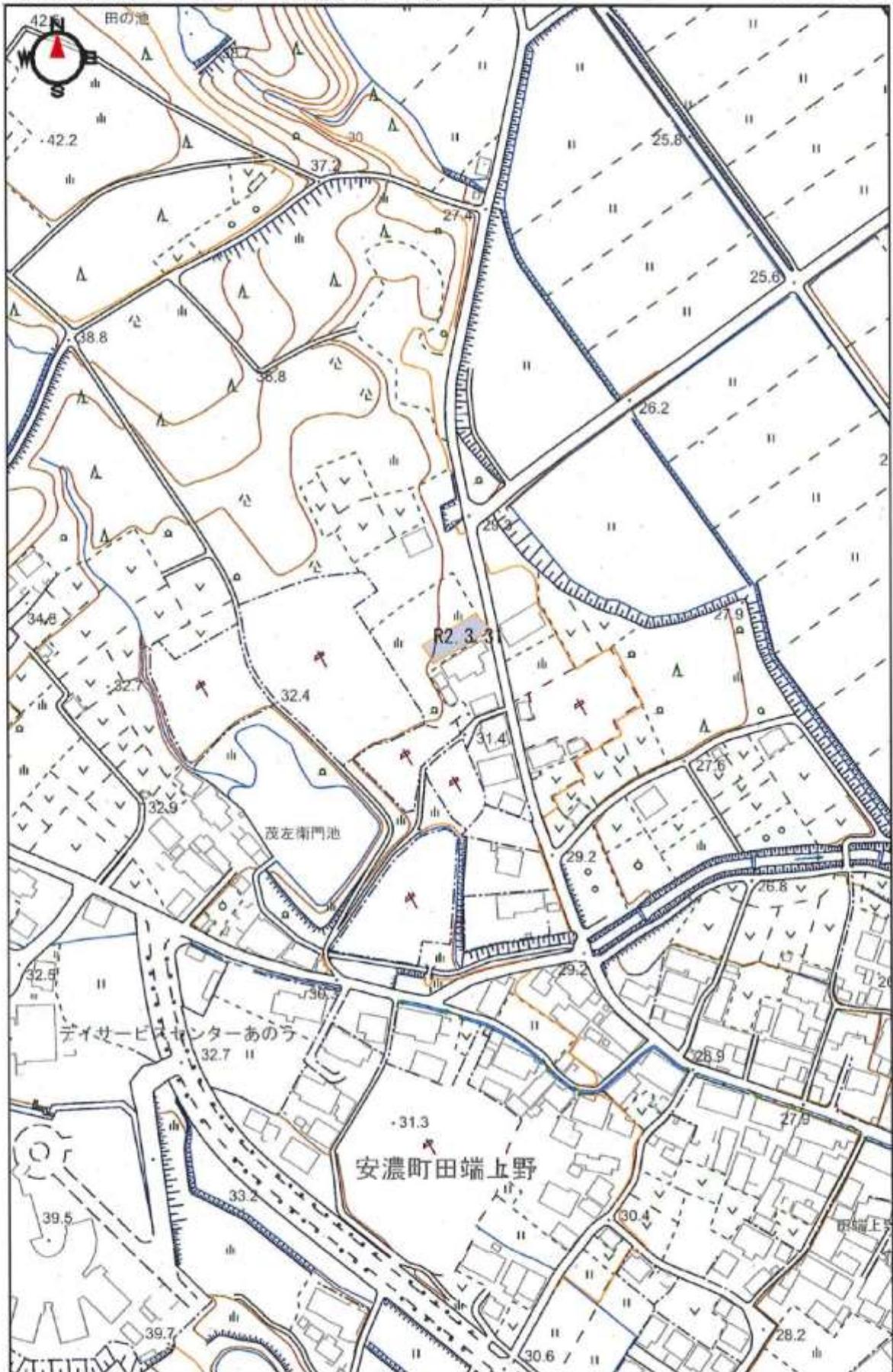
清水処理分区

0 100m

1:2,500

供用開始区域図 安濃町田端上野

R2.3.31



田端上野処理分区

供用開始区域図 高茶屋小森町

R2.3.31



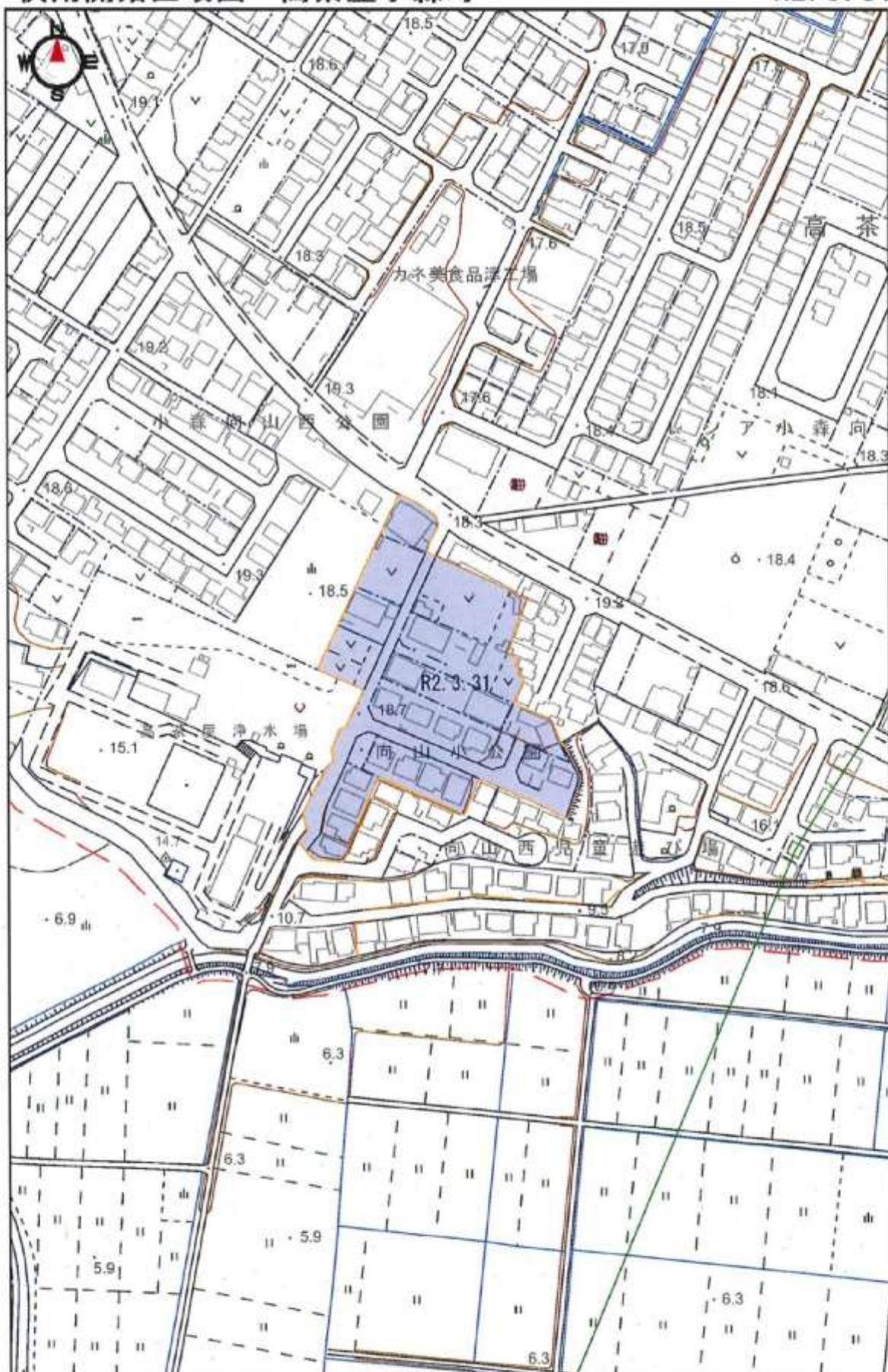
津第3-1処理分区

0 100m

1:2,500

供用開始区域図 高茶屋小森町

R2.3.31



津第3-3処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 高茶屋小森町

R2.3.31

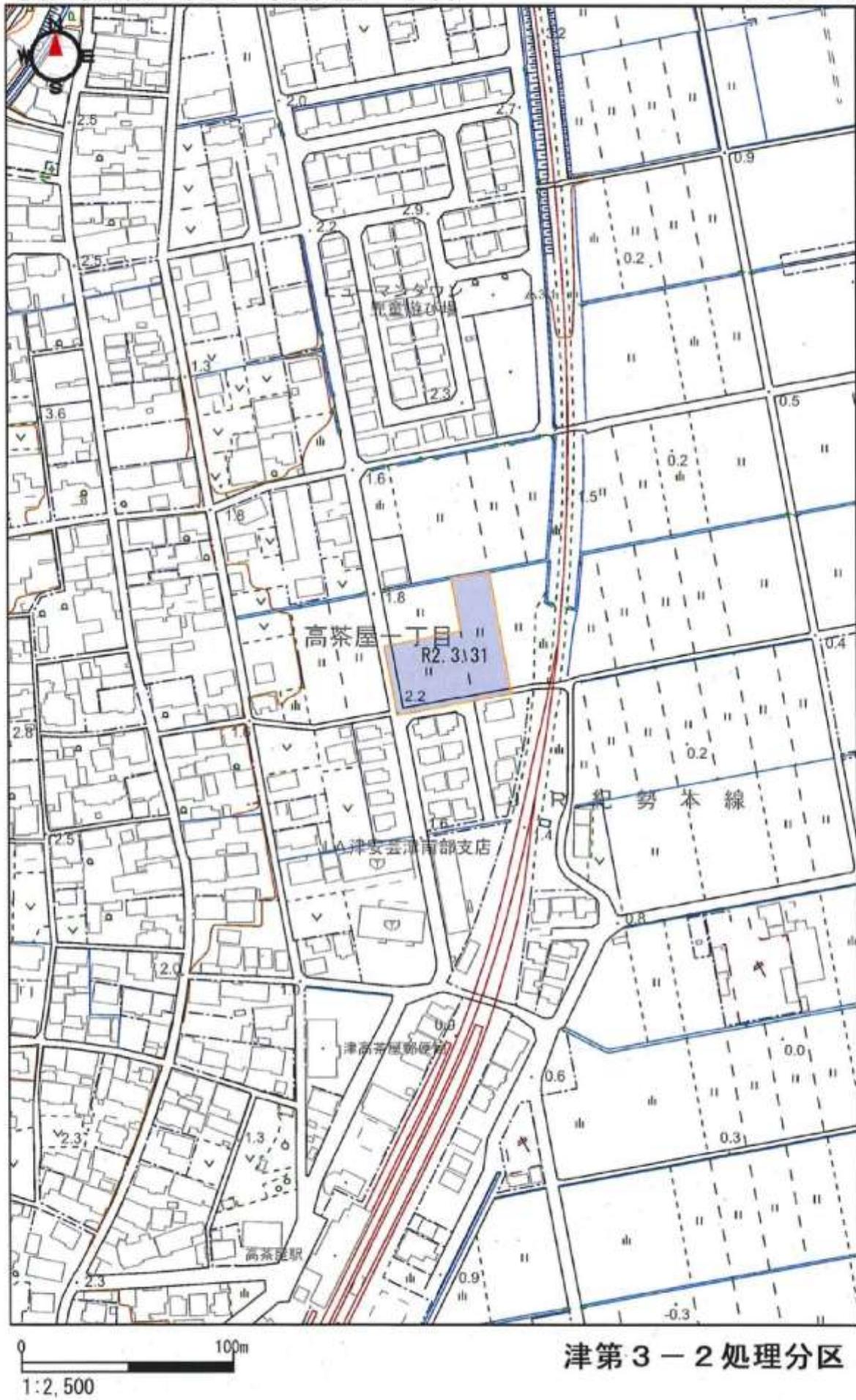


津第3-1処理分区

1:2,500

供用開始区域図 高茶屋一丁目

R2.3.31

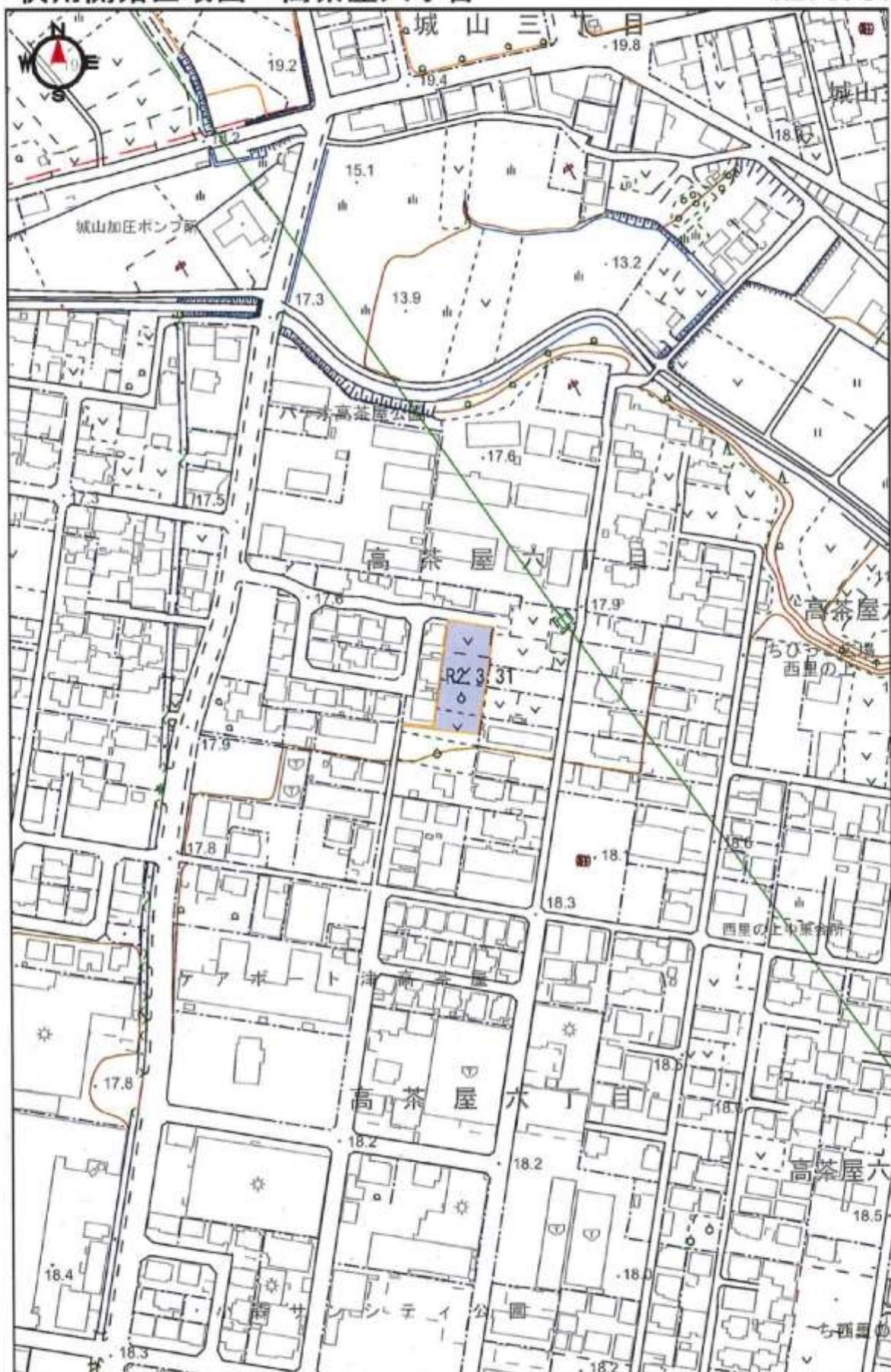


津第3-2処理分区

1:2,500

供用開始区域図 高茶屋六丁目

R2.3.31



津第3-2処理分区

1:2,500

供用開始区域図 雲出本郷町

R2. 3. 31

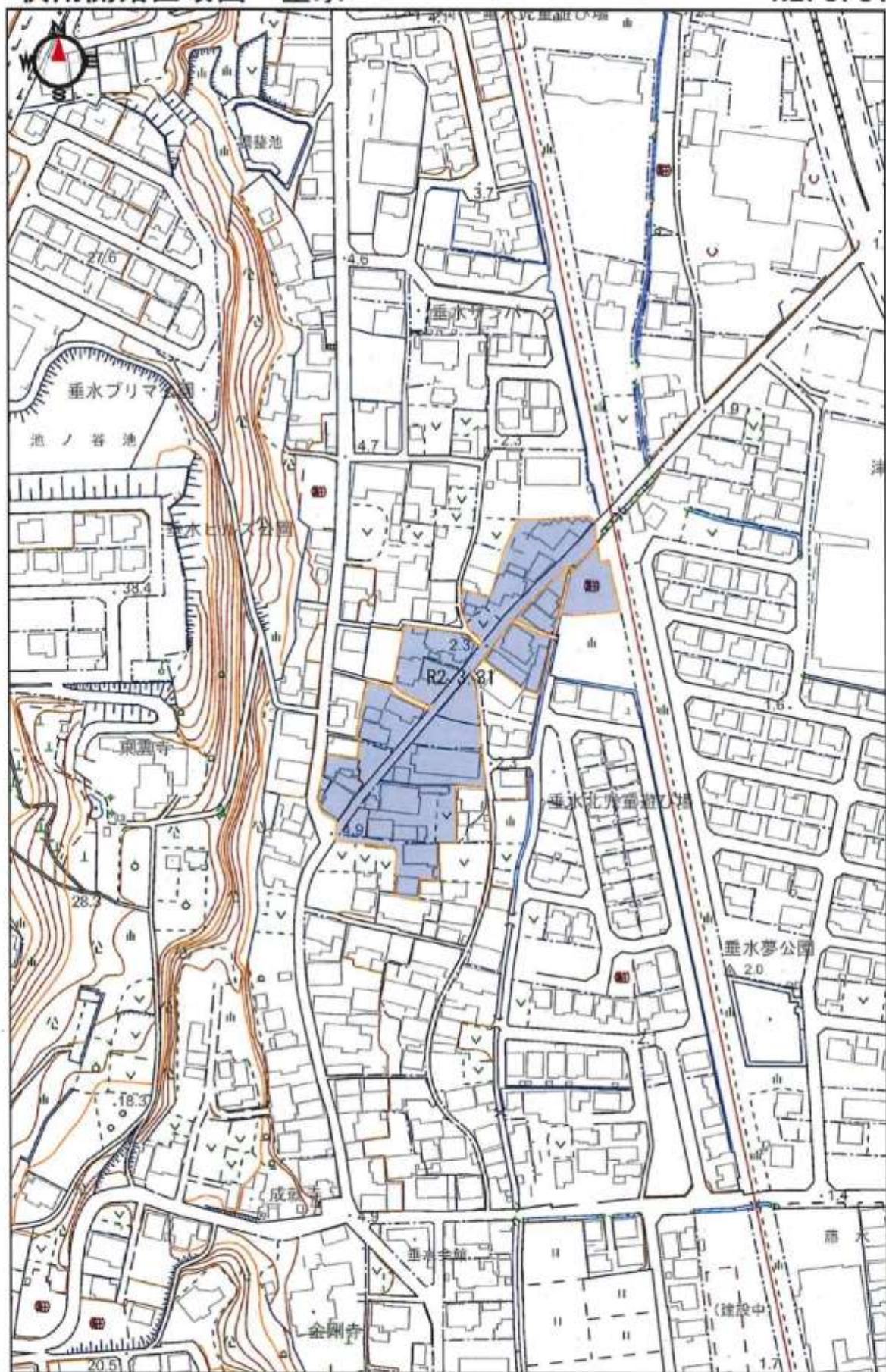


津第2処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 垂水

R2. 3. 31



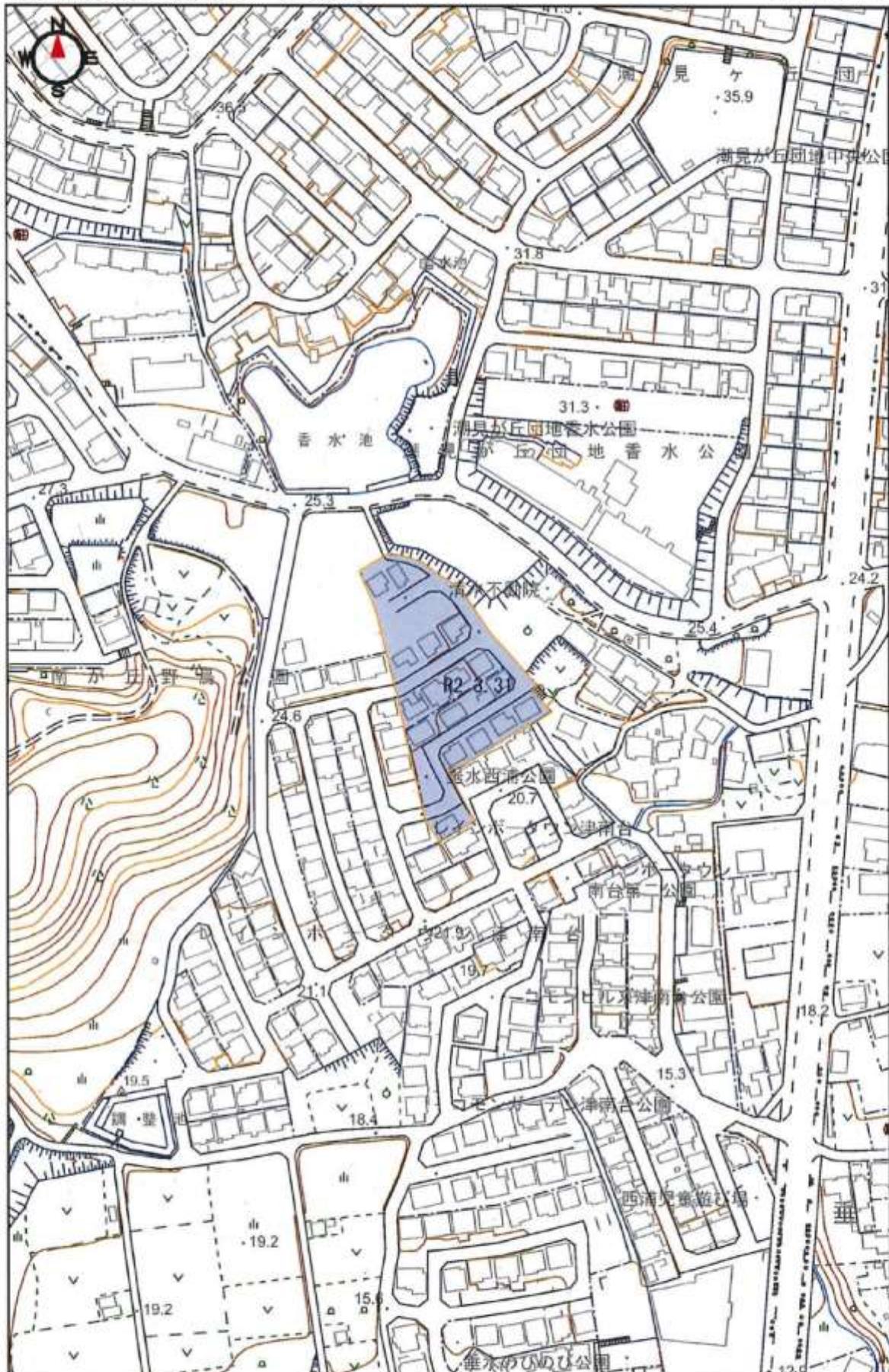
津第5-1分区

1:2,500

100m

供用開始区域図 垂水

R2.3.31

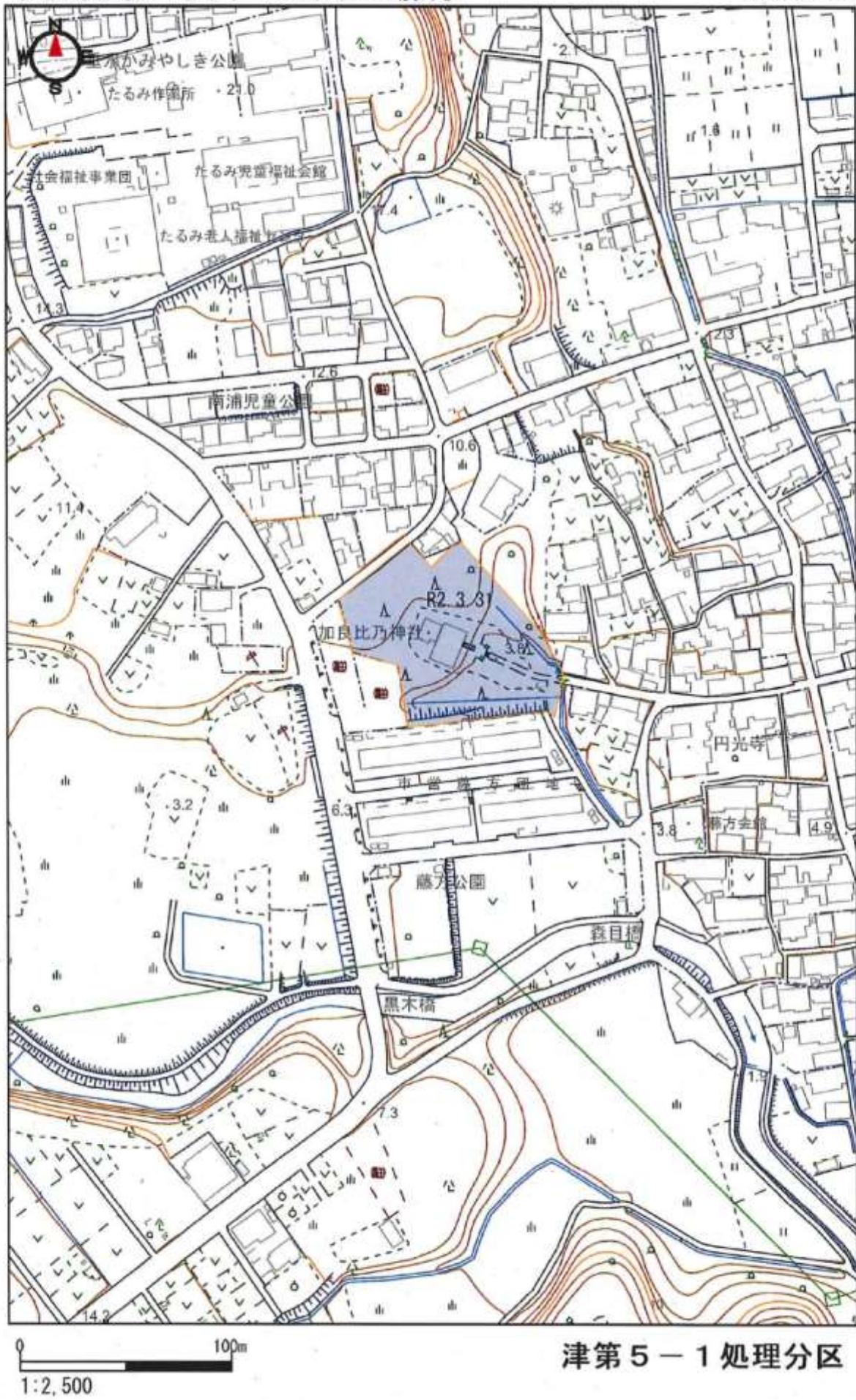


0 100m
1:2,500

津第5-1処理分区

供用開始区域図 垂水及び藤方

R2.3.31

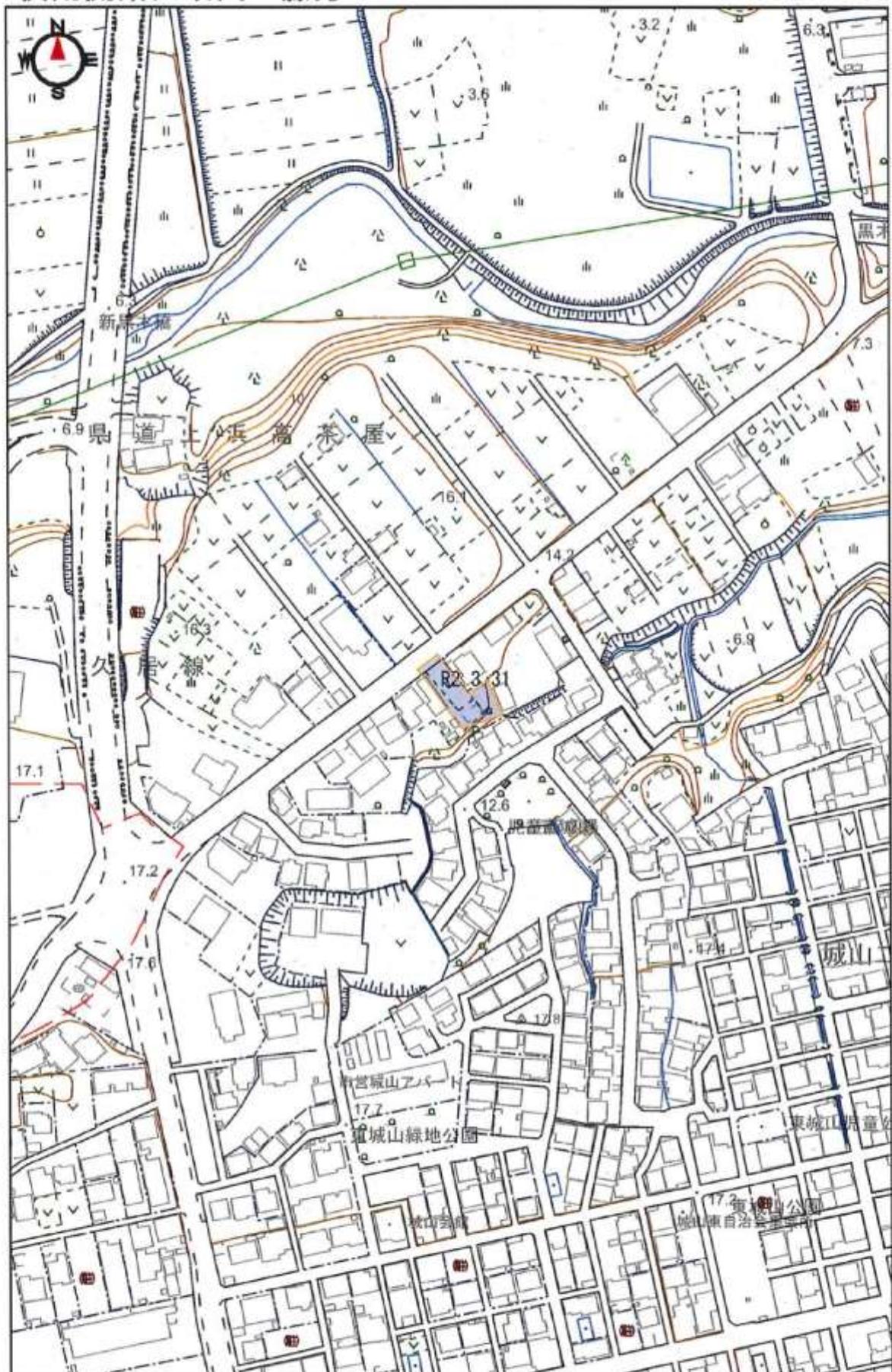


津第5-1処理分区

1:2,500

供用開始区域図 藤方

R2.3.31



津第4処理分区

1:2,500

供用開始区域図 三重町津興

R2.3.31

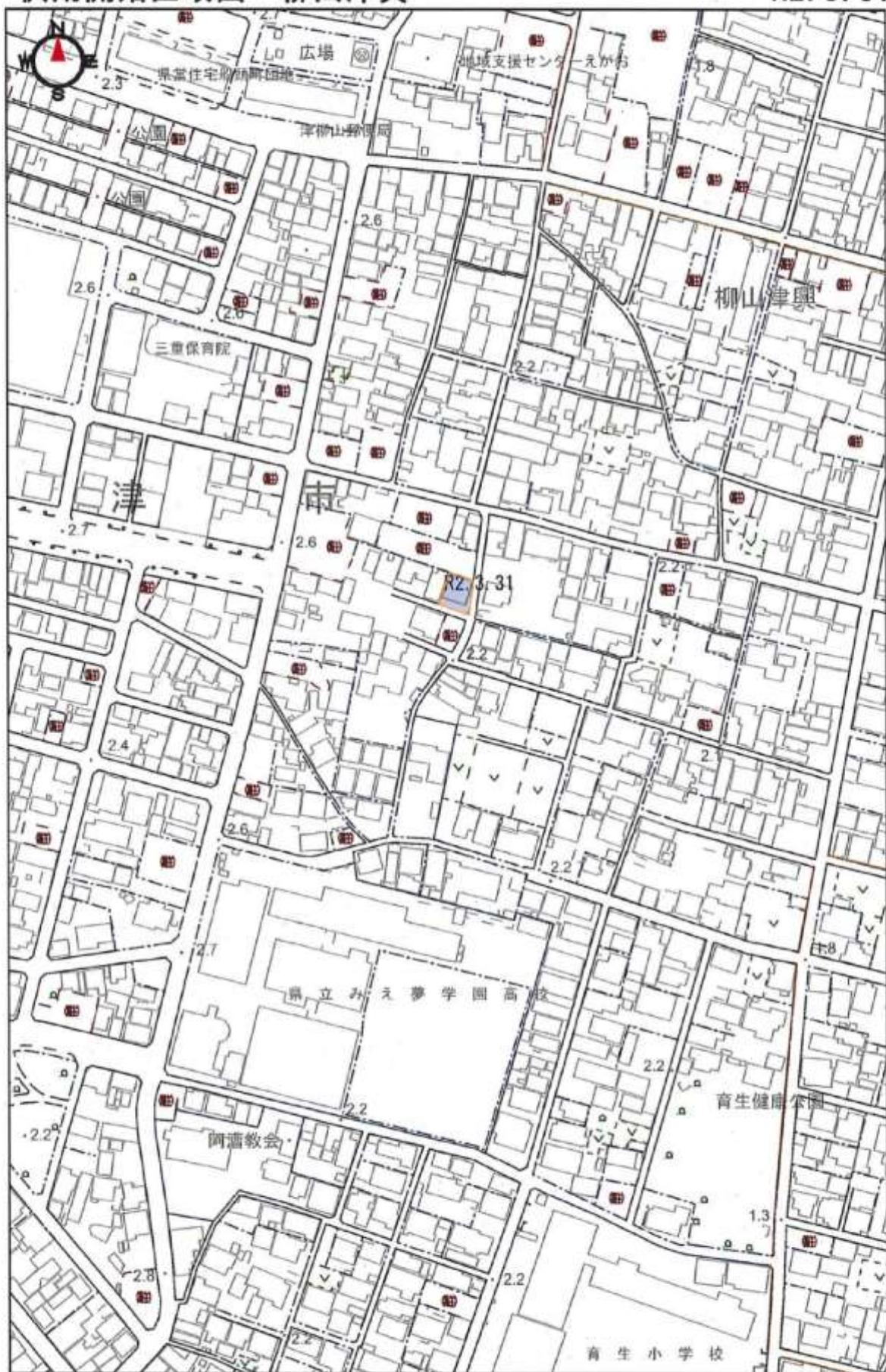


津第5-4処理分区

1:2,500

供用開始区域図 柳山津興

R2.3.31

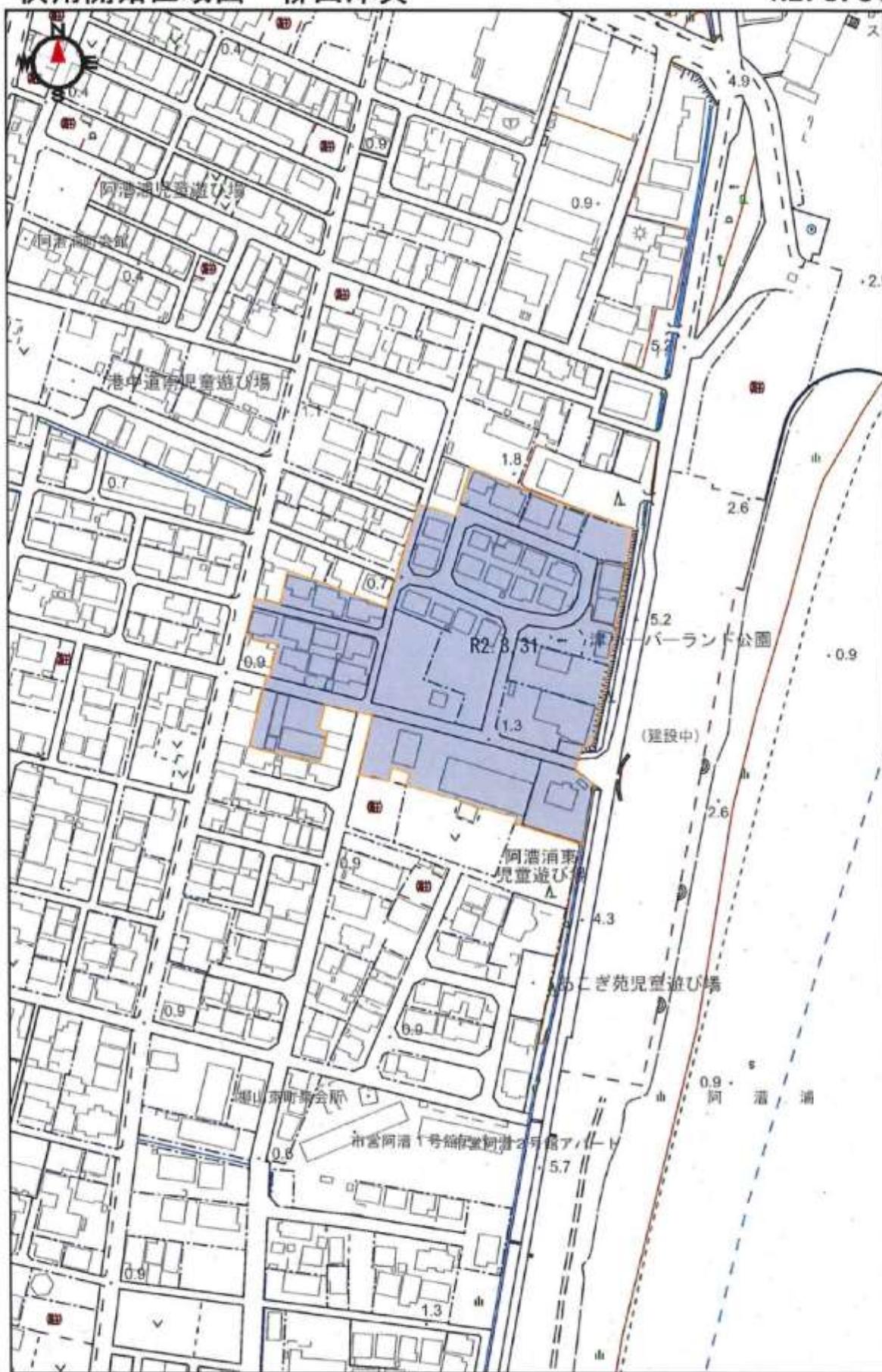


津第5-4処理分区

1:2,500

供用開始区域図 柳山津興

R2. 3. 31



津第5-4处理分区

1:2,500

供用開始区域図 阿漕町津興

R2. 3. 31

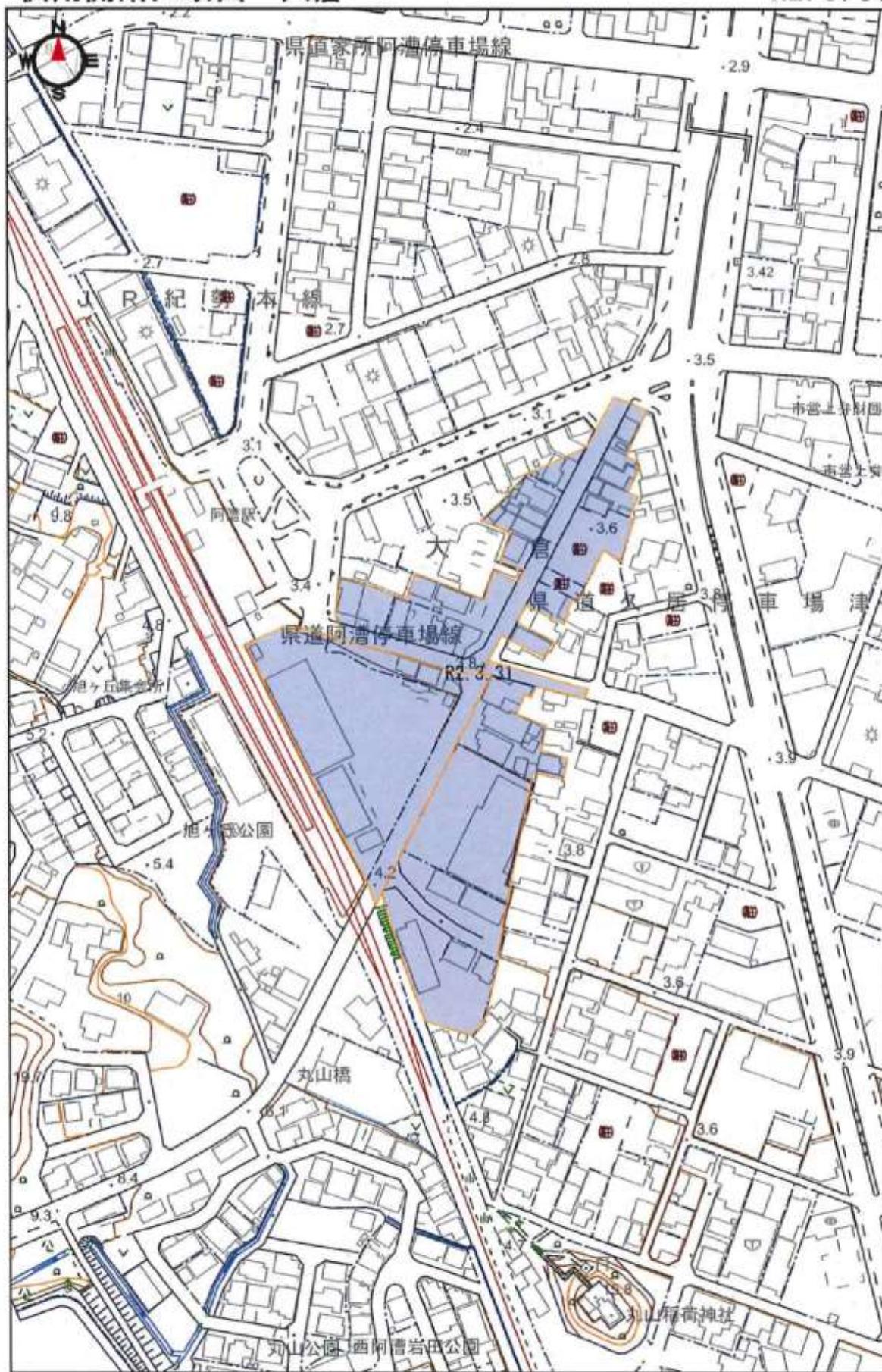


津第5-4处理分区

1:2,500

供用開始区域図 大倉

R2. 3. 31

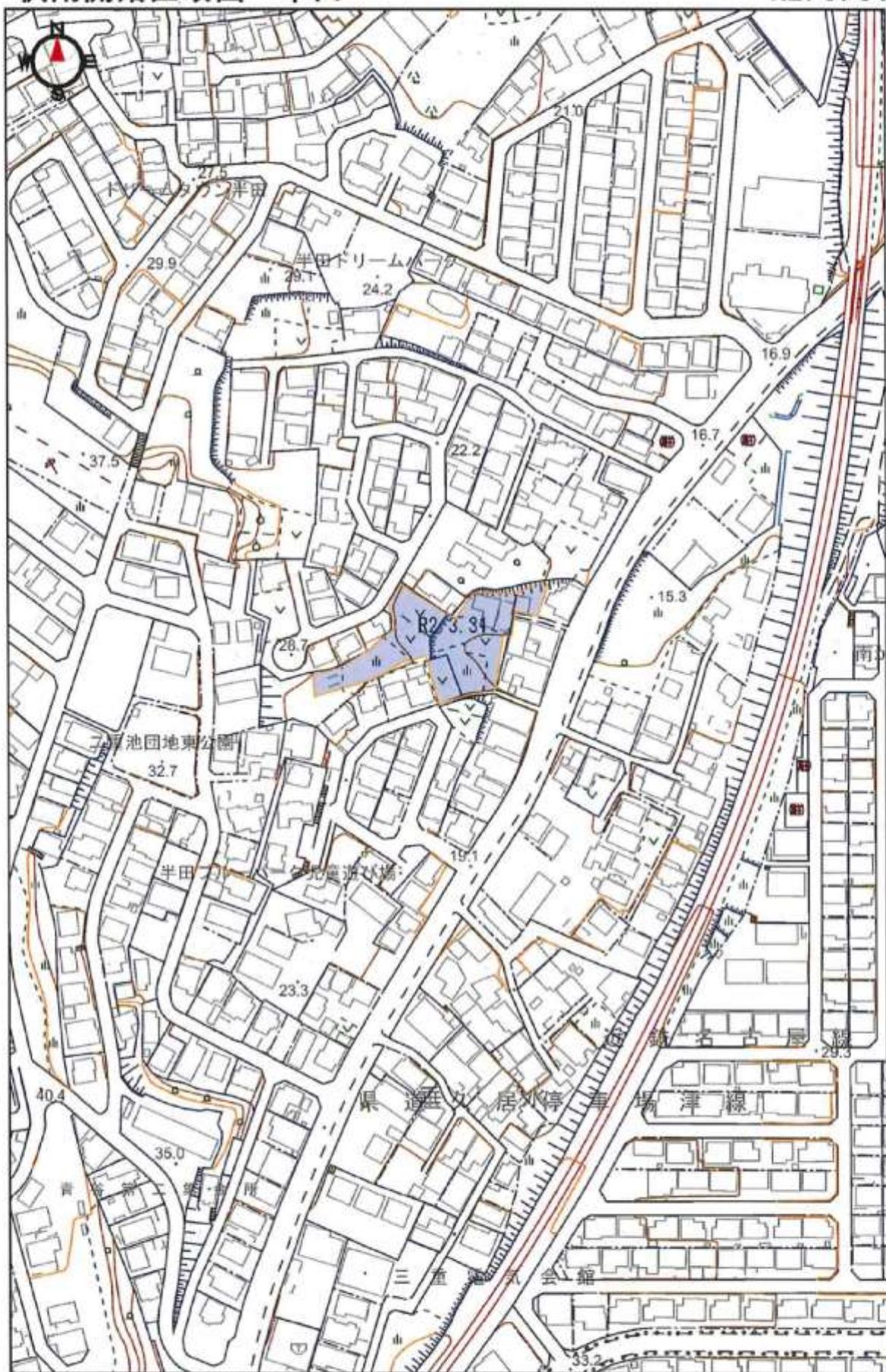


津第5-3处理分区

1:2,500

供用開始区域図 半田

R2. 3. 31

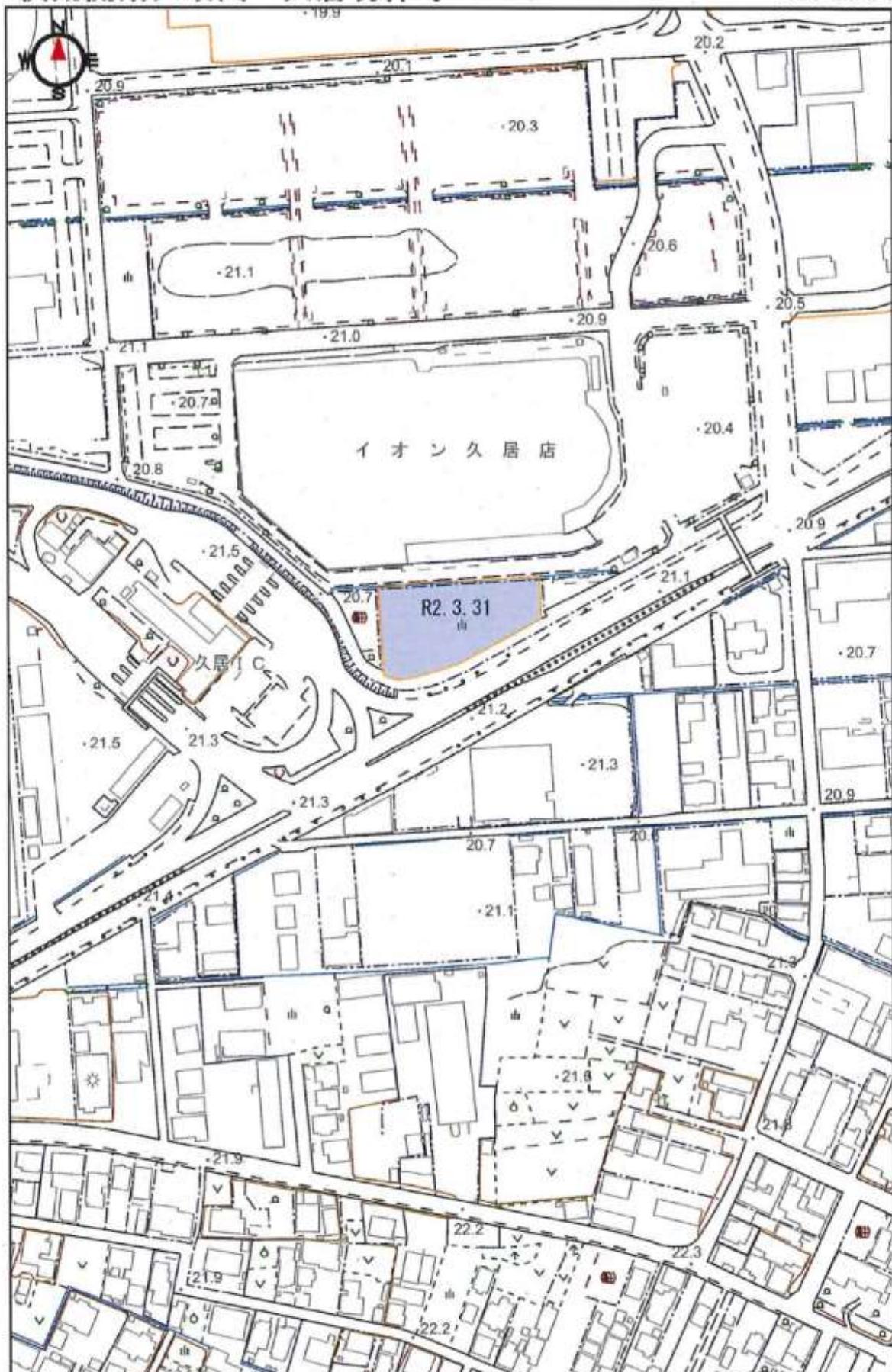


津第5-3处理分区

A horizontal scale bar representing distance. It starts at 0 and ends at 100m. Below the bar, the scale 1:2500 is written.

供用開始区域図 久居明神町

R2.3.31



久居中央処理分区

1:2,500

供用開始区域図 久居新町

R2.3.31



久居北部処理分区

供用開始区域図 新家町

R2.3.31



久居南部処理分区

1:2,500

供用開始区域図 木造町

R2.3.31

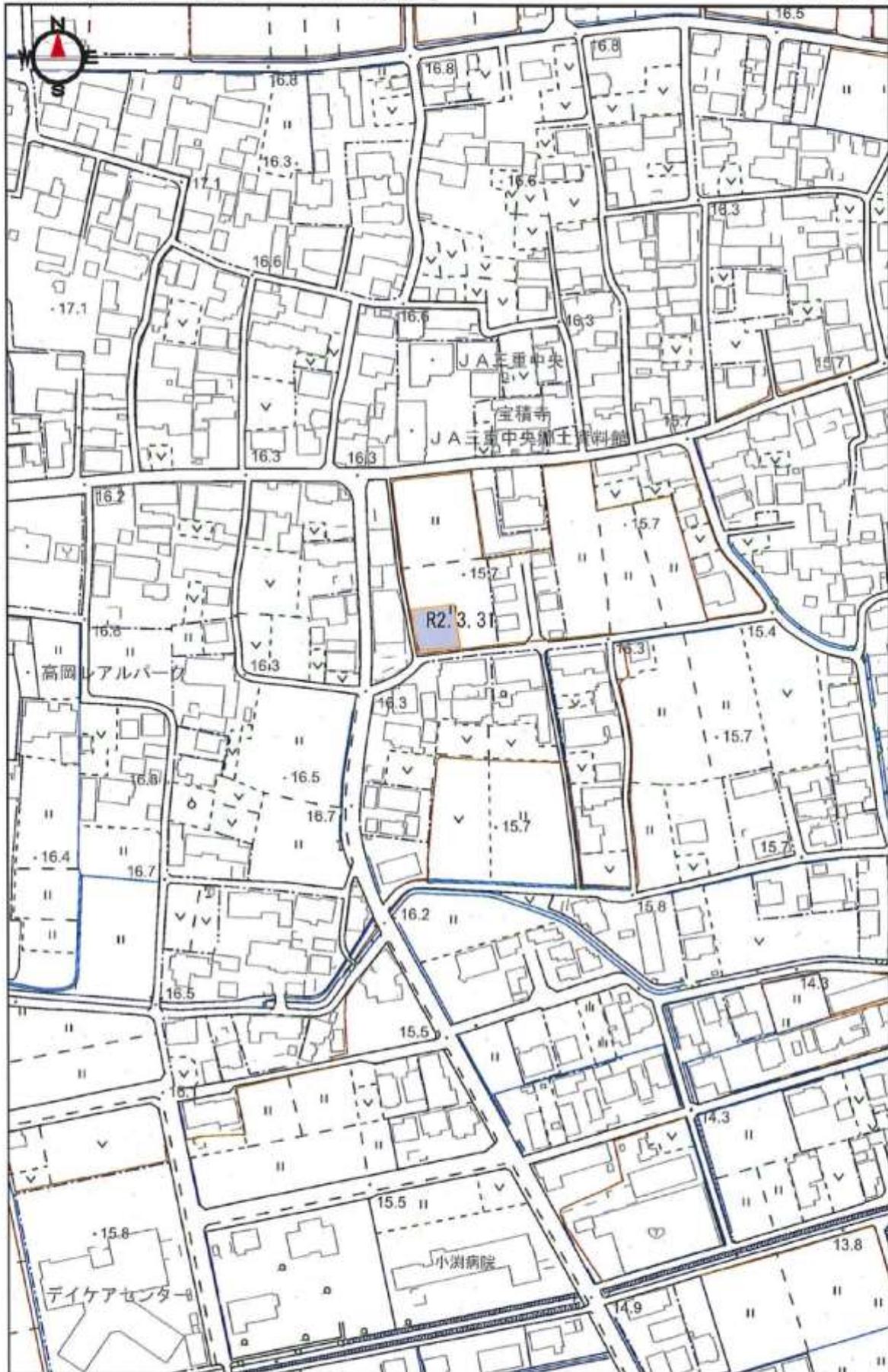


久居南部処理分区

1:2,500

供用開始区域図 一志町高野

R2.3.31

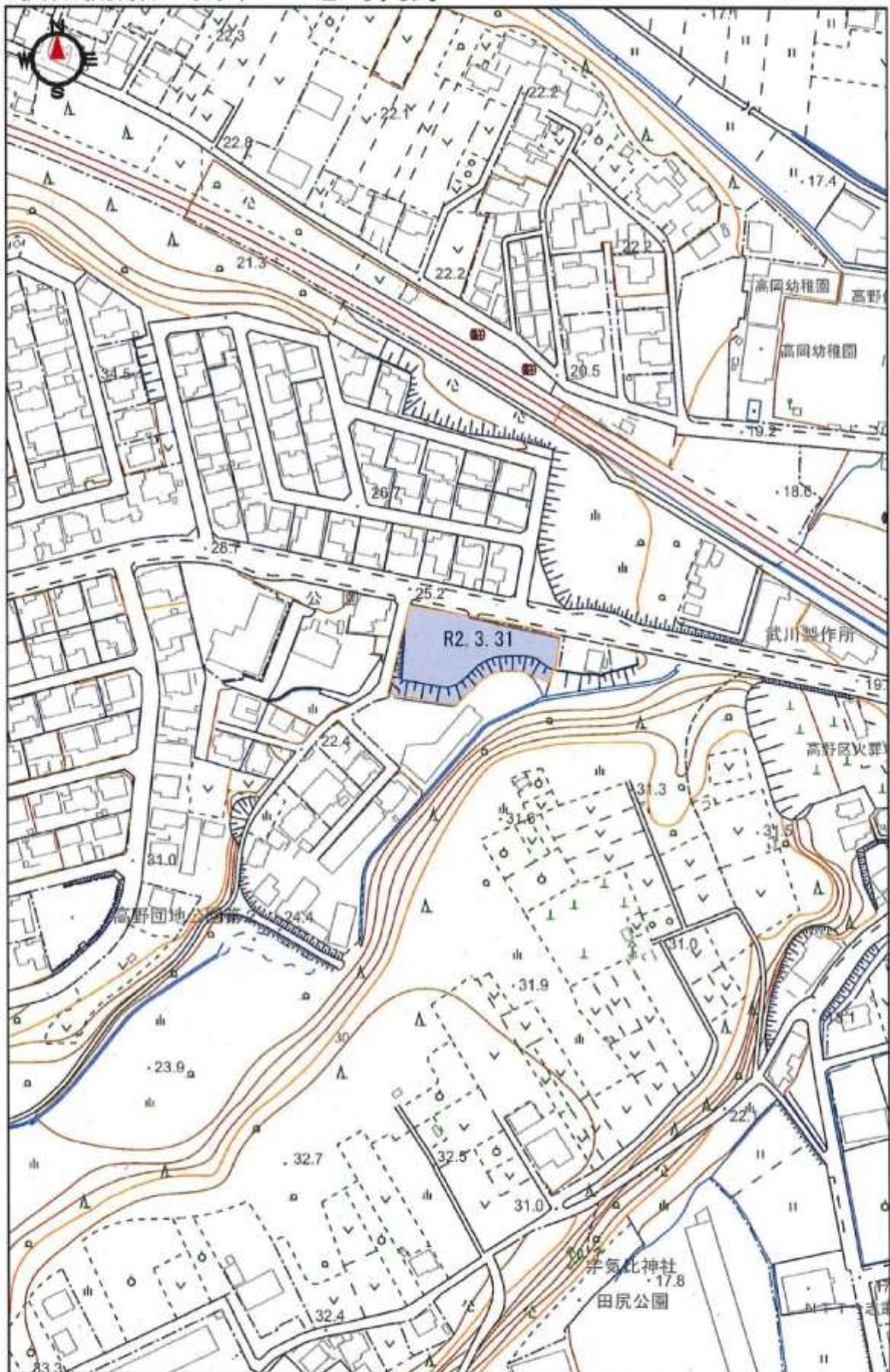


一志第3-1処理分区

1:2,500

供用開始区域図 一志町高野

R2.3.31



供用開始区域図 白山町川口

R2.3.31

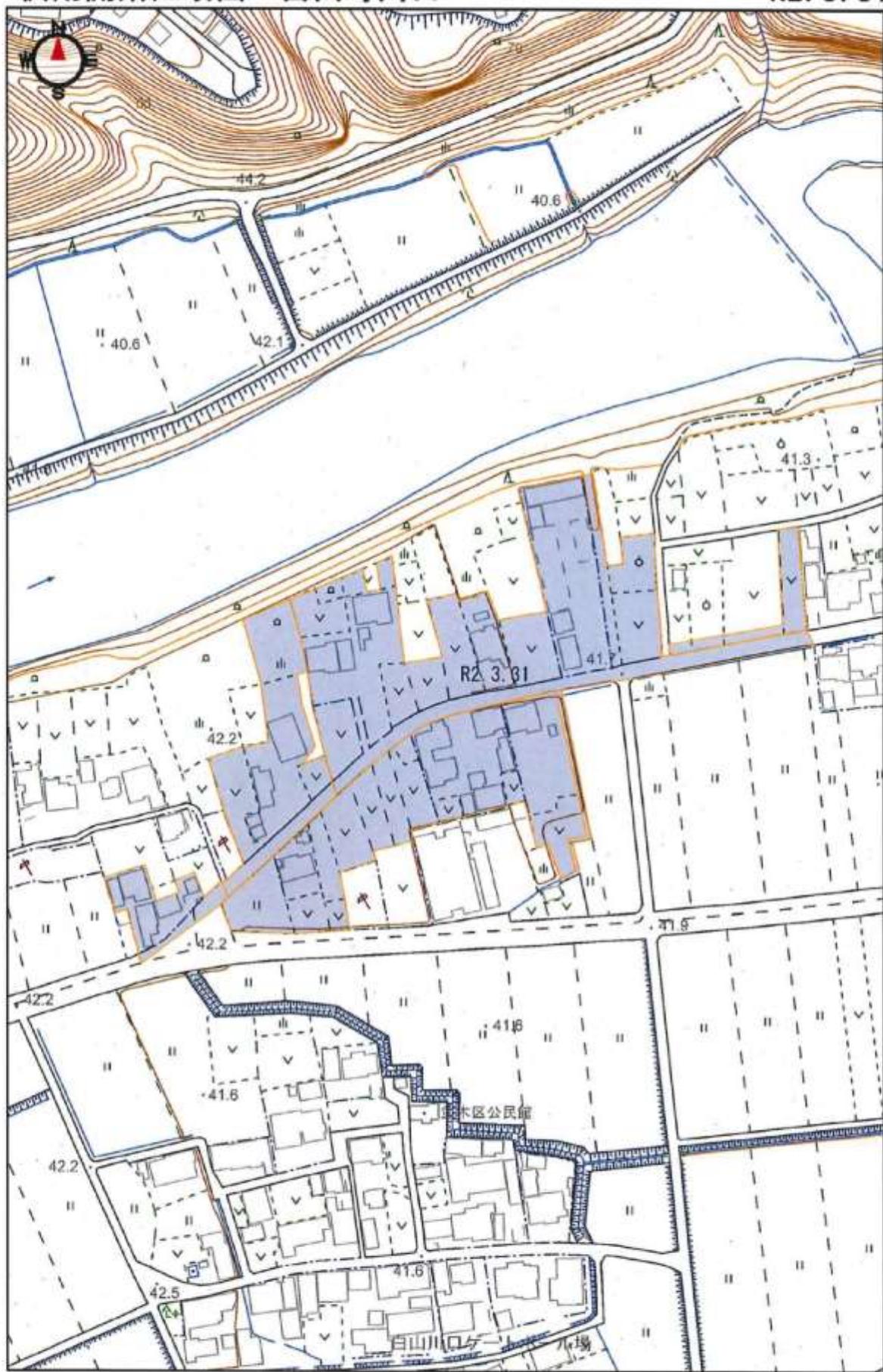


白山第2処理分区

1:2,500

供用開始区域図 白山町川口

R2. 3. 31

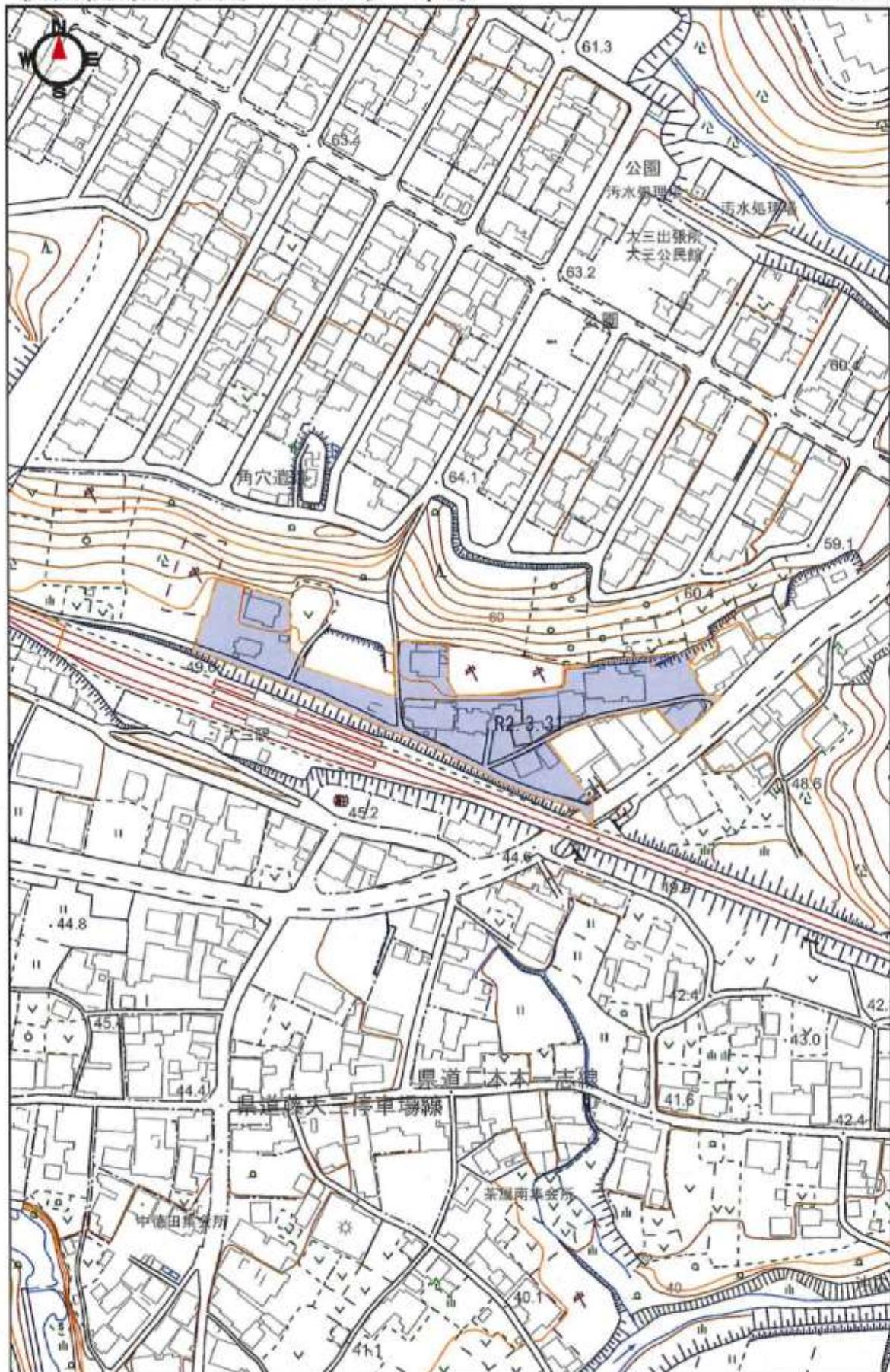


白山第2処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 白山町二本木

R2.3.31

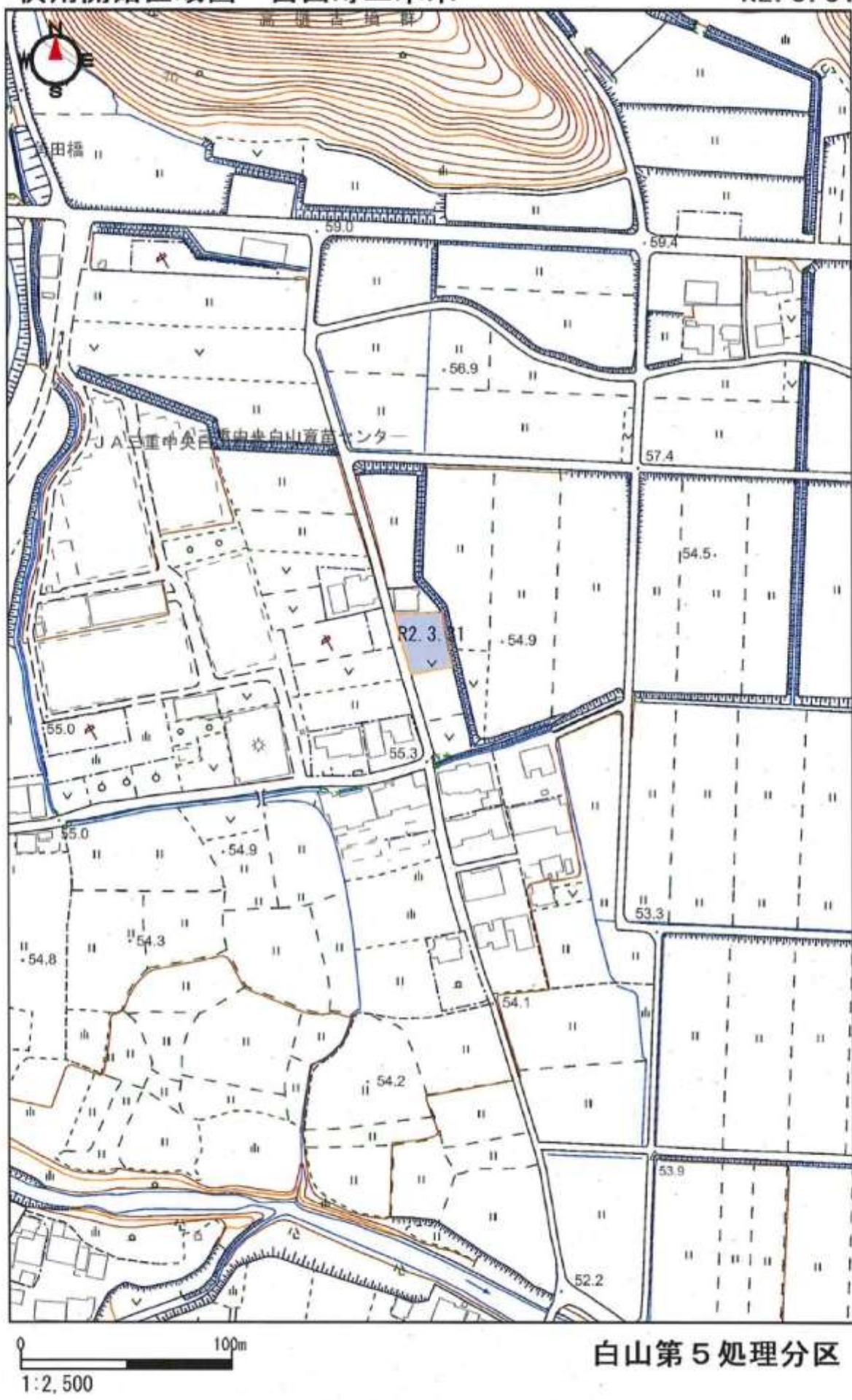


白山第5処理分区

0 100m
1:2,500

供用開始区域図 白山町二本木

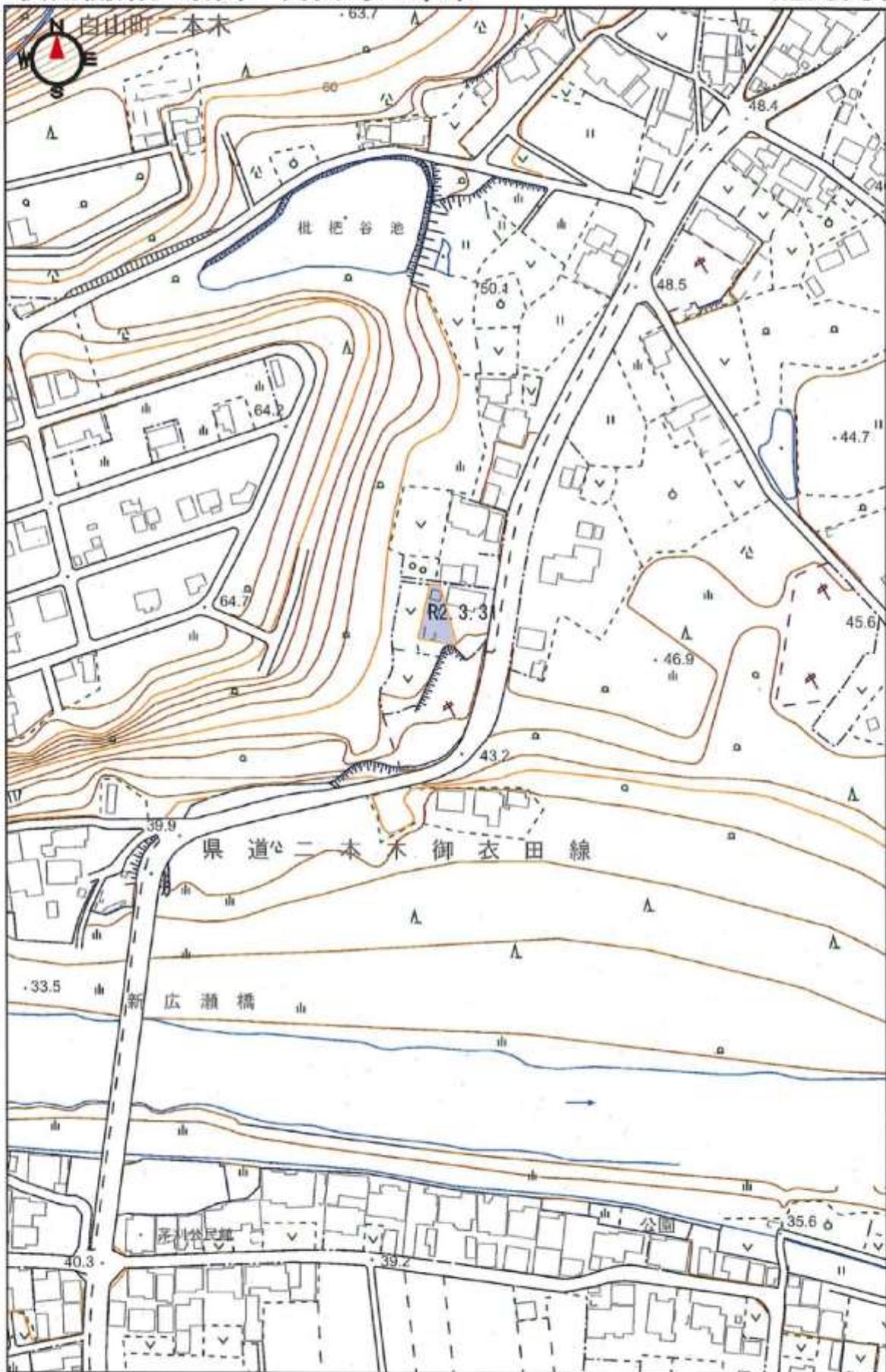
R2.3.31



白山第5処理分区

供用開始区域図 白山町二本木

R2.3.31

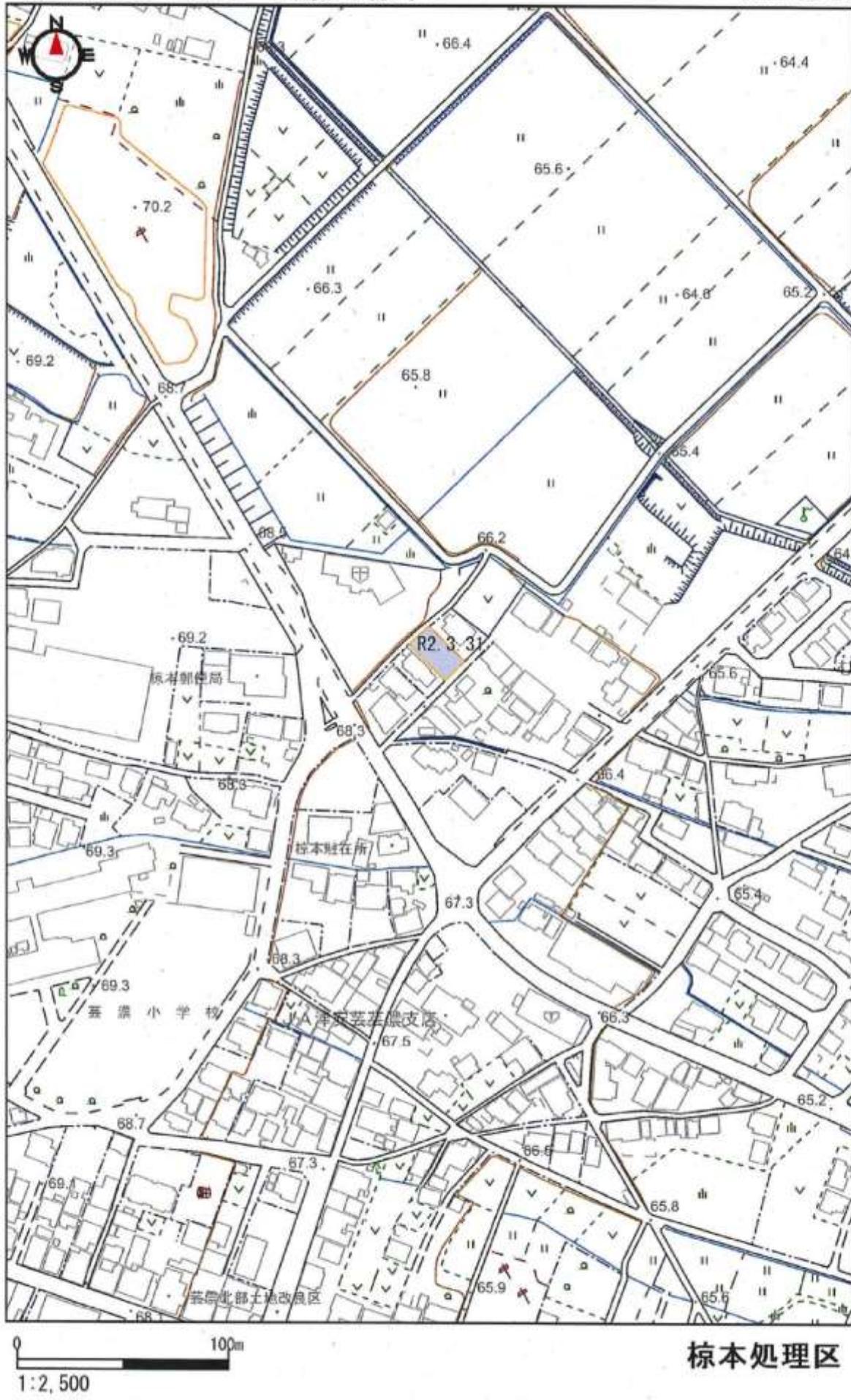


0
100m
1:2,500

白山第5処理分区

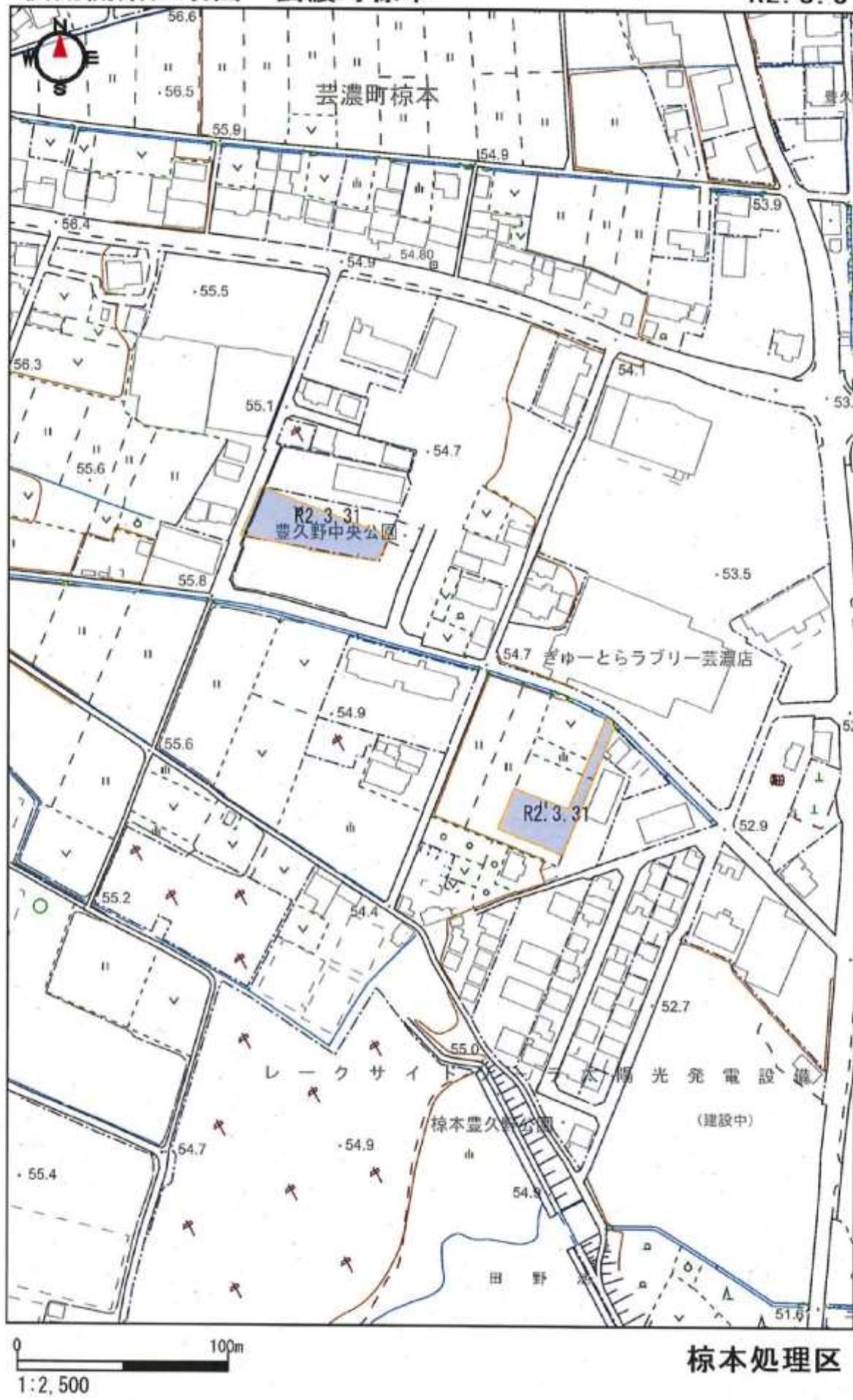
供用開始区域図 芸濃町椋本

R2. 3. 31



供用開始区域図 芸濃町椋本

R2.3.31



津市上下水道事業告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月24日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社山幸建設	津市河辺町2691番地	令和7年9月29日まで
有限会社フルイチ 設備	津市芸濃町椋本1860番 地3	令和7年9月29日まで

津市上下水道事業告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月24日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
坂倉水道株式会社	津市中河原467番地3	令和7年9月29日まで

津市上下水道事業告示第26号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月26日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社東洋光和	津市半田1956番地	令和7年9月29日まで

津市上下水道事業告示第27号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月27日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
吉村工業株式会社	津市垂水629番地	令和7年9月29日まで

津市上下水道事業告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和2年3月27日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
タナカ水道工業	三重郡菰野町大字潤田355 番地1	令和2年3月12日から 令和7年3月11日まで

津市上下水道事業公告第1号

三重県知事による津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月30日

津市上下水道事業管理者 田 村 學

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

2 施行者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市殿村5番地

4 事業施行期間

自昭和49年3月26日

至令和5年3月31日

5 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年三重県告示第201号、昭和54年三重県告示第155号、昭和58年三重県告示第107号、昭和58年三重県告示第525号、昭和61年三重県告示第283号、昭和62年三重県告示第609号、昭和63年三重県告示第142号、昭和63年三重県告示第173号、昭和63年三重県告示第400号、平成2年三重県告示第323号、平成2年三重県告示第472号、平成4年三重県告示第584号、平成5年三重県告示第504号、平成7年三重県告示第43号、平成7年三重県告示第405号、平成8年三重県告示第378号、平成10年三重県告示第175号、平成11年三重県告示第118号、平成11年三重県告示第146号、平成11年三重県告示第453号、平成13年三重県告示第48号、平成13年三重県告示第127号、平成13年三重県告示第424号、平成16年三重県告示第8号、平成16年三重県告示第209号、平成16年三重県告示第1012号、平成17年三重県告示第47号、平成17年三重県告示第297号、平成19年三重県告示第211号、平成22年三重県告

示第166号、平成23年三重県告示第681号、平成26年三重県告示
210号、平成27年三重県告示第536号及び平成30年三重県告示第
255号の事業地に津市久居井戸山町字大口及び字大口新開並びに高茶屋
小森上野町字野田を加える。

(2) 使用の部分

変更なし。

津市上下水道事業公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

令和2年3月30日

津市上下水道事業管理者 田 村 學

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道建設課

津市上下水道事業公告第3号

三重県知事による亀山都市計画下水道津市芸濃公共下水道（椋本処理区）の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月30日

津市上下水道事業管理者 田 村 學

1 都市計画事業の種類及び名称

亀山都市計画下水道津市芸濃公共下水道（椋本処理区）

2 施行者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市殿村5番地

4 事業施行期間

自平成13年10月5日

至令和6年3月31日

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成29年三重県告示第251号の事業地のうち、津市芸濃町椋本字百々、字念佛田、字墓澤、字南山ノ花、字西富家、字追上、字馬屋町、字響野、字森、字中野、字八幡前及び字藤ノ山において事業地を変更する。

津市上下水道事業公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より亀山都市計画下水道津市芸濃公共下水道（棕本処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

令和2年3月30日

津市上下水道事業管理者 田 村 學

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道建設課

津市社会教育指導員設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和2年3月26日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

津市教育委員会規則第3号

津市社会教育指導員設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(津市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正)

第1条 津市社会教育指導員設置等に関する規則(平成18年津市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(身分)

第5条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(津市青少年センター設置規則の一部改正)

第2条 津市青少年センター設置規則(平成18年津市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「非常勤」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とする。

(津市人権教育指導員設置規則の一部改正)

第3条 津市人権教育指導員設置規則(平成18年津市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条(見出しを含む。)中「委嘱」を「任命」に改める。

第5条を削る。

第6条中「第3条第3項第3号」を「第22条の2第1項第1号」に、「非常勤特別職」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市監査委員告示第3号

津市監査基準を次のように定める。

令和2年3月26日

津市監査委員 大西直彦
津市監査委員 駒田修一
津市監査委員 安藤友昭
津市監査委員 八太正年

津市監査基準

目次

- 第1章 一般基準（第1条 - 第7条）
- 第2章 実施基準（第8条 - 第15条）
- 第3章 報告基準（第16条 - 第20条）
- 第4章 雜則（第21条）

附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。この場合において、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定したときは、これを議会及び市長等に提出するものとする。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 この基準における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効

果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。

- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体並びに信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者及び上下水道事業管理者（以下「会計管理者等」という。）の現金の出納事務が正確に行われているかを検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、当該法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんしに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとって遂行されるよう、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さん努めさせるものとする。

（指導的機能の発揮）

第6条 監査委員は、第1条の目的を果たすため、監査等の対象部局等に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

2 監査委員は、監査等の実施に当たっては、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、市の組織及び運営の合理化に資するための提言を積極的に行うものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、この基準にのっとって、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとするため、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査等実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、津市監査事務局規程（平成18年津市監査委員告示第1号）に基づき適切に保存するものとする。

第2章 実施基準

（監査等実施計画）

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等実施計画を策定するものとする。

2 監査等実施計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査等実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、当該監査等実施計画を、必要に応じて適宜修正するものとする。

（リスクの識別及び対応）

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（監査等の証拠入手）

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（弁明、見解等の聴取）

第13条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員、外部監査人等との連携）

第15条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第16条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までに掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、前項第1号に掲げる監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨並びに当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第19条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告

(措置状況の公表等)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第4章 雜則

(雑則)

第21条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。